

ウ・公募資料等を修正する。  
(翻訳を含む。)

## 01\_公募要項の修正

01\_公募要項（案）【当初】

02\_公募要項（案）【12月公募開始版】

03\_公募要項（案）【4月公募開始版】

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募  
“NAGOYA CASTLE CHALLENGE”  
**公募要項**

20〇〇年〇月

名古屋市観光文化交流局

## 【 目 次 】

はじめに.....	1
1. 技術公募の目的等.....	2
1－1. 背景.....	2
1－2. 目的.....	2
1－3. 基本方針.....	2
2. 技術公募の概要.....	6
2－1. 募集する技術.....	6
(1) 歩行作業を補助する技術（歩行にハンディがある方向け）.....	6
(2) 移乗を必要とする昇降技術（車椅子の移乗ができる方向け）.....	6
(3) 移乗を必要としない昇降技術（車椅子の移乗が困難な方向け）.....	6
(4) 地上から大天守閣1階に直接入城可能な技術.....	6
2－2. 採用枠.....	7
2－3. 募集技術の採用数.....	7
2－4. 募集技術に関する注意事項.....	7
2－5. 事業期間.....	8
(1) 技術公募期間.....	8
(2) 協議期間.....	8
(3) 実用化期間.....	8
(4) 事業期間.....	8
2－6. 昇降技術開発契約.....	9
2－7. 昇降技術導入契約.....	9
2－8. 契約金額の上限.....	9
3. 技術公募の流れ等.....	10
3－1. 募集から実用品開発までの流れ.....	10
3－2. 技術公募に関する説明の機会.....	11
(1) 説明会.....	11
(2) 技術相談.....	11
(3) ワークショップ.....	11
(4) 技術対話.....	12
(5) 二次募集に係る告知.....	12
4. 審査（契約候補者の決定）.....	13
4－1. 審査の目的.....	13

4-2. 評価員 .....	13
4-3. 審査手順 .....	14
(1) 書類による審査 .....	14
(2) プレゼンテーションによる審査 .....	14
4-4. 提案概要の公表 .....	15
4-5. 利用者からの意見聴取（ワークショップの開催） .....	15
4-6. 技術対話 .....	15
4-7. 提案資料の再提出 .....	15
4-8. 審査における選定結果の通知及び公表 .....	16
4-9. 2次募集について .....	16
(1) 趣旨 .....	16
(2) 2次募集実施の流れ .....	16
(3) 審査方法、審査基準 .....	16
(4) その他 .....	17
<b>5. 協議期間 .....</b>	<b>18</b>
5-1. 協議の目的 .....	18
5-2. 具体的なコメント反映の方法 .....	18
5-3. 概算見積もりの提出 .....	18
5-4. スケジュール .....	18
5-5. 主な会議体 .....	19
<b>6. 実用化期間 .....</b>	<b>20</b>
6-1. 昇降技術開発契約までの流れ .....	20
6-2. 昇降技術開発契約 .....	20
6-3. 昇降技術導入契約 .....	20
6-4. 契約金額の上限 .....	21
6-5. 契約金支払い .....	21
6-6. 契約の中止・取り消し .....	21
<b>7. 参加者への支援体制 .....</b>	<b>22</b>
7-1. 技術相談 .....	22
(1) 概要 .....	22
(2) 技術相談員 .....	22
7-2. 階段体験館の利用 .....	22
7-3. その他支援の考え方 .....	22
7-4. 技術対話 .....	23

(1) 概要.....	23
(2) 内容.....	23
ア 技術提案の確認.....	23
イ 発注者からの改善要請.....	23
ウ 自発的な技術提案の改善.....	24
エ 文書による改善要請事項の提示.....	24
(3) 実施スケジュール.....	24
(4) 情報の取扱い.....	24
<b>8. 申請手続き等.....</b>	<b>25</b>
8-1. 参加要件.....	25
8-2. 途中辞退の可否.....	27
8-3. 申請書類の様式.....	28
8-4. 申請方法.....	28
(1) 参加表明.....	28
(2) 審査書類.....	29
(3) 技術公募に関する質問.....	29
8-5. 問い合わせ先及び申請書類の送付先.....	29
<b>9. 市から提供する情報.....</b>	<b>30</b>
<b>10. 禁止事項等.....</b>	<b>31</b>
10-1. 申請書類の虚偽記載の禁止.....	31
10-2. 参加者と評価員及び竹中工務店との事前接触の禁止.....	31
<b>11. その他.....</b>	<b>32</b>
11-1. 使用言語、通貨、時間.....	32
(1) 使用言語.....	32
(2) 通貨.....	32
(3) 時間.....	32
11-2. 遵守すべき基準、法令等.....	32
11-3. 知的財産権等.....	32
11-4. 情報管理.....	32
(1) 情報管理体制.....	32
(2) 情報取扱いにおける責任の所在.....	33
(3) 参加者による技術公募参加のPR.....	33
11-5. 応募に係る費用の負担.....	33
11-6. 技術開発に係る事故の責任.....	33

11-7. 失格事由	33
11-8. 名古屋城天守閣整備事業	34
11-9. 日本語版公募要項等の優先	34
別紙一覧	35

## はじめに

名古屋市（以下「市」という。）は、名古屋城天守閣を史実に忠実に復元するにあたり復元天守閣の昇降技術を実用化し、導入するため、「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募」（以下「技術公募」という。）を行います。

## 1. 技術公募の目的等

### 1-1. 背景

名古屋城の敷地は 1932 年に旧史蹟名勝天然紀念物保存法により史跡に指定され、1952 年に現文化財保護法により特別史跡として指定されています。名古屋城天守閣は、1612 年に完成し 1930 年に城郭建築として国宝第 1 号に指定されました。しかし、1945 年に戦災により焼失しました。

その後、1959 年に現在の鉄骨鉄筋コンクリート造で再建されましたが、再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保など様々な問題が顕在化している状況です。

天守閣を木造により復元する名古屋城天守閣整備事業は、このような現天守の課題を解決するだけでなく、豊富な史料を基に真実性の高い復元を行うことにより、復元された本丸御殿と相まって、特別史跡名古屋城の本質的価値の理解を促進させ、観光面の魅力を向上させるものです。

また、現代社会において、障害のある方や高齢者を含むすべての人が共に文化財を快適に親しむことができるようなバリアフリー化は重要です。そのため、木造天守閣の史実に忠実な復元とバリアフリー化の両立が求められています。

### 1-2. 目的

天守閣を木造で復元するには、バリアフリーに対応する通常のエレベーターを設置することができないため、前項の背景を踏まえ、障害のある方や高齢者を含むすべての人が木造天守閣を昇降できるよう、革新的な昇降技術を世界中から募り、実用化して木造天守閣へ導入することを目的とします。

史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立し、先進的バリアフリー技術をものづくりのまち名古屋から発信し、展開していきます。

### 1-3. 基本方針

市は、木造復元天守閣の昇降について「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を 2018 年 5 月 30 日に定めており、技術公募はこれに基づき行われます。また、2020 年 4 月 3 日衆議院国土交通委員会、5 月 12 日参議院国土交通委員会において、「高齢者、障がい者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議」が合意されており、この趣旨も踏まえることとします。

さらに、2019 年 10 月に名古屋市が公表した「名古屋市総合計画 2023」では、SDGs の達成に向けてその理念を踏まえ、経済・社会・環境が調和した持続可能なまちづくりを積極的に進めていくこととしています。これを受けて制定された「名古屋市 SDGs 未来都市計画」における都市像や、長期的な展望に立った持続可能なまちづくりの観点にも十分留意します。

## 木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

### 1. 基本的な考え方

- ・本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。
- ・市民の皆さんの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに1945年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。その上で、市民の精神的基柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。  
したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。
- ・50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期（※1）に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

### 2. 現天守閣の現状

- ・現天守閣は5階までエレベーターで上がるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

### 3. 内部エレベーター

- ・内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度（電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度）のものは利用できない。  
したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

#### 4. 外部エレベーター

- ・ 都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・ その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。(※2)

#### 5. 基本方針

- ・ 史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方がみることができる眺望としては、現状は1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるように目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。
- ・ 例えは、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し内部階段を昇降するなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・ 新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・ また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・ 姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・ 再建後は元来の姿を見る能够性になり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

※1 2022年の完成時期は2018年5月30日時点での予定時期となっています。  
現在の木造天守閣の完成時期は20●●年●●月を予定しております。

#### ※2 内部エレベーターの設置が困難な理由

木造天守閣は地震等で大きな揺れが発生した際に、鉄骨造や鉄筋コンクリート造に比べて揺れが大きい一方、鉄骨のエレベーターシャフトはそれに比べて揺れが小さく、両者がぶつかり建物が損傷してしまう可能性があります。そのため、エレベーターシャフトと木造天守閣の離隔を十分に取らなければなりません。

また、階層毎に柱・梁の位置が揃っておらず、柱・梁を切り欠くことなく、最上階まで通貫した空間を確保することは困難です。

上記の理由から、階層毎の柱・梁を切り欠くことなくエレベーターを設置するための平面的な面積を確保するのは困難であると考えます。

高齢者、障がい者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議（令和2年4月3日衆議院国土交通委員会、5月12日参議院国土交通委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

～中略～

十八 障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。右決議する。

名古屋市 SDGs 未来都市計画（令和元年 名古屋市）

都市像1 人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち

◇ 人権が尊重され、誰もが生きがいを持って生活できるまち  
一人ひとりの人権が尊重され、誰もが差別や偏見を受けることなく、自分らしく生活している。また、誰もが意欲を持って働き、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現しているとともに、スポーツや趣味などの活動、仲間づくりを通じて、社会とのつながりの中で生きる喜びを感じながら生活している。

◇ 高齢者や障害者をはじめ誰もが不安なく、自立して生活できるまち  
経済状況や家庭環境などに関わらず、誰もが適切な医療を受けられるとともに、地域社会の中で互いに支え合い、心身ともに健やかに安定した生活を送っている。また、介護を必要とする高齢者や障害者など支援を必要とする人々が、住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、安心して自分らしく暮らしている。

◇ 多様な人々が自分らしく活躍できるまち  
市民一人ひとりが健康づくりに取り組むことで健康寿命を長く保つとともに、高齢者が意欲や能力に応じて、豊富な技能・経験を仕事や地域活動に活かしている。また、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わらず誰もがその能力を十分に発揮して社会の中で活躍しているとともに、安心・安全に暮らしている

## 2. 技術公募の概要

### 2-1. 募集する技術

募集する技術は、「大天守地階から可能な限り上層階まで昇降できる技術」とします。

この技術に関して、以下の4つの技術例を想定しています。あくまで以下の技術は例示であり、ここに含まれない技術の応募を妨げるものではありません。

#### (1) 歩行作業を補助する技術（歩行にハンディがある方向け）

足の不自由な方の階段昇降を補助する技術を募集します。

#### (2) 移乗を必要とする昇降技術（車椅子の移乗ができる方向け）

車椅子を使用しており、別の機器への移乗が可能な方の昇降を補助する技術を募集します。

#### (3) 移乗を必要としない昇降技術（車椅子の移乗が困難な方向け）

車椅子を使用しているが他の機器への移乗が困難なため、車椅子に乗ったまま昇降すること、または床開口部を垂直昇降する技術を募集します。

#### (4) 地上から大天守閣1階に直接入城可能な技術

地上から大天守閣1階東面へ直接入城することを可能にする技術を募集します。

募集技術のイメージ

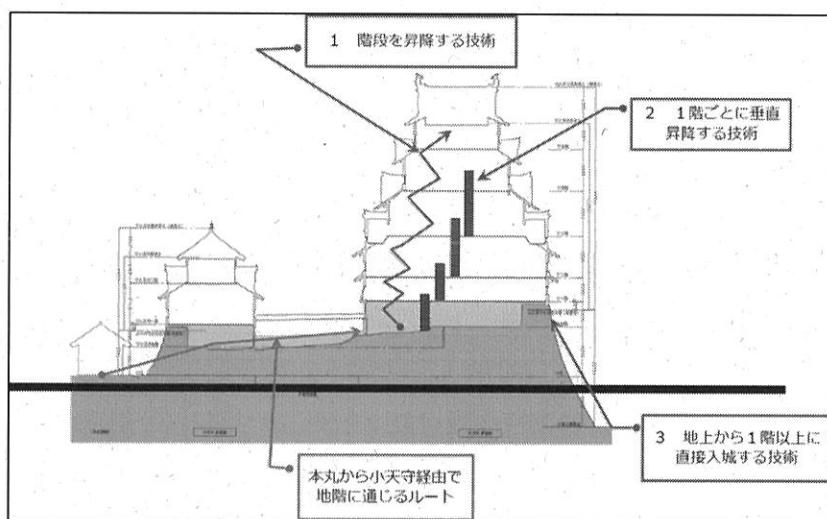


## 2-2. 採用枠

応募者は、以下の3つの動線に応じた採用枠から、応募に参加する採用枠を選択します。

- (1) 階段を昇降する技術（地階から最上階5階まで）
- (2) 1階層ごとに垂直昇降する技術（小天守から地階経由で4階まで）
- (3) 地上から1階に直接入場する技術

採用枠のイメージ



## 2-3. 募集技術の採用数

審査では、「大天守地階から可能な限り上層階まで昇降できる技術」を選定する趣旨のもと最優秀者を一者選定します。

最優秀者選定の後、複数技術が補完し合うことを通じて「史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立」を実現するため、審査（二次募集）を実施し、二次募集時優秀者を選定します。最優秀者を補完する目的のもと、二次募集時優秀者は最優秀者が選定された採用枠とは別の採用枠から1者のみ選定されることとします。また、審査・審査（二次募集）の結果、採用に足る技術のない採用枠については、採用を見送ります。

## 2-4. 募集技術に関する注意事項

募集する技術は、停電、火災、地震等の災害に対して対応できることを求めます。

なお、柱や梁などを切り欠かず床・壁に開口を設けることを可とし、エレベーター技術を対象から排除するものではありません。

## 2-5. 事業期間

### (1) 技術公募期間

時期：2021年9月から2022年末の最優秀者及び二次募集時優秀者の決定まで

技術公募開始（公募要項等の公表）から、技術公募後の審査又は審査（2次募集）の結果、最優秀者又は二次募集時優秀者に選定された後決定される者で、今後実用化に向けた契約（以下「昇降技術開発契約」という。）に向けた協議を行う者（以下「契約候補者」という。）を選定するまでの期間。昇降技術の提案を全世界から受け付け、書類等にて審査を実施し、最優秀者等を選定します。最優秀者等は契約候補者として、契約協議及び実用化に向けた検討を実施します。

※最優秀者等・・・審査の結果選定される最優秀者及び審査（二次募集）の結果選定される二次募集時最優秀者を指します。

### (2) 協議期間

時期：2022年度中

契約候補者決定後、昇降技術開発契約を結ぶまでの期間。詳細は「5. 協議期間」参照。

### (3) 実用化期間

時期：2023年4月以降

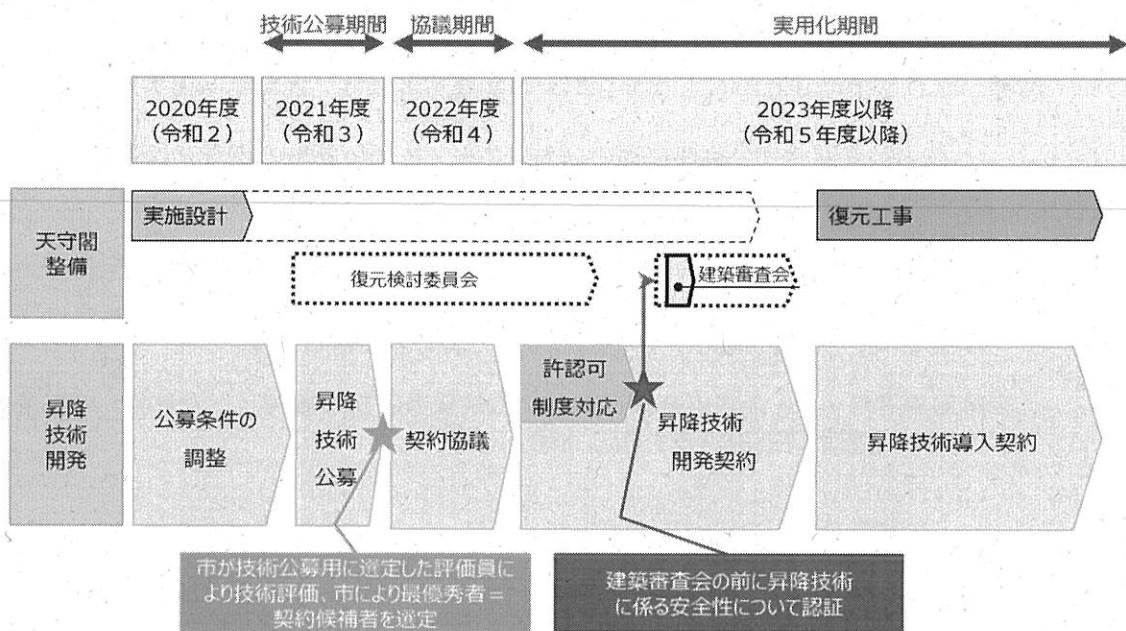
協議期間後、昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を経て、木造天守閣で製品稼働が可能になるまでの期間。詳細は、「6. 実用化期間」参照。

### (4) 事業期間

時期：2021年9月～木造天守閣で製品稼働が可能になるまでの期間

技術公募開始から導入（設置等）契約を結ぶまでの期間を示します。

## 技術公募期間、協議期間、実用化期間のイメージ



### 2-6. 昇降技術開発契約

市は、技術公募及び協議期間を経て、選定した契約候補者と昇降技術開発契約を締結します。昇降技術開発契約締結者には、試作機ベースでの高齢者・障害者からの評価・改善点の指摘を受けながら技術開発していくとともに、安全認証の取得を目指していただきます。また、許認可制度への対応もこの期間に実施していただきます。

### 2-7. 昇降技術導入契約

昇降技術開発契約にて実用品開発を経た者について、設置及び開業前試運転を求める「昇降技術導入契約」を別途締結します。昇降技術開発契約で盛り込んだ技術を、木造天守閣に実際に設置することを目的とした契約を締結します。実際の設置は、木造天守閣の工事の進捗状況も踏まえて時期・手法等を他事業者と協議しつつ進めます。

### 2-8. 契約金額の上限

「昇降技術開発契約」と「昇降技術導入契約」の契約金額の上限は併せて2億8千万円（税込）とします。「昇降技術開発契約」と「昇降技術導入契約」の契約金額の内訳は、契約候補者から提出される見積等を踏まえつつ、協議のうえで決定します。

### 3. 技術公募の流れ等

#### 3-1. 募集から実用品開発までの流れ

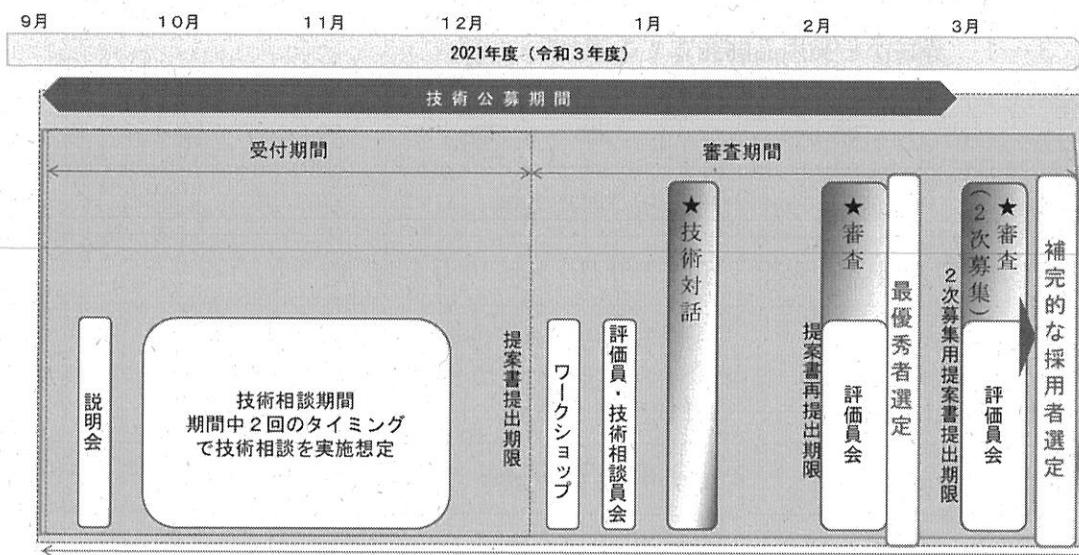
内 容	時 期	備 考
説明会	2021年9月中旬頃	
参加表明書類提出期限	2021年9月下旬～10月上旬	
技術相談期間	2021年10月～12月頃	
提案書提出期限	2021年12月初旬	
ワークショップ	2021年12月中旬頃	
評価員 技術相談員会	2021年12月下旬頃	
技術対話	2022年1月初旬頃	
提案書再提出期限	2022年2月初旬頃	
審査（評価員会）	2022年2月中下旬頃	
最優秀者選定	2022年2月下旬頃	
二次募集の告知	2022年2月末頃	
二次募集（書類提出締切）	2022年3月上旬	
審査（二次募集）	2022年3月中下旬	
二次募集時優秀者選定	2022年3月下旬	
協議期間	2022年4月～2023年3月	
実用化期間	2023年4月以降	

※最優秀者選定後、契約候補者に2022年の7月を目途に暫定の概算見積もりの提出を改めて求める予定。

※ 詳細な日程は、決定後、市の担当課と技術公募における支援業務委託者（以下、まとめて「事務局」という。）にて運営する技術公募に関する情報等をとりまとめたホームページ（以下「技術公募ホームページ」という。）に掲載予定です。

（技術公募ホームページURL） <https://www.castle-challenge.city.nagoya.jp/>

## スケジュール概要



### 3-2. 技術公募に関する説明の機会

#### （1）説明会

技術公募への参加を望む者（以下「参加者」という。）向けに公募説明会を実施します。日程などの詳細については、技術公募ホームページで公表します。

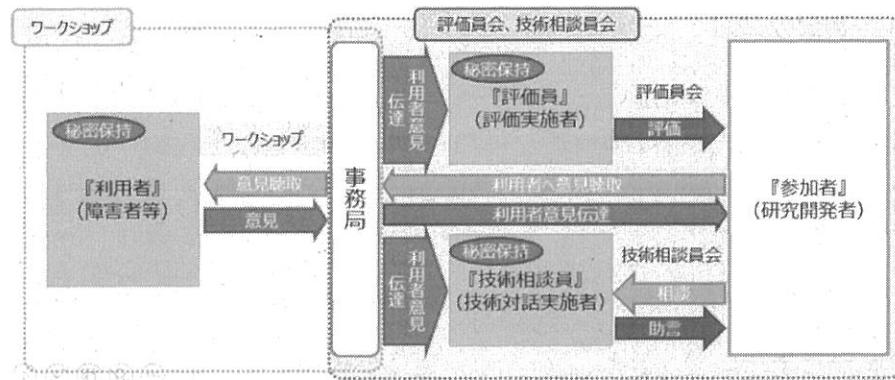
#### （2）技術相談

提案書提出前の段階で、参加表明書提出者の提案内容をより実現可能性の高いものにするため、市が指名した技術相談員が参加者の技術に対する安全性、有用性の検証などの相談に応じる場を設けます。詳しくは7-1を参照してください。

#### （3）ワークショップ

技術概要に関して障害者や高齢者等の利用者から意見を募るワークショップを開催し、利用者の観点から改善点や課題等を指摘・整理する場です。このワークショップにおける意見・要望は、評価員に伝えられ、必要に応じて審査の観点に反映されます。

## 利用者の意見・要望の反映の流れイメージ



### (4) 技術対話

建築物に関する安全性確保のため、求められる要求水準、とりわけ加点対象要求水準について参加者の理解を促進させ、要求水準を実現しうるに足る開発計画にすることを目的とした技術対話を開催します。詳しくは7-4を参照してください。

### (5) 二次募集に係る告知

最優秀者選定の後、二次募集が実施される場合には、本審査参加者（最優秀者及び最優秀者の採用枠に属するものを除く。）に対して、二次募集の契約金額や二次募集に参加するにあたって必要な手続きを連絡します。詳しくは「4-9 二次募集について」を参照してください。

## 4. 審査（契約候補者の決定）

### 4-1. 審査の目的

審査は最優秀者を選定し、契約候補者を決定することを目的に実施します。参加者は、審査には木造天守閣の昇降に必要な全ての機能を実装している試作機を用いて参加することとし、審査では昇降技術導入契約までに実用品開発、実機製造、導入ができるかの可能性を審査します。

### 4-2. 評価員

市が指名した評価員によって評価を行い、最優秀者を評価員の意見を受けて市が選定します。

評価員一覧

専門分野	所属・役職	氏名
建築 バリアフリー	一般社団法人バリアフリー総合研究所 UDーラボ 東海 代表理事	阿部 一雄
建築史・意匠	名古屋工業大学名誉教授 名古屋市文化財調査委員会委員 (建造・町並み部会 部会長)	河田 克博
インバウンド 利用者	観光地のバリアフリー情報 「アクセシブル・ジャパン」運営代表	グリズデイル・ バリー ジョシュア
制御工学	名古屋工業大学特任教授、 技術士(情報工学部門)、ごきそ技術士会会长	田中 秀和
福祉機器の 開発等研究	名城大学理工学部准教授	塙田 敦史
経営	ボーダレス・プランニング株式会社代表取締役	山本 辰久

(敬称略・50音順)

※参加者は、技術公募の審査に有利になることを目的として評価員と接触することを固く禁じます。接触が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

※名古屋城天守閣整備事業において、市は株式会社竹中工務店と基本協定を締結しております。技術公募の審査に有利になることを目的として、参加者が竹中工務店と直接接触することを固く禁じます。接触が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。但し、建築の仕様等で竹中工務店に確認したい事項については、事務局を通じて、竹中工務店に確認することは可能ですので、事務局へご相談ください。

#### 4-3. 審査手順

「書類による審査」と「プレゼンテーションによる審査」の評点を合算して、総合的に審査を行います（「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募 審査基準」参照）。参加者が1者の場合でも審査は成立するものとします。当該参加者から提出された提案内容等々が、評価基準に基づき審査を行い、その結果、最低要求水準を満たすことができない場合は、最優秀者として選定しないこととします。

##### (1) 書類による審査

事務局により審査参加申請書類に不備がなく参加要件を満たしているかを確認した後、評価員が書類による評価を行います。参加者が多い場合には、参加人数を限定する可能性がある事はご了承ください。

##### (2) プrezentationによる審査

###### ア 概要

「プレゼンテーションによる審査」では、提案者は、参考となる資料等を利用して一つ一つプレゼンテーションを行い、評価員によって審査がなされます。

参考となる資料等としては、独自環境（※1）における試作機の稼働の様子を示す映像のほか、パネルによる説明資料等を想定しています。独自環境の整備は必ずしも求めません。

参加者の参加方法はオンラインもしくは対面の選択制とします。このプレゼンテーションについて、評価員による審査を受け、最優秀者を決定します。（別紙4参照）

また、参考となる資料等を作成するため、階段体験館（※2）における写真撮影・撮影等も認めます。（別紙2）ただし、その場合は、映像記録の撮影時に階段体験館を安全に利用できるかを事前に検証する「安全性検証」に協力することを求めます。

独自環境もしくは、階段体験館のいずれを選択した場合でも審査基準に則り公正に評価がなされるため、いずれかが審査において有利に働くことは全くありません。

※1 独自環境：プレゼンテーション審査において、復元される木造天守閣の階段等を想定した環境を参加者が独自に整備し、試作機等が昇降できることを示すもの。

※2 階段体験館：木造天守閣の階段の一部を再現した実物大模型の展示施設である「名古屋城木造天守閣階段体験館ステップなごや」のことをいう。

##### イ 審査対象となる動作

階段を使用する技術については、階段を昇り、降りるまでの一連の動作とします。その際、復元される木造天守閣を想定し、踊り場での転回動作についても行っていただきます。

なお、階段を使用しない技術については、階層の上下移動を繰り返すことが可能

かを示していただきます。

#### ウ 安全性検証

階段体験館にて試作機等を用いた写真・映像記録等の撮影を行う場合には、試作機を動作させても安全性に問題がないか、評価員による検証を行います。

安全性検証は、書類による審査にあわせて実施するとともに、参加者が階段体験館を利用する直前においても実施します。

安全性検証に際して、参加者は「技術公募ホームページ」上において掲載予定の安全性検証チェックリストに基づき、安全対策を様式2-3に記載してください。

安全性検証の結果によって、参加者の階段体験館での写真・映像記録等の撮影に制限を加えることがあります。参加者は市の職員の指示に必ず従ってください。

#### 4-4 提案概要の公表

試作機等の技術の概要である「提案概要（様式10）」は原則公開とします。「技術概要」は、ワークショップ（後述）等における議論の基礎資料として利用することを予定しています。

#### 4-5 利用者からの意見聴取（ワークショップの開催）

参加者の提案技術に関して障害者・高齢者等の利用者から意見を募るワークショップを開催する予定です。このワークショップにおける意見・要望は、評価員に伝えられます。

#### 4-6 技術対話

建築物についての安全性確保のため、求められる要求水準、とりわけ加点対象要求水準について参加者の理解を促進させ、要求水準を実現しうるに足る開発計画の作成を支援する「技術対話」の機会を設けます。詳しくは、「7-4」を参照してください。

#### 4-7 提案資料の再提出

2021年11月初旬に一度提出いただいた提案資料について、技術対話の後、再度修正を加えた提案資料の提出を認めます。期限は2022年2月初旬とします。

#### 4-8. 審査における選定結果の通知及び公表

審査の結果は、各参加者に通知し、参加者の名称、点数、順位を技術公募ホームページ等で公表します。(最優秀者の名称、技術概要等は原則公表します。)

また、契約締結後に、名古屋市の調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」でも公表します。

#### 4-9. 二次募集について

##### (1) 趣旨

最優秀者選定後、複数技術が補完し合うことを通じて「史実に忠実な復元とバリアフリ化を両立」を実現するため、審査(二次募集)を実施し、二次募集時優秀者を選定します。最優秀者を補完する目的のもと、二次募集時優秀者は最優秀者が選定された採用枠とは別の採用枠から一者を選定します。

##### (2) 二次募集実施の流れ

最優秀者選定後、事務局にて契約金額の余剰が一定額以上見込まれるか確認した後、2次募集の実施可否を検討します。

二次募集が実施される場合、本審査参加者（ただし、最優秀者及び最優秀者の属する採用枠の参加者を除く）に対して、事務局より二次募集の契約金額上限を告知します。その契約上限金額を踏まえて、3月上旬を目途に新たな見積書及び提案資料の提出を受け付けます。

##### (二次募集 スケジュール)

内 容	時 期	備 考
二次募集の告知	2022年2月末頃	
二次募集（書類提出締切）	2022年3月上旬	
審査（二次募集）	2022年3月中下旬	
二次募集時優秀者選定	2022年3月下旬	

##### (3) 審査方法、審査基準

審査(二次募集)における、審査方法・審査基準は、「4-3 審査手順」に示す、本審査と同様の内容を想定しています。審査の結果、二次募集時優秀者を一者選定したのち、最優秀者と同様、契約候補者として決定することとします。

#### (4) その他

審査・審査（二次募集）の結果、採用に足る技術のない採用枠については、採用を見送ります。

## 5. 協議期間

### 5-1. 協議の目的

契約候補者は、昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約に向けた協議を市との間で行います。また、契約候補者は、協議期間に設置される会議体（5-4を参照のこと。）からのコメントを開発要件・契約要件に反映することを通じて、障害者や高齢者を含むすべての人が利用できる設備の開発を目指します。

### 5-2. 具体的なコメント反映の方法

各会議体において指摘された意見等を、市が取りまとめ、契約候補者へ伝えます。契約候補者はコメントを開発要件・契約要件に落とし込み、技術への反映を検討します。2022年度7月末～8月初旬をめどに契約条件整理初版を完成させ、2023年3月に最終版の策定を目指します。

また、契約候補者は、各種会議体に参加するとともに、質問への回答等の対応も行います。その他、文化庁からの復元許可に係る書類作成・打ち合わせ等にも協力を求めることがあります。また、安全性の確認のため、関係機関との協議を想定しており、その際の会議出席・資料の作成等も求めることをご了承ください。

2022年度1月をめどに許認可制度取得計画の策定を目指します。

### 5-3. 概算見積もりの提出

契約候補者の決定後、契約候補者に対して暫定の概算の見積もりの提出を求めます。期限は2021年の7月末目途を見込んでいます。協議期間の内容を反映させる前の概算になるので、あくまでその時点のものと考えていただいて構いません。内容・期日の詳細については、契約候補者の決定後、改めて市との協議のうえで決定します。

### 5-4. スケジュール

2022年4月～7月 各会議体の開催、意見のとりまとめ、必要な条件等の整理

2022年7月末～8月初旬 「名古屋城木造天守閣の昇降に関する昇降技術開発契約に係る条件整理」初版の策定、暫定見積もりの提出

2022年11月～2023年1月 許認可制度取得計画の策定

2023年3月 契約条件の最終化

### 5-5. 主な会議体

協議期間に設置が予定されている主な会議体は以下の通り。契約候補者には、以下の会議への出席とともに、書類作成・質問への応答等を求めます。

会議名	位置づけ	参加者
全体整備検討会議	天守閣復元事業全体に係る検討会を行う。	市、竹中工務店 等
バリアフリーアクセス協議会（新設）	バリアフリー検討会議、障害者団体連絡会の参加者が集まり、木造天守のバリアフリー技術全般について検討を行う。	名古屋市 有識者 (バリアフリー検討会議) 障害者団体連絡協議会構成員 ワークショップに参加した高齢者、障害者 一般市民
バリアフリー検討会議	昇降技術に関する利用者目線でのフィードバック、木造天守全体のバリアフリー化（スロープ等）に検討を行う。 ※一般公開	障害者関係団体
障害者団体連絡会・ワークショップ	技術公募に係る昇降技術について、利用者のフィードバック等を行う。 ※一般非公開 ※公募期間はワークショップ、協議期間は障害者団体連絡会という名称。	一般の障害者・高齢者
評価員会	協議期間における昇降技術開発契約締結前の優秀者の技術開発状況等に対する評価を行う。	評価員
技術相談員会	技術公募、協議期間、実用化期間を通じた技術開発に対する相談に対応する。	技術相談員

## 6. 実用化期間

### 6-1. 昇降技術開発契約までの流れ

市は、最優秀者が提案した技術の確認を行い、木造天守閣への導入の可能性等を総合的に検討した上で、最優秀者を「契約候補者」として決定します。その後、「5. 協議期間」を経て、開発要件・契約要件の整理を行います。

協議期間終了後、契約候補者は、速やかに市に実用品開発計画書と見積書を提出してください。市と契約候補者は、実用品開発計画、開発技術導入方法及び価格等について協議し、双方が合意し、かつ契約のための予算が名古屋市議会で議決された場合、契約候補者は「契約候補者」として実用品開発の契約を市と締結します。「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月27日条例第43号)」に該当する場合は、名古屋市議会の議決が必要になります。

昇降技術開発契約までに契約を締結するために必要な手続き(建設業許可取得等)や新技術を導入する事業への実施体制等を満たすなどの準備は終えるようにしてください。

また、並行して安全認証等の取得を図る必要があります。このための関係機関との協議も滞りなく進め、実用化期間中の認証取得を目指します。安全性認証は少なくとも、建築審査会が開催される前には取得することを求めます。具体的な時期については詳細が決まり次第改めて連絡します。

文化庁及び木造天守閣の設計・施工を請け負う株式会社竹中工務店との調整が必要になることもご留意ください。

### 6-2. 昇降技術開発契約

市は、技術公募及び協議期間を経て、選定した契約候補者と昇降技術開発契約を締結します。昇降技術開発契約締結者には、試作機ベースでの高齢者・障害者からの評価・改善点の指摘を受けながら技術開発していただくとともに、安全認証の取得を目指していただきます。また、許認可制度への対応もこの期間に実施していただきます。

万が一、契約候補者と契約できなかった場合は、次点者以降のものと契約する場合があります。

なお、提出する見積もりには製品導入までの、試作機の開発費用、実用品開発費用、許認可取得にかかる費用、製造費用、製品導入工事費用、輸送費用、本技術開発について会議体に出席を求められた場合の渡航費・搬送費など、木造天守閣で製品稼働が可能になるまでのすべての費用を含むこととします。また、

ただし、昇降技術開発契約と昇降技術導入契約の金額の内訳がわかるように作成してください。

### 6-3. 昇降技術導入契約

契約候補者には、試作機に基づいて、実用品開発を行い、木造天守閣に実機を導入することまでが求められます。導入に当たっての設置、開業前試運転等を行う契約を「昇

「昇降技術導入契約」と呼びます。

木造天守閣復元のスケジュールを踏まえつつ、設置・開業前試運転等を行う必要があるため、明確なスケジュール・内容は確定し次第、別途HP等にて連絡をします。

#### 6-4. 契約金額の上限

「昇降技術開発契約」と「昇降技術導入契約」の契約金額の上限は併せて2億8千万円（税込）とします。「昇降技術開発契約」と「昇降技術導入契約」の契約金額の内訳は、契約候補者から提出される見積等を踏まえつつ、協議のうえで決定します。

#### 6-5. 契約金支払い

契約金の支払いについては、市と契約候補者の協議によるものとします。例えば、工事請負契約であれば、前払金の支払いをすることができる可能性があります。

支払いについては、日本円で行います。契約候補者は、日本円口座をあらかじめ開設し、市の口座登録をしてください。

#### 6-6. 契約の中止・取り消し

名古屋市議会において予算の議決がされなかった場合、契約候補者が失格事由に該当した場合、その他の理由で契約候補者が昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を締結することができなくなった場合は、事業を中止し、契約の締結を行わないことがあります。その場合でも、公募の参加に要した費用は参加者が負担するものとします。申請内容に虚偽等が判明した場合、契約にあたって付された条件に従い報告書の提出義務等が果たされない場合、明らかに開発の継続が困難となった場合等には、契約締結後であっても契約を解除し、既支払済金の返還請求、損害賠償請求を行うことがあります。

## 7. 参加者への支援体制

### 7-1. 技術相談

#### (1) 概要

応募内容をより実現可能性の高いものにするため、市が指名した技術相談員が参加者の技術に対する安全性、有用性の検証などの相談に応じる場（以下「技術相談」という。）を設けます。対象者は参加表明書を提出済みの者とします。技術相談は事務局が主催となり開催します。

技術相談には、必ずしも、全ての技術相談員が参加できるわけではありません。また、参加者が直接技術相談員へ接触し、技術相談することは禁止します。

なお、技術相談の時間帯は、日本時間9時から17時のうち、最大2時間程度とします。

#### (2) 技術相談員

市が指名した技術相談員によって技術相談を行います。

技術相談員一覧

専門分野	所属・役職	氏名
I C T 技術 利用者	A i V I E W 代表 技術士（情報工学部門）	石川 英司
総合技術管理	ごきそ技術士会、技術士（電気電子部門／総合技術監理部門）、日本技術士会中部本部倫理委員会委員	鈴木 克彦
建築史 文化財保存修理	名古屋工業大学名誉教授	麓 和善
機械安全 ロボティクス	名古屋大学大学院工学研究科教授	山田 陽滋

（敬称略・50音順）

### 7-2. 階段体験館の利用

参加者は階段体験館を利用して、実機の動作試験などを行うことができます。（別紙2参照）

階段体験館を利用したい場合は、参加者は、原則、希望日の2週間前までに申し込み、市と調整の上、使用日時を決定することとします。使用できる時間は日本時間9時から17時までとします。

### 7-3. その他支援の考え方

参加者の応募技術をより向上させるために、参加者が秘匿を望まない限り技術公募

ホームページに技術概要を掲載するなど広く公表し、多様な技術連携やアイデアを実験する機会を創出します。

また、参加者の判断で民間企業や業界団体とのマッチング、他のアイデアコンテスト等の賞金獲得、クラウドファンディング等を活用することも可能とします。

#### 7-4. 技術対話

##### (1) 概要

技術対話は、建築物についての安全性確保のため、求められる要求水準、とりわけ加点対象要求水準について参加者の理解を促進させ、要求水準を実現しうるに足る開発計画の作成を支援することを目的とします。

参加者は、技術相談員と対話のうえ、必要な修正点・改善点の把握に努めます。その後、必要に応じて要求水準を全て充足しうるよう提案書への反映・再提出を実施します。技術対話の過程は、最優秀者選定・公表後に概要を公表する予定です。

##### (2) 内容

###### ア 技術提案の確認

参加者から技術提案の特徴や利点について事務局は概要説明を受け、技術開発上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行います。

また、技術対話に先立ち、事務局は事前に評価員・技術相談員会からの技術提案についての技術的な確認事項について照会・コメントを受けたうえで臨みます。

###### イ 発注者からの改善要請

事務局は、技術提案の内容に要求水準を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求めます。また、提案内容を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

技術提案中に最低要求水準を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとします。

技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず特定の者だけに改善を求めるなど、特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であります。そのため、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、参加者間の公平性を保つよう努めます。

## ウ 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けます。

## エ 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

### (3) 実施スケジュール

2022年1月上旬：技術対話実施

2022年1月末：提案書再提出期限

### (4) 情報の取扱い

技術対話において他の技術提案の内容、競争参加者数等の他者に係る情報は一切参加者に提示しません。最優秀者選定・公表後に、技術対話に至る過程の概要を公表します。

## 8. 申請手続き等

### 8-1. 参加要件

参加者は、大学、研究機関、民間企業、個人を問いません。

審査参加にあたっては、次の①～⑦の要件を審査参加申請書類の提出期限の日時点  
で満たしている必要があります。

また、必要に応じて、参加者同士による共同事業体の組成も認めます。共同事業体を組成する場合には、構成する各事業者が同様に次の①～⑦の要件を満たしている必要があります。

① 次の税を滞納している者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、納税していないものとみなす。）でないこと。

ア 市町村民税

イ 固定資産税

ウ 消費税及び地方消費税

② 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。

④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事由があった後 3 年を経過しないもの（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものを除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑤ 名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものでないこと。

⑥ 次に掲げるような著しい経営不振の状態にある者でないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

⑦ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が新技術公募に参加しようとする者でないこと。

⑧～⑩の要件については、①～⑦に追加して、昇降技術開発契約までに満たすことが

必須の条件となり、一次審査、最終審査における加点要素にもなります。

- ⑧ 事業に参加でき、かつ、昇降技術開発契約締結・契約履行を的確に遂行可能な技術的能力を有すること。
- ⑨ 事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑩ 事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力（設置工事となる場合、必要となる建設業の許可等）を有すること。

必要となる資格要件と時期の関係一覧

	参加表明	昇降技術開発契約
①	○	○
②	○	○
③	○	○
④	○	○
⑤	○	○
⑥	○	○
⑦	○	○
⑧	—	○
⑨	—	○
⑩	—	○

※ ○は必須要件、△は加点要件

#### 8-2. 途中辞退の可否

審査後、契約候補者に決定された後は、原則として途中辞退は認められないものとします。

### 8-3. 申請書類の様式

審査参加申請書類の様式は以下の通りです。参加表明・一次審査・最終審査の申請においてはそれぞれ下表の○印のついた書類を全て提出してください。この様式については技術公募ホームページからダウンロードすることができます。

審査参加申請書類の様式一覧

様式番号		事項
参加表明	審査時	
○	様式 1-1	参加表明書
○	様式 1-2	役員名簿
○	様式 2-1	公募要項に対する同意書
○	様式 2-2	公表に対する同意書
○	様式 2-3	試作機を用いた実技に際しての同意書
○	様式 3-1	採用枠・審査方法について
○	様式 3-2	技術概要
○	様式 3-3	最低要求水準のチェックシート
○	様式 3-4	技術の詳細内容
○	様式 4-1	費用の見積り等 技術・製品開発に要する費用等
○	様式 4-2	II 設置後 10 年間の総費用
○	様式 5	関連実績
○	様式 6	質問書

### 8-4. 申請方法

#### (1) 参加表明

参加者は、まず参加表明書類を提出してください。参加表明書類を提出した上で、審査参加申請書類を提出してください。

参加表明書類提出期間：2021年9月下旬～2021年10月上旬

なお、「9. 市から提供する情報」に示す情報の提供については、参加表明書類を提出することが条件になります。

参加表明書類のうち「提案書（様式1－1）」については、記載・押印の上、PDFファイル化したものを下記の宛先まで電子メールで提出するとともに、その原本を郵送で提出してください。

## （2）審査書類

審査参加申請書類の提出締め切りは2000年〇月〇日必着とします。

「公募要項に対する同意書（様式7）」は記載・押印若しくは署名の上、1部を書面にて提出ください。それ以外の書類については、原則データを入れたCD-R又はDVD-R等を郵送で提出してください。

なお、その他の記録媒体を使っての提出を希望する場合は、事前に事務局と調整をしてください。

評価の際には提出された電子データを事務局が印刷し、評価員に配布します。

## （3）技術公募に関する質問

公募に関する質問については、様式13により受け付けます。質問の提出は、一次審査に関する質問は〇年〇月〇日まで、最終審査に関する質問は〇年〇月〇日までに下記の宛先まで電子メールで提出してください。

回答は、技術公募ホームページに掲載することで行います。

### 8-5. 問い合わせ先及び申請書類の送付先

（申請書類送付先）〒460-0031

愛知県名古屋市中区本丸1番1号

名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所 昇降技術公募担当

（メールアドレス）castle\_challenge@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

（技術公募ホームページ URL）<https://www.castle-challenge.city.nagoya.jp/>

## 9. 市から提供する情報

市は、技術開発の参考となるよう、参加表明書類を提出した参加者に対して、以下の情報を個別に開示します。

- ・ 階段体験館の図面（木造階段詳細図を含む）
- ・ 名古屋城天守閣復元に向けた設計資料
- ・ 木造天守閣の基本設計図（平面図・断面図・立面図）
- ・ 木造天守閣の階段詳細図
- ・ 地上～大天守地下1階までのレベル図
- ・ 名古屋城天守閣整備事業における基本設計図面（C A D図面）

※共同事業体を含む応募者及び応募技術開発に関連する者以外の第三者への情報提供を禁止します。

## **10. 禁止事項等**

### **10-1. 申請書類の虚偽記載の禁止**

参加者の申請書類において虚偽の記載が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

### **10-2. 参加者と評価員及び竹中工務店との事前接触の禁止**

参加者は、技術公募の審査に有利になることを目的として評価員及び株式会社竹中工務店と接触することを固く禁じます。接触が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

## 11. その他

### 11-1. 使用言語、通貨、時間

#### (1) 使用言語

申請書類は日本語または英語で作成してください。また、選定された場合の事業実施にあたっても、契約候補者が作成する書面は日本語または英語で作成していただきます。

#### (2) 通貨

契約金額の支払いは日本円で行います。

また、費用の見積もり等において、金額は日本円で記載してください。

#### (3) 時間

技術公募における日時は、日本時間を基準とします。「年度」とは、各年の4月から翌年3月までの1年間を指します。

(例：「2020年度」…2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間)

### 11-2. 遵守すべき基準、法令等

技術公募の実施に当たっては、関連の各種法令等を遵守してください。関連各種法令等のうち、主なものは以下のとおりです。

- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）
- ・名古屋市都市景観条例（昭和59年条例第17号）
- ・名古屋市都市景観条例施行細則（昭和59年3月31日規則第46号）
- ・名古屋市景観計画（平成30年3月）

### 11-3. 知的財産権等

知的財産権は、すべて参加者に帰属します。また、著作権等が必要な場合は参加者が取得してください。

### 11-4. 情報管理

#### (1) 情報管理体制

市は、「名古屋市情報あんしん条例」に基づき、申請情報の管理を行います。但し、下記を除く情報については、管理の責を負いません。

- ・参加者が秘匿を望む情報
- ・評価員会の会議における検討情報
- ・技術相談員会の会議における検討情報
- ・市の本事業及び本技術公募遂行における検討情報

情報管理体制の一環として、評価員及び技術相談員は技術公募事務に関して、秘密保持の誓約書を取り交わし、守秘義務を負っております。

また、市とワークショップにおける出席者（利用者等）との間にも、秘密保持についての誓約書を取り交わします。また、市と参加者の間には、様式●●の誓約書について秘密保持の誓約を行います。

## （2）情報取扱いにおける責任の所在

参加者間での情報漏えいが生じた場合、市は責任を負いません。参加者が自発的に漏らした場合は参加者自身に責任の所在があります。他の参加者の特許など知的財産権を侵害した場合は侵害した参加者に責任の所在があります。

## （3）参加者による技術公募参加のPR

参加者が技術公募に参加している旨を外部発信することについての制限はありません。

### 11-5. 応募に係る費用の負担

技術公募への応募に係る費用は全て参加者の負担とします。

### 11-6. 技術開発に係る事故の責任

市は技術公募に係る技術開発の一切の事故について責任は負いません。

### 11-7. 失格事由

以下の事項に該当する場合は審査対象から除外します。その際、選定結果の取り消しや補助金の返却を求める場合があります。

- ① 申請書の記載内容に明らかに虚偽があった場合
- ② 審査時点で最低要求水準を満たさなかった場合
- ③ 提出期限内に必要書類等が提出されなかつた場合
- ④ 著作権等知的財産権の侵害であることが明確となった場合
- ⑤ 参加者が、契約候補者決定までに評価員に対し技術公募に関連した接触（金銭の支払いその他の便宜供与を含む。）を行つた場合
- ⑥ 「7-2. 参加要件」の①～⑨の要件を満たさないことが明らかになった場合
- ⑦ その他、公募要項等の内容に明らかに違反した場合

#### **11-8. 名古屋城天守閣整備事業**

技術公募は、名古屋城天守閣整備事業が前提であり、その進捗状況によっては内容等が変更になることがあります。

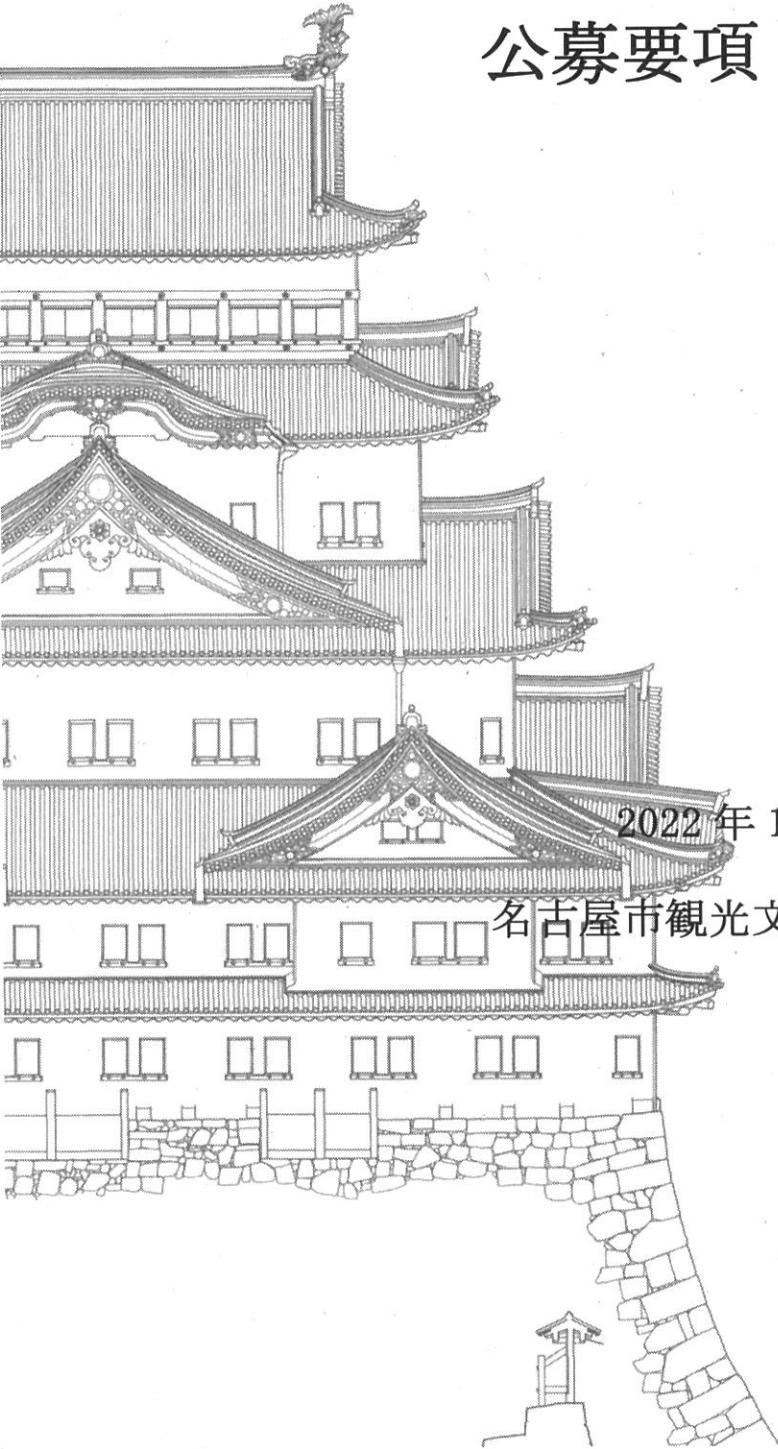
#### **11-9. 日本語版公募要項等の優先**

公募要項等については日本語版の記載内容を優先します。

## 別紙一覧

- 別紙1：名古屋城木造天守閣の昇降技術公募に関する利用者の意見
- 別紙2：「名古屋城木造天守閣『階段体験館』ステップなごや」の利用及び設備の仕様・諸元等について
- 別紙3：名古屋城木造天守閣の仕様・諸元等
- 
- 別紙4：プレゼンテーションによる審査
- 別紙5：名古屋城郭の諸条件

名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募  
公募要項（案）



2022年1月

名古屋市観光文化交流局

## 【 目 次 】

### 内容

はじめに.....	1
1. 技術公募の目的等.....	2
1-1. 背景.....	2
1-2. 目的.....	2
1-3. 基本方針.....	2
1-4. 公募要項等.....	5
2. 技術公募の概要.....	6
2-1. 募集する技術.....	6
2-2. 想定される技術例.....	6
2-3. 事業期間.....	7
(1) 公募期間.....	7
(2) 協議期間.....	9
(3) 実用化期間.....	9
2-4. 昇降技術開発.....	9
2-5. 昇降技術導入.....	9
2-6. 最優秀者以外の技術の採用.....	10
3. 技術公募に関する説明の機会.....	11
3-1. 公募説明動画の公開.....	11
3-2. 質疑回答.....	11
3-3. 技術相談.....	11
4. 審査（最優秀者の選定）.....	12
4-1. 審査目的.....	12
4-2. 評価員.....	12
4-3. 審査手順.....	12
4-4. 利用者等からの意見聴取（ワークショップの開催）.....	15
4-5. 技術対話.....	15
4-6. 審査申請書類の再提出.....	15
4-7. 審査.....	15
(1) 書類審査.....	15

(2) プレゼンテーション審査.....	15
4-8. 審査における選定結果の通知及び公表 .....	16
5. 協議 .....	17
5-1. 協議の目的.....	17
5-2. 基本協定の締結 .....	17
5-3. 契約条件の整理 .....	17
5-4. 概算見積書の提出 .....	17
5-5. 資料提供等 .....	17
6. 実用化.....	18
6-1. 昇降技術開発契約までの流れ .....	18
6-2. 昇降技術開発契約 .....	18
6-3. 昇降技術導入契約 .....	18
6-4. 契約金支払い .....	19
6-5. 契約の中止・取り消し .....	19
7. 公募参加者への支援体制.....	20
7-1. 技術相談 .....	20
(1) 概要 .....	20
(2) 技術相談の具体的な流れ .....	20
(3) 技術相談員 .....	21
7-2. 技術対話 .....	21
(1) 概要 .....	21
(2) 内容 .....	22
(3) 情報の取扱い .....	23
7-3. 階段体験館の利用 .....	23
7-4. その他支援の考え方 .....	23
8. 申請手続き等.....	23
8-1. 参加要件 .....	23
8-2. 途中辞退 .....	25
8-3. 様式一覧 .....	26
8-4. 申請方法 .....	29
(1) 参加提出書類の提出について .....	29
(2) 審査申請書類の提出について .....	29
8-5. 資料等の提出先 .....	29

8－6. 技術公募 HP URL.....	29
9. 本市から提供する情報（守秘義務対象資料）.....	30
10. 禁止事項等.....	31
10－1. 審査申請書類の虚偽記載の禁止 .....	31
10－2. 評価員・技術相談員との接触の禁止 .....	31
10－3. 木造天守復元設計・施工者及び発注者支援業務締結者との接触の禁止 .....	31
10－4. 第三者への情報提供の禁止 .....	31
11. その他.....	32
11－1. 使用言語、通貨、時間、使用単位 .....	32
(1) 使用言語 .....	32
(2) 通貨 .....	32
(3) 時間 .....	32
(4) 使用単位 .....	32
11－2. 遵守すべき基準、法令等 .....	32
11－3. 知的財産権等 .....	33
11－4. 情報管理 .....	33
(1) 情報管理体制 .....	33
(2) 情報取扱いにおける責任の所在 .....	33
(3) 参加提出書類及び審査申請書類等の取扱い .....	33
11－5. 応募に係る費用の負担 .....	33
11－6. 技術開発に係る事故の責任 .....	33
11－7. 失格事由 .....	33
11－8. 名古屋城天守閣整備事業 .....	34
11－9. 日本語版公募要項等の優先 .....	34
別紙一覧.....	34

## はじめに

名古屋市（以下「本市」という。）は、特別史跡名古屋城跡において、史実に基づき木造復元を行う天守に昇降技術を導入するために「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」（以下「技術公募」という。）を行います。

## 1. 技術公募の目的等

### 1-1. 背景

名古屋城の敷地は1932年（昭和7年）に旧史蹟名勝天然紀念物保存法により史跡に指定され、1952年（昭和27年）に現文化財保護法により特別史跡として指定されています。

名古屋城天守は、1612年に完成し1930年（昭和5年）に城郭建築として旧国宝第1号に指定されましたが、1945年（昭和20年）に戦災により焼失しました。

その後、1959年に現在の鉄骨鉄筋コンクリート造で再建されましたが、再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保など様々な問題が顕在化している状況です。

天守を木造により復元する名古屋城天守閣整備事業は、このような現天守閣の課題を解決するだけでなく、豊富な史料を基に史実に忠実な復元を行うことにより、復元された本丸御殿と相まって、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させ、観光面の魅力を向上させるものです。

また、現代社会において、障害のある人もない人も共に文化財を快適に楽しむことができるようなバリアフリーは重要です。そのため、木造天守の史実に忠実な復元とバリアフリーの両立が求められています。

### 1-2. 目的

前項の背景を踏まえ、木造復元天守を昇降できるよう、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を目指し、昇降技術を世界中から募り、実用化して木造復元天守へ導入することを目的とします。

### 1-3. 基本方針

本市は、木造復元天守の昇降について「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を2018年5月30日に定めており、技術公募はこれに基づき行います。また、2020年4月3日衆議院国土交通委員会、5月12日参議院国土交通委員会において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が施行されており、この趣旨を踏まえることとします。

## 木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

### 1. 基本的な考え方

- ・本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。
- ・市民の皆さんの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。その上で、市民の精神的基柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。  
したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。
- ・50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

### 2. 現天守閣の現状

- ・現天守閣は5階までエレベーターで上がるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

### 3. 内部エレベーター

- ・内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご(乗用部分)の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度(電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度)のものは利用できない。  
したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

#### 4. 外部エレベーター

- ・ 都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・ その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

#### 5. 基本方針

- ・ 史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・ 今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状は1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。
- ・ 例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し内部階段を昇降するなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・ 新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・ また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・ 姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・ 再建後は元来の姿を見る能够性になり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようになる。

(参考) 2022年の完成時期は2018年5月30日時点での予定時期となっており、現時点での木造復元天守への昇降技術の導入時期は未定です。

高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月3日衆議院国土交通委員会、5月12日参議院国土交通委員会）

衆議院国土交通委員会：第十四項、参議院国土交通委員会：第十八項

障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方にについて、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。

#### 1-4. 公募要項等

本技術公募のため開示する資料は、以下の通り（①から⑤を総称して、以下「公募要項等」という）。

##### ① 公募要項（別紙含む）

公募に関する事柄をまとめた資料です。

##### ア 別紙1：「名古屋城木造天守閣階段体験館」の利用及び設備の仕様・諸元等について

後述のプレゼンテーション審査（詳細は「4-7.（2）プレゼンテーション審査」参照）において参考となる資料等を作成するにあたり利用することができる名古屋城木造天守閣階段体験館の設備の仕様・諸元等についての説明資料

##### イ 別紙2：名古屋城木造復元天守の復元に係る仕様・諸元等

本技術公募で募集する昇降技術を導入する木造復元天守の仕様・諸元等についての説明資料

##### ウ 別紙3：参考となる資料等作成の際の注意点

後述のプレゼンテーション審査（詳細は「4-7.（2）プレゼンテーション審査」参照）において参考となる資料等を作成する際の注意点についての説明資料

##### エ 別紙4：名古屋城郭の諸条件

本技術公募で募集する昇降技術を導入する木造復元天守を含む特別史跡名古屋城跡全体の付近案内図・配置図・想定される敷地内導線についての説明資料

##### ② 要求水準書

本技術公募で募集する昇降技術に求める技術水準を定めたもの。

##### ③ 審査基準

公募参加者から提出された技術を審査するための基準を定めたもの。

##### ④ 様式集

後述の参加提出書類及び審査申請書類（詳細は「8-3. 様式一覧」参照）を作成するための様式を定めたもの。

##### ⑤ 本市から提供する資料

技術開発の参考となるよう、必要様式を提出した公募参加者に対して個別に開示する資料（詳細は「9. 本市から提供する資料」参照。）

## 2. 技術公募の概要

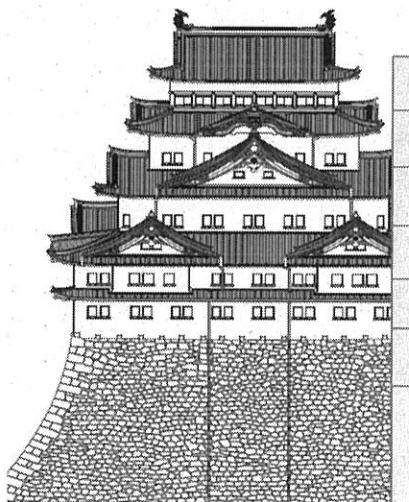
### 2-1. 募集する技術

本市は、高さ約 36mとなる木造の高層建築物である名古屋城木造天守の史実に基づく復元にあたり、柱や梁を傷めることなくバリアフリーを実現することができる昇降技術を募集します。

募集する技術は、大天守地階又は地上から可能な限り上層階まで昇降できる技術とします。

### 2-2. 想定される技術例

以下の4つの技術例を想定しています。なお、以下の技術は例示であり、ここに含まれない技術の応募を妨げるものではありません。



#### 技術例：

- ・大天守の内部を垂直に昇降する技術
- ・大天守の階段を直接昇降する技術
- ・外部から直接大天守1階以上に入城できる技術

等 幅広く技術を募集

地上から大天守地階までのバリアフリーは、  
木造天守復元の設計・施工者にて別途対応予定

注 柱や梁などを傷めることなく床・壁に開口を設けることを可とし、特定の技術（エレベーター技術を含む）を対象から排除するものではありません。

## 2-3. 事業期間

公募開始から木造復元天守で製品稼働になるまでの期間

### (1) 公募期間

公募開始から 2022 年 9 月の最優秀者の選定まで

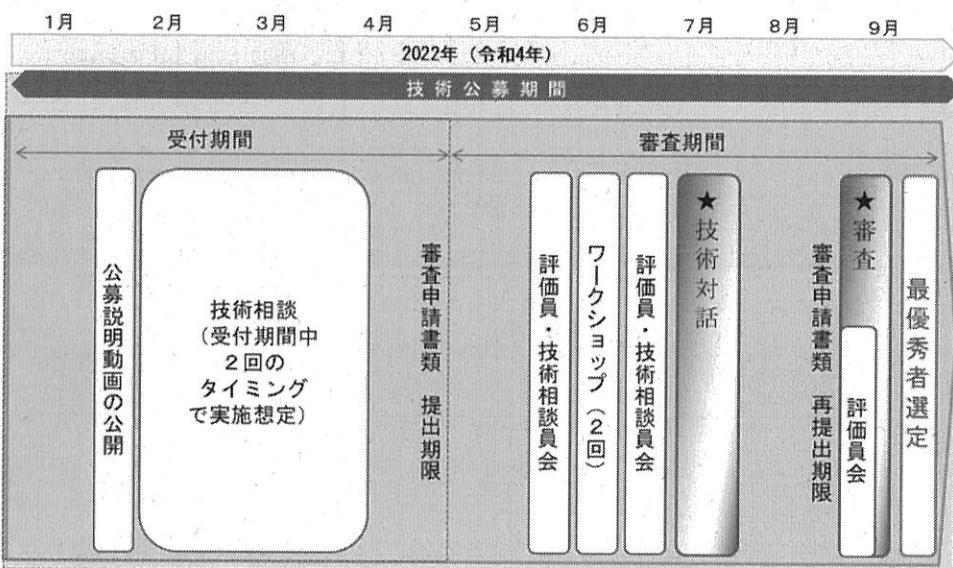
公募開始（公募要項等の公表）から、公募受付後の審査の結果、最優秀者を選定するまでの期間。

内 容	時 期	備 考
公募開始	2021 年 1 月	・名古屋市広報にて周知 ・技術公募 HP を公開
公募説明動画の公開	2022 年 1 月中旬頃	
質疑回答①	2021 年 12 月 23 日（木）～3 月 4 日（金）	質問書（様式 6）締切： 2022 年 1 月 28 日（金） 質疑回答の公表 3 月 4 日（金）
技術相談①	2022 年 2 月 9 日（木）～ 2 月 16 日（水）	・「8-1. 様式一覧」に示す 「B: 技術相談への参加意向 がある者」に係る書類の提出 期限：1 月 28 日（金）
質疑回答②	2022 年 3 月 1 日（火）～ 4 月 8 日（金）	質問書（様式 1-1）提出期 限：2022 年 3 月 11 日（金） 回答及び公募要項等の修正版 の公表：2022 年 4 月 1 日（金）
技術相談②	2022 年 3 月 24 日（木）～ 3 月 30 日（水）	・「8-1. 様式一覧」に示す 「B: 技術相談への参加意向 がある者」に係る書類の提出 期限：3 月 11 日（金）
参加提出書類及び審査申 請書類提出期限	2022 年 4 月 22 日（金）	・「8-1. 様式一覧」に示す 「A: 「9. 本市から提供する 情報」の開示を希望する者」 に係る書類の提出期限も同 日。
評価員・技術相談員会	2022 年 5 月中旬以降	—
ワークショップ	2022 年 5 月～6 月頃	利用者からの意見を事務局で 聴取するもの 2 回開催予定
評価員・技術相談会技術 対話	2022 年 6 月下旬頃以降	公募参加者数により期間増減 あり
審査申請書再提出期限	2022 年 8 月中旬頃	—

審査（評価員会）	2022年8月下旬以降	書類審査 プレゼンテーション審査
最優秀者選定	2022年9月中旬頃	—

※詳細な日程（変更がある場合を含みます。）は、本市の担当部署と技術公募における支援業務委託者（以下、まとめて「事務局」という。）にて運営する技術公募に関する情報等をとりまとめたホームページ（以下「技術公募ホームページ」という。）に随時掲載予定です。

#### スケジュール概要



## (2) 協議期間

時期：2022年10月～2022年12月頃

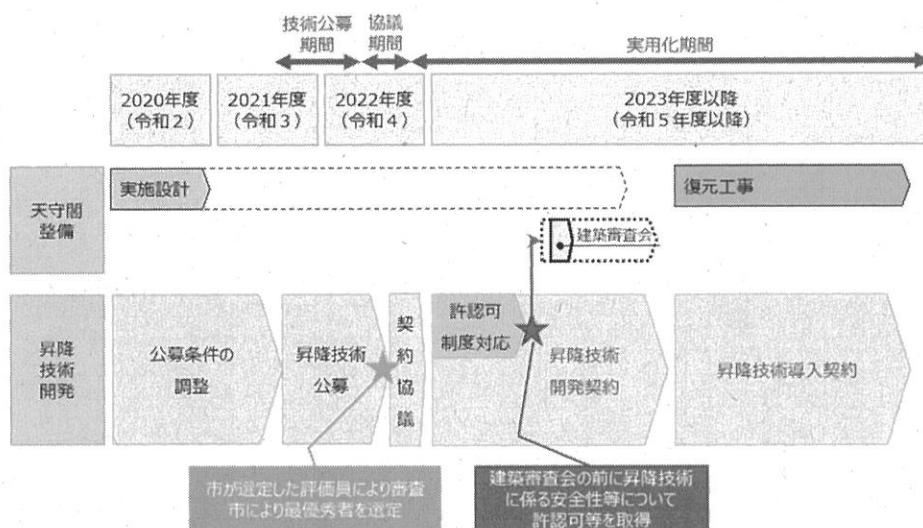
本市と最優秀者となった者が昇降技術開発契約を結ぶまでの期間。詳細は「5. 協議」参照。

## (3) 実用化期間

時期：2023年1月以降

昇降技術開発契約後、昇降技術導入契約を経て、木造復元天守で製品稼働が可能になるまでの期間。詳細は、「6. 実用化」参照。

### 公募期間、協議期間、実用化期間のイメージ



## 2-4: 昇降技術開発

本市と最優秀者は契約協議を経て「昇降技術開発契約」を締結します。昇降技術開発契約締結者は高齢者・障害者等利用者からの意見を踏まえ、試作機ベースで技術開発するとともに、必要となる安全性認証・許認可制度（以下、許認可制度等）への対応もこの期間に実施します。（詳細は「6-2. 昇降技術開発契約」参照）

## 2-5. 昇降技術導入

本市と昇降技術開発にて昇降技術の実用化を経た者は、木造復元天守への導入及び公開前試運転を求める「昇降技術導入契約」を締結します。昇降技術導入契約者は実用化した昇降設備を製作し、木造復元天守の工事の進捗状況を踏まえて木造天守復元の設計・施工者他関係する事業者等と協議調整の上、導入を進めることとします。（詳細は「6-3. 昇降技術導入契約」参照）

## 2-6. 最優秀者以外の技術の採用

最優秀者となった者の他に、最優秀者の技術を補完することができる有用なものと判断できる技術がある場合には、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」等に則り、その技術も採用し予算の範囲内で昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を締結する可能性があります。

### 3. 技術公募に関する説明の機会

#### 3-1. 公募説明動画の公開

技術公募への参加を検討している事業者等向けに公募説明動画を公開します。技術公募の趣旨・概要について「8-6. 技術公募 HP URL」に示す技術公募ホームページ上で、動画を配信する形式で行います。説明は日本語・英語にて実施する予定です。

#### 3-2. 質疑回答

技術公募に関する質問については、「質問書（様式1-1）」により受け付け、「8-5. 資料等の提出先」の宛先まで電子メールで提出してください。回答は、技術公募ホームページに掲載することで行います。詳しい記載・提出方法は「様式集」を参照してください。

また、9. 本市から提供する情報（守秘義務対象資料）に関する情報は回答することができないこと、ご了承ください。

#### 3-3. 技術相談

審査申請書類（「8-3. 様式一覧」参照）提出前の段階で、公募参加者の提案内容をより実現可能性の高いものにするため、本市が指名した技術相談員が公募参加者の技術に対する安全性、有用性の検証などの相談に応じる場を設けます。詳細は「7-1. 技術相談」参照。

## 4. 審査（最優秀者の選定）

### 4-1. 審査目的

公募参加者から提案された昇降技術について、審査基準をもとに実用化及び木造復元天守へ導入できるか審査し、最優秀者を選定することを目的とします。

### 4-2. 評価員

専門分野の有識者である評価員が審査を行います。なお、最優秀者は評価員の審査を受けて本市が選定します。

評価員一覧

専門分野	所属・役職	氏名
建築 バリアフリー	一般社団法人バリアフリー総合研究所 UD-ラボ 東海 代表理事	阿部 一雄
建築史・意匠	名古屋工業大学名誉教授 名古屋市文化財調査委員会委員 (建造物・町並み部会 部会長)	河田 克博
インバウンド	観光地のバリアフリー情報 「アクセシブル・ジャパン」運営代表	グリズデイル・ バリージョシュア
制御工学	元名古屋工業大学特任教授、 田中秀和技術士事務所所長	田中 秀和
福祉機器の 開発等研究	名城大学理工学部准教授	塙田 敦史
経営	ボーダレス・プランニング株式会社代表取締役	山本 辰久

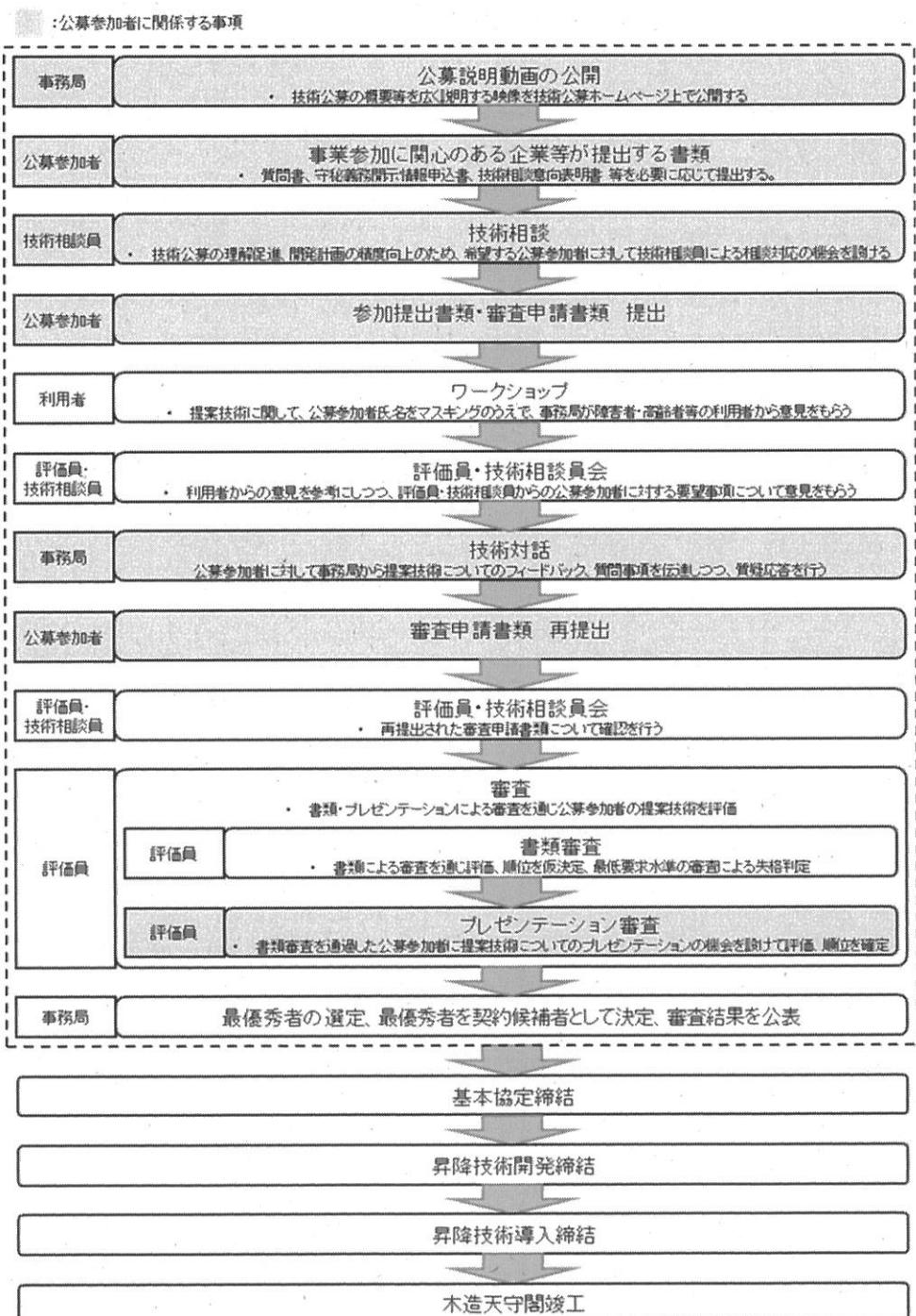
(敬称略・50音順)

### 4-3. 審査手順

公募参加者は参加提出書類及び審査申請書類を期日までに事務局に提出することとします（「8. 申請手続き等」参照）。参加提出書類及び審査申請書類について、事務局にて、参加要件の確認、並びに参加提出書類及び審査申請書類が記載要領を満たしていることの確認ができた場合、参加資格確認通知を発出します。参加確認通知後、高齢者・障害者等の利用者（以下、利用者等）からの意見を踏まえ、より優れた提案とするため、「技術対話」を実施することとします（「4-5. 技術対話」参照）。その後、必要に応じて審査申請書類を修正のうえ、再提出することを認めます（「4-6. 審査申請書類の再提出」参照）。審査申請書類の再提出期限後、評価員・技術相談員会にて審査申請

書類について評価員・技術相談員で協議の上、評価員会による審査を経て最優秀者を選定します。公募参加者が1者の場合でも審査は成立するものとします。なお、参加提出書類及び審査申請書類について、参加要件、最低要求水準、様式集等を満たしていることを確認できなかった場合、最優秀者に選定されません。

### 審査手順



#### 4-4. 利用者等からの意見聴取（ワークショップの開催）

利用者等からの意見聴取とは、公募参加者から提出された「技術概要（様式3-2）」を、利用者等の観点から改善点や課題等の意見・要望をいただく場です。利用者等からの意見聴取は事務局が行い、公募参加者の参加はできません。

利用者等からいただいた意見等は事務局を通じて、評価員、技術相談員に伝えられ、技術対話により公募参加者に伝えられます。

なお、ワークショップにおいて使用する資料を作成することを目的に、公募参加者から写真、資料の提供を事務局より協力求める場合があります。

#### 4-5. 技術対話

技術対話は、事務局と公募参加者の協議を通じて、審査申請書類の内容の一部を改善することでより優れた内容とすることを目的とし、改善された審査申請書類の再提出を促すものです。詳しくは、「7-2. 技術対話」を参照してください。

#### 4-6. 審査申請書類の再提出

提出いただいた審査申請書類について、技術対話の後、改善された審査申請書類の再提出を認めます。

#### 4-7. 審査

評価員は、審査基準に基づき評価を行います。最低要求水準が満たされているかを確認した後、加点要求水準についても評価を行い、採点します。ただし、加点要求水準の審査区分「バリアフリー（有用性）」における審査基準8項目の得点の合計点が、配点400点中240点（=400×0.6）未満の公募参加者は、最優秀者として選定されません。

##### （1）書類審査

書類審査では、評価員が審査申請書類を基に審査を行います。

##### （2）プレゼンテーション審査

「プレゼンテーション審査」では、希望する公募参加者は、参考となる資料等（別紙3「参考となる資料等作成の際の注意点」参照）を利用してプレゼンテーションを行うことができます。

評価員は質疑応答を実施したうえで、「（1）書類審査」で実施した採点の結果を必要に応じて修正し、採点を確定します。事務局は、この確定した採点を基に事務局が最優

秀者を選定します。

公募参加者の参加方法はオンラインもしくは対面の選択制とします。オンラインを選択した場合は「Zoom」によるウェブミーティングシステムを利用することを前提とします。事務局は、通信環境の乱れ等により説明が滞った場合の責任を一切負いません。

また、「参考となる資料等」を作成するため、階段体験館（※1）における写真撮影・動画撮影等も認めます。階段体験館の利用については「7-3. 階段体験館の利用」参照。

独自環境（※2）もしくは、階段体験館のいずれを活用した場合でも審査基準に則り公正に評価がなされるため、いずれかが審査において有利に働くことはありません。

※1 階段体験館：木造復元天守の階段の一部を再現した実物大模型の展示施設である「名古屋城木造天守閣階段体験館」のことをいう。

※2 独自環境：プレゼンテーション審査において、復元される木造復元天守の階段等を想定した環境を公募参加者が独自に整備し、実機等が昇降できることを示すもの。

#### 4-8. 審査における選定結果の通知及び公表

審査の結果は、各公募参加者に通知し、原則、公募参加者の名称、技術概要、国籍、点数、順位を技術公募ホームページ等で公表します。

また、昇降技術開発契約締結後に、名古屋市の調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」でも公表します。

## 5. 協議

### 5-1. 協議の目的

最終優秀者選定後、本市と最優秀者は昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約に向けた契約条件を整理するための協議を行います。

### 5-2. 基本協定の締結

本市と最優秀者は、昇降技術開発及び昇降技術導入を実施するにあたり、継続的に協議を行うこと等を定めた基本協定を締結します。

### 5-3. 契約条件の整理

本市と最優秀者は、基本協定締結後、昇降技術開発契約に係る契約条件の整理を行います。2022年10月下旬～11月初旬をめどに当該契約の主要条件を合意し、2022年12月に当該契約内容を合意することとします。

### 5-4. 概算見積書の提出

契約条件の協議を経て、契約金額の根拠資料としての概算見積書の提出を求めます。ただし、審査時の見積書よりも高額な見積書を提出することは認めません。内容・期日の詳細については、最優秀者の選定後、改めて決定することとします。

### 5-5. 資料提供等

協議期間中に本技術公募に係る種々の会議が開催される予定です。最優秀者には、昇降技術の技術内容等について、本市から資料作成等の協力を依頼しますので、対応してください。

## 6. 実用化

### 6-1. 昇降技術開発契約までの流れ

本市と最優秀者は、契約協議を経た後、実用化に向けた開発の契約（昇降技術開発契約）を締結します。

昇降技術開発契約までに契約を締結するために必要な手続き（建設業許可取得等）や提案した昇降技術にかかる実施体制等の準備を終えるようにしてください。

また、昇降技術開発契約期間中に許認可制度等への対応を求めます。許認可制度等の取得が必要な具体的な時期については詳細が決まり次第事務局から改めて連絡します。

文化庁及び木造天守復元の設計・施工者との調整が必要になることもご留意ください。

このため、契約期間は実用化及び許認可制度等の対応に必要な期間を本市と協議して決定することとします。

### 6-2. 昇降技術開発契約

契約金額の上限は8千万円（税込み）とします。協議期間中に予め提出された見積書に基づき金額を決定することとします。

提出する見積書には開発費用（試作機の製造も含む）、実用化に係る費用、許認可取得にかかる費用、昇降技術開発について会議体に出席を求められた場合の渡航費・搬送費など、昇降技術導入契約前に掛かるすべての費用を含みます。

なお、最優秀者と契約できなかった場合は、次点者以降のものと契約する場合があります。

昇降技術開発契約を締結するにあたり、技術の陳腐化に対応するため、技術の最新化・更新に努めることを契約条件として盛り込みます。

### 6-3. 昇降技術導入契約

契約金額の上限は2億円（税込み）とします。昇降技術導入契約前に提出された見積書に基づき金額を決定することとします。

提出する見積書には、実用化した製品の製造、搬送費用、製品導入費用、試運転調整費用など、木造復元天守で製品稼働が可能になるまでのすべての費用を含みます。

ただし、木造復元天守本体側で必要な補強等については、本市が施工することとします。その他、製品導入にあたり疑義が生じた場合は本市と協議することとします。

昇降技術導入契約締結者による実際の設置は、木造天守復元の設計・施工者他関係する事業者等と協議調整の上、行います。

#### 6-4. 契約金支払い

契約金の支払いについては、本市と最優秀者の協議によるものとします。最優秀者は、日本円口座をあらかじめ開設し、本市の口座登録を行ってください。

#### 6-5. 契約の中止・取り消し

名古屋市議会において予算の議決がされなかった場合、最優秀者が失格事由に該当した場合、その他の理由で最優秀者が昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を締結することができなくなった場合は、基本協定を解除の上、昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約の締結を行わないことがあります。

その場合でも、公募の参加に要した費用は公募参加者が負担するものとします。

申請内容に虚偽等が判明した場合、契約にあたって付された条件に基づく報告書の提出義務等が果たされない場合、明らかに開発の継続が困難となった場合等には、契約締結後であっても契約を解除し、既支払済金の返還請求、損害賠償請求を行うことがあります。

## 7. 公募参加者への支援体制

### 7-1. 技術相談

#### (1) 概要

応募内容をより実現可能性の高いものにするため、公募説明動画の公開から審査申請書類提出期限までの期間で、本市が指名した技術相談員が公募参加者の技術に対する安全性・有用性の検証などの相談に応じる場（以下「技術相談」という。）を設けます。

技術相談の内容は、提案技術に係るものに限り、技術公募のスケジュールや手続き等の質問は「3-2. 質疑回答」にて確認してください。

#### (2) 技術相談の具体的な流れ

##### ア 参加対象者

技術相談の参加対象者は「8-3. 様式一覧」における「B：技術相談への参加意向がある者」に示す書類を提出した者とします。

事務局において技術相談の意向を確認し、技術相談の日程調整及びオンラインツール Zoom 情報（ID・パスワード）の連絡を行います。技術相談は2つの期間を想定しています（「2-3. 事業期間」参照）。最大で各期間一回ずつ技術相談を受けることが可能です。

1回目の技術相談に参加した後、2回目も引き続き参加を希望する場合には、「技術相談意向表明書（様式1-5）」を提出期限までに提出してください（「2-3. 事業期間」参照）。2回目の技術相談に初めて参加する場合には、技術相談の参加対象者は「8-3. 様式一覧」における「B：技術相談への参加意向がある者」に示す書類の提出を求めます。

##### イ 提出書類

各回の技術相談について、提出期限までに「守秘義務に関する誓約書（NDA）（様式1-3）」、「技術相談意向表明書（様式1-5）」、「技術相談事項（様式1-6）」と技術相談時に利用予定の書類を「8-5. 資料等の提出先」に提出してください（「2-3. 事業期間」参照）。詳しい記載・提出方法等は「様式集」を参照してください。

##### ウ 当日の流れ

技術相談には、公募参加者・技術相談員・事務局が参加します。所定の日時に Zoom に接続してください。その後、参加者のあいさつ・簡単な趣旨の説明の後、事前に提出された「技術相談事項（様式1-6）」を基に技術相談を開始してください。会社名・団体名を名乗ることは禁止します。技術相談する内容は事前に提

出した「技術相談事項（様式1－6）」の内容に限るものとし、それ以外の質問は原則認めません。

また、「11-1(1) 使用言語」記載の通り、技術相談は日本語で実施します。通訳が必要となる場合は、公募参加者が準備の上参加してください。（日本語以外の言語での対応は致しかねます。）

## エ 回答の方法

技術相談では、「技術相談事項（様式1－6）」で事前に提出した質問項目の範囲で直接技術相談員と質疑応答し、回答を得ることが可能です。ただし、正式な回答は後日書面にて送付する内容とします。

## オ その他

「様式1－3 守秘義務に関する誓約書（NDA）」の内容に則り、知り得た情報については守秘義務が課されることに留意してください。

## （3）技術相談員

専門分野の有識者である技術相談員によって、技術相談を行います。

技術相談員一覧

専門分野	所属・役職	氏名
ICT 技術	AiVIEW 代表 技術士（情報工学部門）	石川 英司
総合技術管理	名古屋工業大学特任教員、 名古屋工業大学ごきそ技術士会会长	鈴木 克彦
建築史 文化財保存修理	名古屋工業大学名誉教授	麓 和善
機械安全 ロボティクス	名古屋大学大学院教授	山田 陽滋

（敬称略・50音順）

## 7-2. 技術対話

### （1）概要

技術対話は、提出された審査申請書類に対する、事務局と公募参加者の協議を通じて、審査申請書類の内容の一部を改善することでより優れた内容とする目的とし、改善された審査申請書類の再提出を促すものです。出席者は、公募参加者・事

務局・技術相談員とします。公募参加者は、複数名での参加も可としますが、公募参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとします。

後日、「技術対話の進め方(仮称)」を技術相談 HP に公開します。詳細はそちらを参照してください。

## (2) 内容

### ア 参加の条件

4-3 の参加資格確認通知を受領していることを条件とします。

### イ 提案技術の確認と利用者等の意見・要望への対応

事務局は公募参加者から提案技術の特徴や利点について概要説明を受け、技術開発上の課題認識や提案技術の不明点について質疑応答を行います。提案技術が要求水準を満たしているか確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求めます。また、利用者等にとって利便性の高い、より優れた提案とするためワークショップにて利用者等から寄せられた意見・要望を事務局から公募参加者へ共有し、双向型的な対話行います。

### ウ 事務局からの改善要請

事務局は、審査申請書類の内容に、より改善が見込まれる事項がある場合には、技術対話において公募参加者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、審査申請書類の再提出を求めます。要求水準を満たさないおそれがある事項があり、その改善がなされない場合には、事務局は当該公募参加者の審査への参加資格がないものとして取り扱う場合があります。

### エ 自発的な審査申請書類の改善

公募期間中、再提出期限まで公募参加者からの改善された審査申請書類の再提出を受け付けます。

### オ 文書による改善要請事項の提示

事務局は、技術対話時または技術対話の終了後、公募参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示します。

### カ 技術対話の概要の公表

審査申請書類の改善に係る過程について、公募参加者が秘匿を望む情報を除いて、その概要を公表します。

### キ その他

「様式1-3 守秘義務に関する誓約書(NDA)」の内容に則り、守秘義務対象資料及び本技術公募に参加することによって知り得た一切の情報については守秘義務が課さ

れることに留意してください。

### (3) 情報の取扱い

技術対話において審査申請書類の内容、公募参加者数等の他者に係る情報は一切公募参加者に提示しません。

## 7-3. 階段体験館の利用

公募参加者は階段体験館を利用して、試作機等の動作試験などを行うことができます。(別紙1「名古屋城木造天守閣階段体験館の利用及び設備の仕様・諸元等について」参照。技術公募ホームページにも掲載します。)

階段体験館を利用したい場合は、原則、希望日の2週間前までに申し込み、本市と調整の上、使用日時を決定することとします。使用できる時間は原則土日祝を除く日本時間9時から17時までとします。

## 7-4. その他支援の考え方

公募参加者が希望する場合は技術公募ホームページに技術概要を掲載するなど広く公表することができます。

## 8. 申請手続き等

### 8-1. 参加要件

公募参加にあたっては、次に掲げる要件を審査申請書類の再提出期限の時点で全て満たしている必要があります。

同一の公募参加者による複数の技術の組み合わせによる提案についても、要求水準を充足する限り認めます。

また、必要に応じて、公募参加者同士による共同事業体の組成も認めます。共同事業体を組成する場合には、いずれかの構成員を代表者とし、次のア及びイの条件を満たす必要があります。

ア 代表者は次の①～⑩を満たすこと。

イ 共同事業体構成員のうち、代表者以外は次の①～⑤及び⑦～⑩を満たすこと。

- ① 技術公募の公告の日から最優秀者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付け名古屋市長等・

愛知県警察本部長締結) 及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置の期間がない者であること

- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ④ 技術公募の公告の日から最優秀者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあっては、技術公募の公告の日から最優秀者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ⑤ 次に掲げるような著しい経営不振の状態にある者でないこと。
  - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
  - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- ⑥ 令和3年度及び令和4年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「業務委託」、申請業種「その他」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、技術公募の審査申請書類再提出期限までに当該資格を有すると認定された者であること。
- ⑦ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が技術公募に参加しようとする者であること。
- ⑧ 技術公募に参加するため結成する共同事業体においては、当該事業体の構成員が技術公募に参加しようとする者であること。
- ⑨ 技術公募の支援業務委託である「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託」に関わっている者又はその者と注1に示す関係及びそれに同視し得る関係のある者でないこと。
- ⑩ 4-2に示す評価員及び7-1に示す技術相談員が属する者又は当該の者と資本若しくは人事等において注1に示す関係及びそれに同視し得る関係のある者でないこと。

注1 資本関係及び人的関係を下記に示す。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- a. 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。

- a. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

8-2. 途中辞退

審査申請書類提出の後は、「辞退届（様式3-8）」を提出することとします。審査後、最優秀者に選定後は、原則として途中辞退は認めません。

### 8-3. 様式一覧

様式は以下の通りです。下表の○印のついた書類を提出してください。この様式については技術公募ホームページからダウンロードすることができます。本技術公募に参加する者は提出期限までに、CとDを提出してください。「9. 本市から提供する情報」の開示を希望する者は前もってAの様式を提出してください。ただし、情報の開示の希望はC及びDの提出期限までとします。技術相談への参加意向がある者は技術相談意向表明書の提出期限までにBの様式を提出してください。審査申請書類の一部については、本技術公募関係者に公募参加者名を除いた形で公表します。

#### 様式一覧

- A: 「9. 本市から提供する情報」の開示を希望する者(2022年4月22日までの情報開示を希望するタイミング)
- B: 技術相談への参加意向がある者(技術相談参加意向表明書提出期限まで)
- C: 参加提出書類(2022年4月22日まで)
- D: 審査申請書類(2022年4月22日まで)

A	B	C	D	様式番号	事項
—	—	—	—	様式1-1	質問書 ※
○	—	—	—	様式1-2	事務局開示情報申込書
○	○	○	—	様式1-3	守秘義務に関する誓約書(NDA)
○	○	○	—	様式1-4	第二次被開示者への資料開示通知書 ※
—	○	—	—	様式1-5	技術相談意向表明書
—	○	—	—	様式1-6	技術相談事項
○	○	○	—	様式2	参加提出書類(一式)の提出について
○	○	○	—	様式2-1	参加表明書
○	○	○	—	様式2-2	役員名簿
○	○	○	—	様式2-3	公募要項に対する同意書
—	—	○	—	様式2-4	階段体験館利用に関する同意書
—	—	—	○	様式3	審査申請書類(一式)の提出について
—	—	—	○	様式3-1	審査に関する基礎事項
—	—	—	○	様式3-2	技術概要
—	—	—	○	様式3-3	最低要求水準のチェックシート

—	—	—	○	様式3-4	技術の詳細内容
—	—	—	○	様式3-5	技術・製品開発に要する費用等
—	—	—	○	様式3-6	設置後5年間の総費用
—	—	—	○	様式3-7	関連実績
—	—	—	—	様式3-8	辞退届※

注 ※の付された書類は必要に応じて提出する書類。

また、各書類について、以下の対象に対し、開示する予定です。

様式番号等	資料開示対象者				
	事項	評価員・技術相談員	木造天守復元設計・施工者	利用者等	技術公募ホームページ
公募参加者名・国籍	—	—	—	—	○
点数・順位	—	○	—	—	○
住所、連絡先	—	—	—	—	○(希望制)
様式1-1～1-6 様式2-1～2-4	参加表明書、役員名簿、同意書、提供情報へのNDA	—	—	—	—
様式3-1	審査に関する基礎事項	○	—	—	—
様式3-2	技術概要	○	○	○	○
様式3-3	最低要求水準のチェックシート	○	○	—	—
様式3-4	技術の詳細内容	○	○	—	—
様式3-5	技術・製品開発に要する費用等	○	—	—	—
様式3-6	設置後5年間の総費用	○	—	—	—
様式3-7	関連実績	○	○	—	—

注：名古屋城天守閣整備事業の建築に係る評定機関及び地元有識者へ昇降技術について本市からの情報提供が必要になる場合があります。その際には情報提供前に公募参加者の同意を得るものとします。

## 8-4. 申請方法

### (1) 参加提出書類の提出について

公募参加者は、「8-3. 様式一覧」のうち、「参加提出書類」にあたる書類を「8-5. 資料等の提出先」に提出してください。詳しい記載・提出方法等は「様式集」を参照してください。「参加提出書類」を提出せずに「審査申請書類」のみ提出することは認めません。なお、「9. 本市から提供する情報」については、参加提出書類を提出した者を対象とします。

### (2) 審査申請書類の提出について

公募参加者は、「8-3. 様式一覧」のうち、「審査申請書類」にあたる書類を「8-5. 資料等の提出先」に提出してください。詳しい記載・提出方法等は「様式集」を参照してください。

また、審査申請書類にあわせて、参考となる資料等についても提出を認めます。詳しい記載・提出方法等は「様式集」及び別紙3「参考となる資料等作成の際の注意点」を参照してください。

## 8-5. 資料等の提出先

本事業における資料等の提出先は以下の通りです。

本公司に関する問い合わせは、「質疑回答」等の公募要項に記載の期間・方法を通じた場合のみ受け付けます。それ以外の問い合わせは回答ができない場合がある事をご了承ください。

(住所) 〒460-0031 愛知県名古屋市中区本丸1番1号  
名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所 昇降技術公募担当

(メールアドレス) castle\_challenge@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

## 8-6. 技術公募HP URL

(技術公募ホームページURL) <https://www.castle-challenge.city.nagoya.jp/>

## 9. 本市から提供する情報（守秘義務対象資料）

本市は、技術開発の参考となるよう、技術公募への参加を検討する者が「8-3. 様式一覧」に示す「A:「9. 本市から提供する情報」の開示を希望する者」に示す書類を提出した場合、以下の情報を個別に開示します。ただし、提出者に対しは、事務局より公募参加者の技術開発実績等について照会する場合があります。事務局が技術開発実績等を確認できず、技術公募への参加意向を確認できない場合、情報を開示しない場合があります。

連携する企業等申請者以外の第三者への開示を望む場合は、「第二次被開示者への資料開示通知書（様式1-4）」も提出を求めます。

- ・階段体験館の図面（木造階段詳細図を含む）
- ・木造復元天守の階段詳細図
- ・名古屋城天守閣整備事業における木造天守一般図

※現段階での情報となりますので、設計の進捗と共に部分的に変更される可能性があります。

## 10. 禁止事項等

### 10-1. 審査申請書類の虚偽記載の禁止

公募参加者の参加提出書類及び審査申請書類において虚偽の記載が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

### 10-2. 評価員・技術相談員との接触の禁止

公募参加者は、審査に有利になることを目的として評価員・技術相談員と直接接触することを固く禁じます。直接接触が発覚した場合は、本技術公募への参加資格を失うこととします。ただし、要求水準や利用者等の意見・要望への対応について確認したい事項については、事務局を通じて確認することは可能ですので事務局へご相談ください。

### 10-3. 木造天守復元設計・施工者及び発注者支援業務締結者との接触の禁止

公募参加者は、公募期間前及び公募期間中を問わず、審査に有利になることを目的として木造天守復元設計・施工者及び発注者支援業務締結者との直接接触することを固く禁じます。直接接触が発覚した場合は、本技術公募への参加資格を失うこととします。ただし、木造復元天守の仕様・諸元等で確認したい事項については、事務局を通じて確認することは可能ですので、事務局へご相談ください。

### 10-4. 第三者への情報提供の禁止

公募参加者は、「9. 本市から提供する情報（守秘義務対象資料）」を含む本技術公募に参加することによって知り得た情報について、第三者への情報提供を固く禁止します。第三者への情報提供が発覚した場合は、本技術公募への参加資格を失うこととします。ただし、審査申請書類の作成にあたり第三者への情報提供が必要な場合は、事務局に「情報提供の目的・情報提供の相手先・提供する情報の内容」について相談し、同意を得ることで第三者への情報提供が可能になる場合がありますので、ご相談ください。第三者への情報提供が許可され公募参加者から第三者へ情報提供を行った場合は、公募参加者が第三者の情報管理について責を負うものとします。

## 1.1. その他

### 1.1-1. 使用言語、通貨、時間、使用単位

#### (1) 使用言語

参加提出書類、審査申請書類等、技術公募で市に提出する資料はすべて日本語で作成してください。その他、技術対話やプレゼンテーション審査も日本語で実施します。また、最優秀者が作成する書面も日本語で作成してください。なお、市が提供する資料、情報（口頭を含む）等は、全て日本語とします。

上記を踏まえ、公募参加者は、必要に応じて日本語通訳者を用意してください。

#### (2) 通貨

契約金額の支払いは日本円で行います。

また、費用の見積書等において、金額は日本円で記載してください。

#### (3) 時間

技術公募における日時は、日本時間を基準とします。「年度」とは、各年の4月から翌年3月までの1年間を指します。

（例：「2021年度」…2021年4月1日から2022年3月31日までの1年間）

#### (4) 使用単位

使用する単位は原則として、国際単位系（SI単位系）を用いてください。ただし、温度については、セルシウス温度（℃）を用いてください。詳細については、事務局と協議してください。

### 1.1-2. 遵守すべき基準、法令等

技術公募の実施に当たっては、関連の各種法令等を遵守してください。関連各種法令等のうち、主なものは以下のとおりです。

- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・名古屋市都市景観条例（昭和59年条例第17号）
- ・名古屋市都市景観条例施行細則（昭和59年3月31日規則第46号）
- ・名古屋市景観計画（平成30年3月）

### 1 1 - 3. 知的財産権等

知的財産権は、すべて公募参加者に帰属することとします。公募参加者は、提案の際に第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しないことを保証し、公募参加者の提案に関して第三者との間で著作権その他の知的財産権に関する紛争が発生した場合、公募参加者は自らの費用と責任においてこれを解決するものとします。

### 1 1 - 4. 情報管理

#### (1) 情報管理体制

本市は、「名古屋市情報あんしん条例」に基づき、申請情報の管理を行います。但し、下記以外の情報については、管理の責を負いません。

- ・公募参加者が秘匿を望む情報
- ・評価員及び技術相談員の会議における検討情報

情報管理体制の一環として、評価員及び技術相談員は技術公募事務に関して守秘義務を負っております。

#### (2) 情報取扱いにおける責任の所在

公募参加者間での情報漏えいが生じた場合、本市は責任を負いません。

#### (3) 参加提出書類及び審査申請書類等の取扱い

公募参加者が技術公募に際して提出した参加提出書類及び審査申請書類、参考となる資料等については、事務局にて管理します。

### 1 1 - 5. 応募に係る費用の負担

技術公募への応募に係る費用は全て公募参加者の負担とします。

### 1 1 - 6. 技術開発に係る事故の責任

本市は技術公募に係る技術開発の一切の事故について責任は負いません。

### 1 1 - 7. 失格事由

以下の事項に該当する場合は技術公募への参加資格を失うこととします。その際、選定結果の取り消しを行う場合があります。

- ① 提出期限内に必要書類等が提出されなかった場合
- ② 著作権等知的財産権の侵害であることが明確となった場合

③その他、公募要項等の内容に明らかに違反した場合

#### 11-8. 名古屋城天守閣整備事業

技術公募は、名古屋城天守閣整備事業が前提であり、その進捗状況によっては内容等が変更になることがあります。

#### 11-9. 日本語版公募要項等の優先

公募要項等については日本語版の記載内容を優先することとします。

#### 別紙一覧

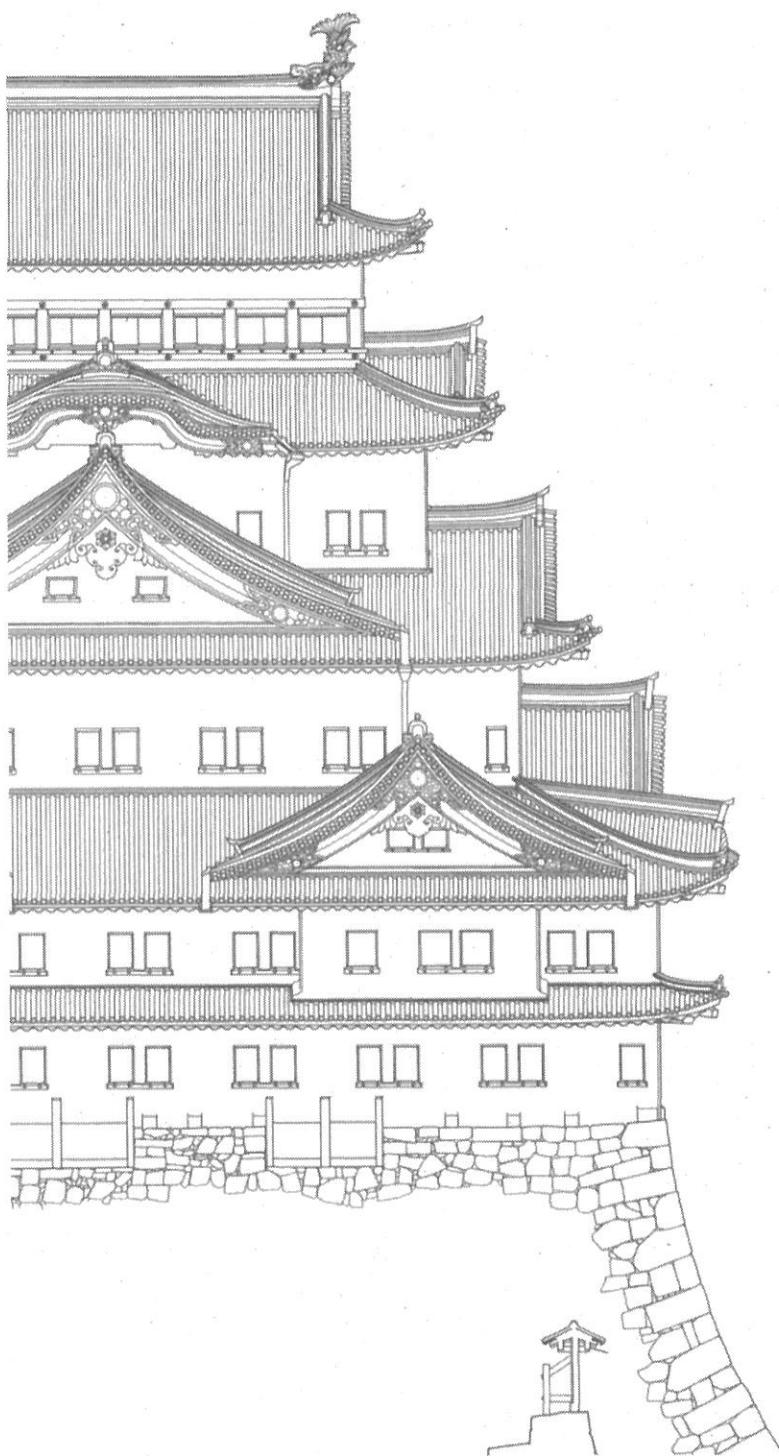
別紙1：「名古屋城木造天守閣階段体験館」の利用及び設備の仕様・諸元等について

別紙2：名古屋城木造復元天守の復元に係る仕様・諸元等

別紙3：参考となる資料等作成の際の注意点

別紙4：名古屋城郭の諸条件

名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募  
公募要項（案）



2022年4月  
名古屋市観光文化交流局

## 【 目 次 】

はじめに.....	1
1. 技術公募の目的等.....	2
1-1. 背景.....	2
1-2. 目的.....	2
1-3. 基本方針.....	2
1-4. 公募要項等.....	5
2. 技術公募の概要.....	6
2-1. 募集する技術.....	6
2-2. 想定される技術例.....	6
2-3. 事業期間.....	7
(3) 実用化期間.....	10
2-4. 昇降技術開発.....	10
2-5. 昇降技術導入.....	11
2-6. 最優秀者以外の技術の採用.....	11
3. 技術公募に関する説明の機会.....	12
3-1. 公募説明動画の公開.....	12
3-2. 質問回答.....	12
3-3. 技術相談.....	12
4. 審査.....	13
4-1. 審査目的.....	13
4-2. 評価員.....	13
4-3. 審査手順.....	13
4-4. 利用者等からの意見聴取（ワークショップの開催）.....	15
4-5. 技術対話.....	15
4-6. 審査申請書類の再提出.....	15
4-7. 審査.....	15
(1) 書類審査.....	15
(2) プрезентーション審査.....	15
4-8. 審査結果の通知及び公表.....	16

5. 協議	17
5-1. 協議の目的	17
5-2. 基本協定の締結	17
5-3. 契約条件の整理	17
5-4. 見積書の提出	17
5-5. 資料提供等	17
6. 実用化	18
6-1. 昇降技術開発の契約までの流れ	18
6-2. 昇降技術開発契約	18
6-3. 昇降技術導入契約	18
6-4. 契約金の支払時期	19
6-5. 契約の中止・取り消し	19
7. 公募参加者への支援体制	20
7-1. 技術相談	20
(1) 概要	20
(2) 技術相談の具体的な流れ	20
(3) 技術相談員	21
7-2. 技術対話	21
(1) 概要	21
(2) 内容	21
7-3. 階段体験館の利用	22
8. 申請手続き等	23
8-1. 参加資格	23
8-2. 異なる技術での複数の提案及び複数の技術を組み合わせた提案	24
8-3. 途中辞退	24
8-4. 様式一覧	25
8-5. 申請方法	29
(1) 参加提出書類の提出について	29
(2) 審査申請書類の提出について	29
8-6. 資料等の提出先	29
8-7. 技術公募ホームページ	29
9. 本市から提供する情報（守秘義務対象資料）	30
10. 禁止事項等	31

10-1. 審査申請書類の虚偽記載の禁止 .....	31
10-2. 評価員及び技術相談員との接触の禁止 .....	31
10-3. 木造天守復元設計・施工者及び発注者支援業務締結者との接触の禁止 .....	31
10-4. 第三者への情報提供の禁止 .....	31
11. その他 .....	32
11-1. 使用言語、通貨、時間、使用単位 .....	32
(1) 使用言語 .....	32
(2) 通貨 .....	32
(3) 時間 .....	32
(4) 使用単位 .....	32
11-2. 遵守すべき基準、法令等 .....	32
11-3. 知的財産権等 .....	33
11-4. 情報管理 .....	33
(1) 情報管理体制 .....	33
(2) 情報取扱いにおける責任の所在 .....	33
(3) 参加提出書類及び審査申請書類等の取扱い .....	33
11-5. 応募に係る費用の負担 .....	33
11-6. 技術開発に係る事故の責任 .....	34
11-7. 失格事由 .....	34
11-8. 名古屋城天守閣整備事業の進捗状況の考慮 .....	34
11-9. 日本語の優先 .....	34
別紙一覧 .....	34

## はじめに

名古屋市（以下「本市」という。）は、特別史跡名古屋城跡において、史実に基づき木造復元を行う天守に昇降技術を導入するために「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」（以下「技術公募」という。）を行います。

## 1. 技術公募の目的等

### 1-1. 背景

名古屋城の敷地は1932年（昭和7年）に旧史蹟名勝天然紀念物保存法により史跡に指定され、1952年（昭和27年）に現文化財保護法により特別史跡として指定されています。

名古屋城天守は、1612年に完成し1930年（昭和5年）に城郭建築として旧国宝第1号に指定されましたが、1945年（昭和20年）に戦災により焼失しました。

その後、1959年に現在の鉄骨鉄筋コンクリート造で再建されましたが、再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保等様々な問題が顕在化している状況です。

天守を木造により復元する名古屋城天守閣整備事業は、このような現天守閣の課題を解決するだけでなく、豊富な史料を基に史実に忠実な復元を行うことにより、復元された本丸御殿と相まって、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させ、観光面の魅力を向上させるものです。

また、現代社会において、障害のある人もない人も共に文化財を快適に楽しむことができるようなバリアフリーは重要です。そのため、木造天守の史実に忠実な復元とバリアフリーの両立が求められています。

### 1-2. 目的

前項の背景を踏まえ、木造天守を昇降できるよう、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を目指し、昇降技術を世界中から募り、実用化して木造天守へ導入することを目的とします。

### 1-3. 基本方針

本市は、木造天守の昇降について「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を2018年5月30日に定めており、技術公募はこれに基づき行います。また、2020年4月3日衆議院国土交通委員会、5月12日参議院国土交通委員会において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が施行されており、この趣旨を踏まえることとします。

図表1 「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」

### 1. 基本的な考え方

- ・本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。
- ・市民の皆さんの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。その上で、市民の精神的基柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。  
したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。
- ・50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

### 2. 現天守閣の現状

- ・現天守閣は5階までエレベーターで上がるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

### 3. 内部エレベーター

- ・内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご(乗用部分)の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度(電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度)のものは利用できない。  
したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

#### 4. 外部エレベーター

- ・都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

#### 5. 基本方針

- ・史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状は1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。
- ・例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し内部階段を昇降するなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・再建後は元来の姿を見る能够性になり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

(参考) 2022年の完成時期は2018年5月30日時点での予定時期となっており、現時点での木造天守への昇降技術の導入時期は未定です。

図表2 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月3日衆議院国土交通委員会、5月12日参議院国土交通委員会）

#### 衆議院国土交通委員会：第十四項、参議院国土交通委員会：第十八項

障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。

## 1-4. 公募要項等

技術公募のため開示する資料は、以下の通り（①から⑤を総称して、以下「公募要項等」という。）です。

### ① 公募要項（本書及び下記別紙1～4）

公募に関する事項をまとめた資料です。

#### ア 別紙1 「名古屋城木造天守閣階段体験館」の利用及び設備の仕様・諸元等について

後述のプレゼンテーション審査（詳細は「4-7（2）プレゼンテーション審査」参照。）において参考となる資料等を作成するにあたり利用することができる名古屋城木造天守閣階段体験館（以下「階段体験館」という。）の設備の仕様・諸元等についての説明資料

#### イ 別紙2 名古屋城木造天守の復元に係る仕様・諸元等

技術公募で募集する昇降技術を導入する木造天守の仕様・諸元等についての説明資料

#### ウ 別紙3 参考となる資料等作成の際の注意点

後述のプレゼンテーション審査（詳細は「4-7（2）プレゼンテーション審査」参照。）において参考となる資料等を作成する際の注意点についての説明資料

#### エ 別紙4 名古屋城郭の諸条件

技術公募で募集する昇降技術を導入する木造天守を含む特別史跡名古屋城跡全体の付近案内図・配置図・想定される敷地内動線についての説明資料

### ② 要求水準書

技術公募で募集する昇降技術に求める技術水準を定めたもの。

### ③ 審査基準

公募参加者から提出された技術を審査するための基準を定めたもの。

### ④ 様式集

後述の参加提出書類及び審査申請書類（詳細は「8-4 様式一覧」参照。）を作成するための様式を定めたもの。

### ⑤ 本市から提供する資料

技術開発の参考となるよう、必要様式を提出した公募参加者に対して個別に開示する資料（詳細は「9 本市から提供する情報（守秘義務対象資料）」参照。）。

## 2. 技術公募の概要

### 2-1. 募集する技術

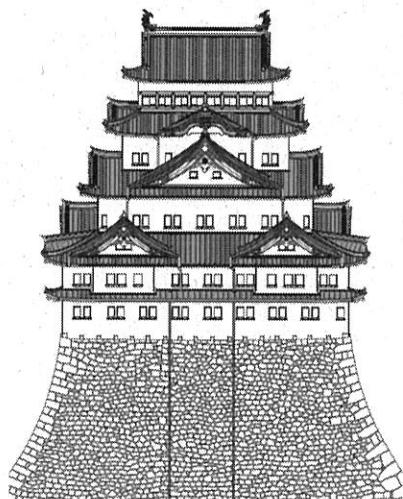
本市は、高さ約 36mとなる木造の高層建築物である名古屋城木造天守の史実に基づく復元にあたり、柱や梁を傷めることなくバリアフリーを実現することができる昇降技術を募集します。

募集する技術は、大天守地階又は地上から可能な限り上層階まで昇降できる技術とします。

### 2-2. 想定される技術例

以下の3つの技術例を想定しています。なお、以下の技術は例示であり、ここに含まれない技術の応募を妨げるものではありません。

図表3 想定される技術例



#### 技術例：

- ・大天守の内部を垂直に昇降する技術
- ・大天守の階段を直接昇降する技術
- ・外部から直接大天守1階以上に入城できる技術

等 幅広く技術を募集

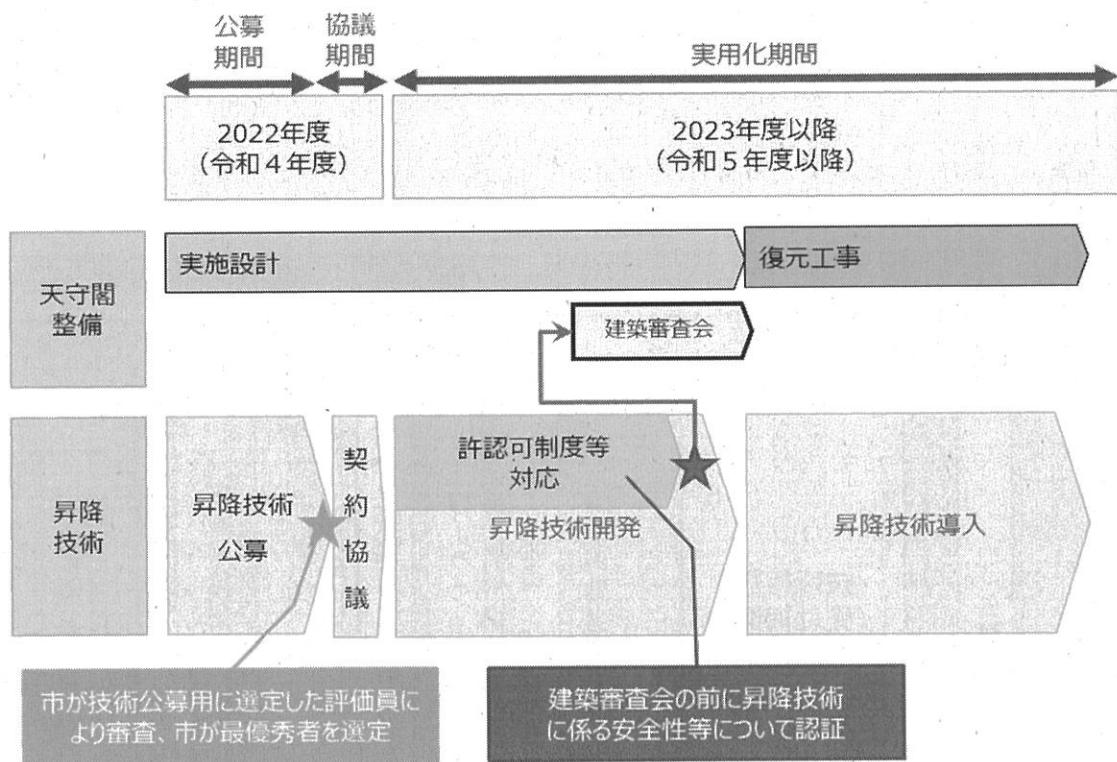
地上から大天守地階までのバリアフリーは、  
木造天守復元の設計・施工者にて別途対応予定

注 柱や梁を傷めることなく床・壁に開口を設けることを可とし、特定の技術（エレベーター技術を含む）を対象から排除するものではありません。

## 2-3. 事業期間

公募開始から木造天守で製品稼働になるまでの期間

図表4 事業スケジュール

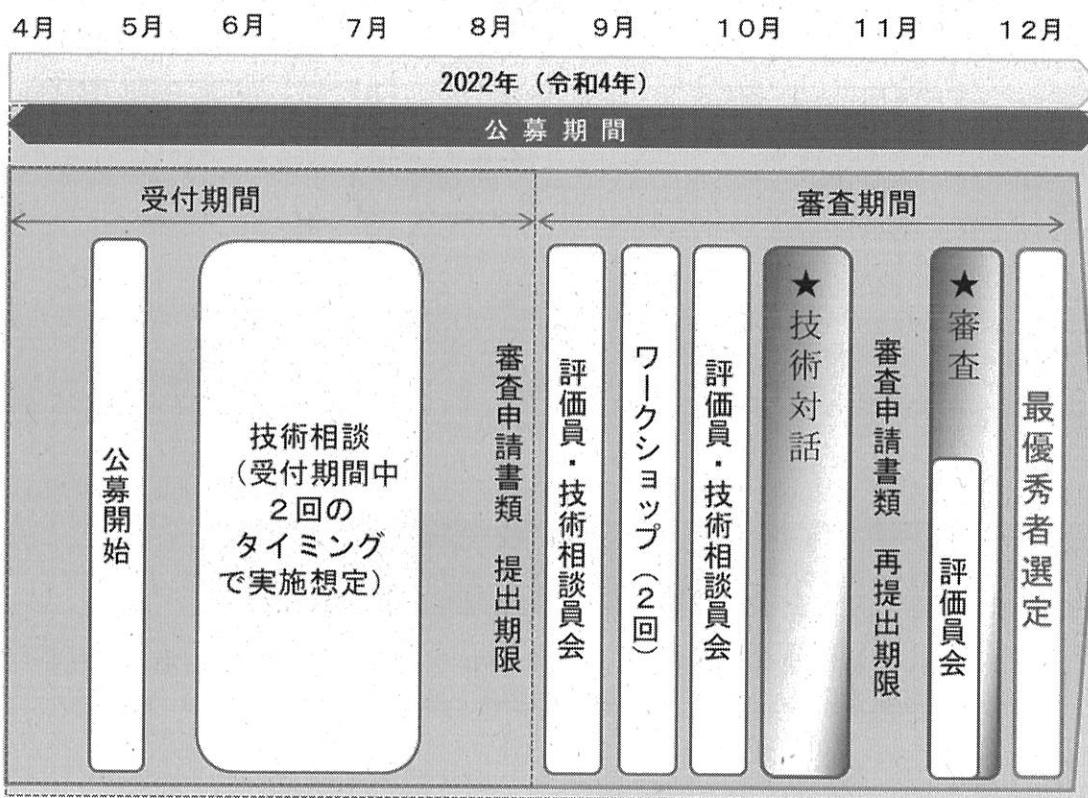


### (1) 公募期間

時期：2022年4月18日～2022年12月下旬

公募開始から、審査の結果、最優秀者を選定するまでの期間。

図表5 公募期間の概要イメージ



図表6 公募の日程

項目	時期	内容
公募開始	2022年4月18日（月）	・技術公募ホームページの公開 ・公募説明動画の公開
本市から提供する情報の開示	開示に係る書類提出期間： 2022年4月18日（月）～ 7月11日（月）17時	「8-4様式一覧」に示す「図表11※1」の書類
質問回答①	質問書提出期限： 2022年4月28日（木）17時 質問回答の公表： 2022年6月10日（金）10時	様式集「様式1」
技術相談①	参加意向に係る書類提出期限： 2022年5月13日（金）17時 技術相談期間： 2022年6月6日（月）～ 6月10日（金）	・「8-4様式一覧」に示す「図表11※2」の書類
質問回答②	質問書提出期限： 2022年6月17日（金）17時 質問回答の公表： 2022年7月11日（月）10時	様式集「様式1」
技術相談②	参加意向に係る書類提出期限： 2022年6月28日（火）17時 技術相談期間： 2022年7月25日（月）～ 7月29日（金）	・「8-4様式一覧」に示す「図表11※2」の書類
参加提出書類及び審査申請書類	提出期限： 2022年8月12日（金）17時	—
評価員会及び技術相談員会	2022年8月下旬	—
ワークショップ	2022年9月上旬	高齢者・障害者等（以下「利用者」という。）からの意見を事務局で聴収するもの。 2回開催予定
評価員会及び技術相談員会	2022年9月下旬	公募参加者数により期間等を調整する可能性あり
技術対話	2022年10月17日（月）～10月28日（金）	公募参加者数により期間等を調整する可能性あり
審査申請書再提出	再提出期限： 2022年11月11日（金）17時	—
審査（評価員会）	2022年12月上旬	書類審査及びプレゼンテーション審査を行う予定
最優秀者選定	2022年12月下旬	技術公募ホームページに掲載予定

※詳細な日程やスケジュールに変更がある場合は、本市の担当部署と技術公募における支援業務委託者（これらを総称して以下「事務局」という。）にて運営する技術公募

に関する情報等をとりまとめたホームページ（以下「技術公募ホームページ」という。）（「8-7 技術公募ホームページ」参照。）に随時掲載予定です。

## （2）協議期間

時期：2023年1月～2023年3月頃

本市と最優秀者となった者が基本協定及び昇降技術開発の契約の締結に向けた協議を行う期間。詳細は「5協議」を参照してください。

## （3）実用化期間

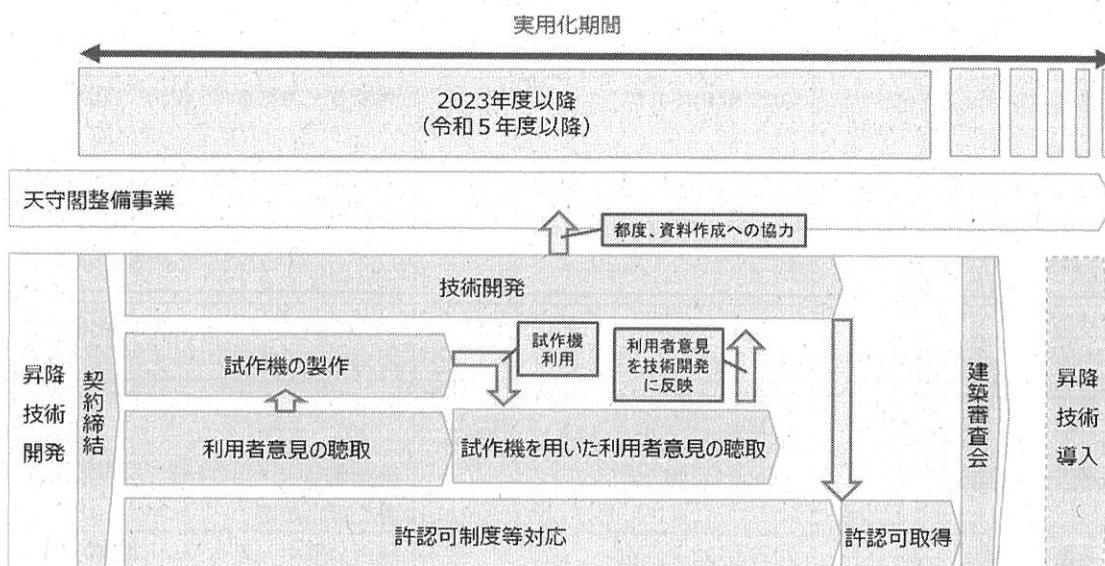
時期：2023年4月以降

昇降技術開発及び昇降技術導入を経て、木造天守で製品稼働が可能になるまでの期間。詳細は、「6実用化」参照してください。

## 2-4. 昇降技術開発

本市と最優秀者は「5協議」に示す契約協議を経て昇降技術開発の契約を締結します。昇降技術開発は利用者からの意見を踏まえ、試作機の製作等の技術開発をするとともに、必要となる安全性認証・許認可制度（以下「許認可制度等」という）への対応もこの期間に実施します。（「6-2 昇降技術開発契約」参照。）

図表7 昇降技術開発の想定プロセス



注 図表7は現時点での想定プロセスであり、詳細については最優秀者選定後の協議にて決定します。詳細は「5協議」を参照してください。

## 2-5. 昇降技術導入

本市と「2-4 昇降技術開発」を経た者は、昇降技術導入の契約を締結します。昇降技術導入は技術の最新化、実用品の製造、木造天守への導入及び公開前試運転等を実施します。なお、木造天守の工事の進捗状況を踏まえて木造天守復元の設計・施工者の他、関係する事業者等と協議調整の上、導入を進めることとします。（「6-3 昇降技術導入契約」参照。）

## 2-6. 最優秀者以外の技術の採用

最優秀者となった者の他に、最優秀者の技術を補完することができる有用なものと判断できる技術がある場合には、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」等に則り、その技術も採用し予算の範囲内で昇降技術開発及び昇降技術導入の契約を締結する可能性があります。

### 3. 技術公募に関する説明の機会

#### 3-1. 公募説明動画の公開

技術公募への参加を検討している事業者等向けに公募説明動画を公開します。技術公募の趣旨・概要について「8-7 技術公募ホームページ」に示す技術公募ホームページ上で、動画を配信します。説明は日本語・英語にて実施します。

#### 3-2. 質問回答

技術公募に関する質問については、様式集「1 質問書」により受け付け、「8-6 資料等の提出先」の宛先まで電子メールで提出してください。回答は、技術公募ホームページに掲載します。公募に関する補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については審査申請書類等の提出前に必ず確認してください。詳しい記載・提出方法は様式集を参照してください。

なお、技術的な内容については技術相談にて相談してください。

#### 3-3. 技術相談

審査申請書類（「8-4 様式一覧」参照。）提出前の段階で、公募参加者の提案技術をより実現可能性の高いものにするため、本市が指名した技術相談員が公募参加者の技術に対する安全性、有用性の検証等の相談に応じる場を設けます。詳細は「7-1 技術相談」参照してください。

## 4. 審査

### 4-1. 審査目的

公募参加者の提案技術について、審査基準をもとに実用化及び木造天守へ導入できるか審査し、最優秀者を選定することを目的とします。

### 4-2. 評価員

専門分野の有識者である評価員が、審査を行います。なお、最優秀者は評価員の審査結果を受けて本市が選定します。

図表8 評価員一覧

専門分野	所属・役職	氏名
建築 バリアフリー	一般社団法人バリアフリー総合研究所 UD-ラボ 東海 代表理事	阿部 一雄
建築史・意匠	名古屋工業大学名誉教授 名古屋市文化財調査委員会委員 (建造物・町並み部会 部会長)	河田 克博
インバウンド バリアフリー	観光地のバリアフリー情報 「アクセシブル・ジャパン」運営代表	グリズデイル・ バリージョシュア
制御工学	元名古屋工業大学特任教授 田中秀和技術士事務所所長	田中 秀和
福祉機器の 開発等研究	名城大学理工学部准教授	塚田 敦史
経営	ボーダレス・プランニング株式会社代表取締役	山本 辰久

(敬称略・50音順)

### 4-3. 審査手順

公募参加者は参加提出書類及び審査申請書類を提出期限までに事務局に提出することとします（「8申請手続き等」参照。）。その上で、利用者からの意見を踏まえ、より優れた提案とするため、「技術対話」を実施することとします（「4-5技術対話」参照。）。その後、必要に応じて審査申請書類を修正のうえ、再提出することを認めます（「4-6審査申請書類の再提出」参照。）。審査申請書類再提出期限後、事務局にて、参加資格の確認、並びに参加提出書類及び審査申請書類が「8-1参加資格」、様式集に示す記載要領等に準拠していることの確認ができた場合、参加資格確認通知を行います。その後、評価員による審査を経て最優秀者を選定します。公募参加者が1者の場合でも審査は成立するものとします。なお、審査申請書類について、最低要求水準を満たしていることを確認できなかった場合、審査対象外とします。

図表9 公募プロセスにおける手続き等



#### 4-4. 利用者等からの意見聴取（ワークショップの開催）

ワークショップを開催し、公募参加者から提出された様式集「3-3 技術概要（ワークショップ提示用）」を開示し、利用者等の観点から改善点や課題等の意見・要望を聴取する場です。利用者等からの意見聴取は事務局が行い、公募参加者は参加できません。

利用者等から聴取した意見等は事務局が、評価員及び技術相談員に伝え、技術対話を通じて公募参加者に改善の方向性等として伝えられます。

#### 4-5. 技術対話

技術対話は、提出された審査申請書類に関して、公募参加者、技術相談員及び事務局の協議を通じて、審査申請書類の内容の一部を改善することを目的とし、公募参加者に対して改善された審査申請書類の再提出を認めます。詳しくは、「7-2 技術対話」を参照してください。

#### 4-6. 審査申請書類の再提出

提出された審査申請書類について、技術対話の後、改善された審査申請書類の再提出を認めます。ただし、審査申請書類の差し替えは審査申請書類の提出期限から技術対話までは認めません。

#### 4-7. 審査

評価員は、審査基準に基づき審査を行います。最低要求水準が満たされているかを確認した後、加点要求水準についても審査を行い、採点します。ただし、加点要求水準の審査区分「バリアフリー（有用性）」における審査基準8項目の得点の合計点が、配点400点中240点（=400×0.6）未満の公募参加者は、最優秀者として選定されません。

##### （1）書類審査

書類審査では、評価員が審査申請書類を基に審査を行います。

##### （2）プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査では、希望する公募参加者は、参考となる資料等（「別紙3 参考となる資料等作成の際の注意点」参照。）を利用してプレゼンテーションを行うことができます。

評価員は質疑応答を実施した上で、「（1）書類審査」で実施した採点の結果を必要に応じて修正し、採点を確定します。事務局は、この確定した採点を基に最優秀者を選定します。

プレゼンテーションの方法はオンラインもしくは対面を選択することとします。

オンラインを選択した場合は「Zoom」によるウェブミーティングシステムを利用します。  
なお、事務局は、通信環境の乱れ等により説明が滞った場合の責任を一切負いません。

#### 4-8. 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、公募参加者に通知し、公募参加者の名称、様式集「3-2 技術概要」、  
点数、順位を技術公募ホームページ等で公表します。

また、昇降技術開発契約締結後に、名古屋市の調達情報サービスの「随意契約の内  
容の公表」でも公表します。

## 5. 協議

### 5-1. 協議の目的

最優秀者選定後、本市と最優秀者は、昇降技術開発及び昇降技術導入に向けた契約条件等を整理するための協議を行います。

### 5-2. 基本協定の締結

本市と最優秀者は、昇降技術開発及び昇降技術導入の実施に必要となる協議を行うこと等を定めた基本協定を締結します。

### 5-3. 契約条件の整理

本市と最優秀者は、基本協定及び昇降技術開発の契約に係る協議を行います。2023年3月中に当該契約内容を合意することとします。

### 5-4. 見積書の提出

本市は、契約条件の整理を経た上で、最優秀者に対して、契約金額の根拠資料として見積書の提出を求めます。ただし、審査時の見積書よりも高額な見積書を提出することは認めません。見積書に関する内容・期日の詳細については、最優秀者選定後、改めて決定します。

### 5-5. 資料提供等

協議期間中に昇降技術に係る種々の会議が開催される予定です。最優秀者には、昇降技術の技術内容等について、資料作成等に協力することとします。また、技術公募で選定した昇降技術を木造天守全体のバリアフリーの方針に反映するために必要な資料提供等に協力することとします。

## 6. 実用化

### 6-1. 昇降技術開発の契約までの流れ

本市と最優秀者は、契約協議を経た後、基本協定及び実用化に向けた開発の契約（昇降技術開発契約）を締結します。

昇降技術開発契約の締結までに必要な手続きや提案した昇降技術開発に係る実施体制等の準備を終えるようにしてください。

また、昇降技術開発契約の期間中に許認可制度等への対応を求めます。許認可制度等の取得が必要な具体的な時期については詳細が決まり次第、事務局から改めて連絡します。

文化庁及び木造天守復元の設計・施工者との調整が必要になることもご留意ください。

このため、実用化及び許認可制度等の対応に必要な期間を本市と協議した上で、昇降技術開発契約の期間を決定することとします。

### 6-2. 昇降技術開発契約

契約金額の上限は8千万円（税込み）とします。協議期間中に予め提出された見積書（「5-4 見積書の提出」参照。）に基づき金額を決定することとします。許認可制度等への対応については、5年程度での取得を目指すこととし、複数年度にわたる場合には、各年度の見積もりの提出及びそれに基づく契約手続きを行います。

提出する見積書には開発費用（試作機の製作も含む）、実用化に係る費用、許認可取得に係る費用、会議出席を求められた場合の渡航費用及び搬送費用等、昇降技術導入契約前に発生する費用を含みます。

なお、最優秀者と契約できなかった場合は、次点者と契約する場合があります。

昇降技術開発契約を締結するにあたり、技術の陳腐化に対応するため、技術の最新化・更新に努めることを契約条件として盛り込みます。

### 6-3. 昇降技術導入契約

契約金額の上限は2億円（税込み）とします。昇降技術導入契約前に提出された見積書に基づき金額を決定します。

提出する見積書には、技術の最新化費用、実用化した昇降設備の製造費用、搬送費用、製品導入費用、試運転に係る費用等、木造天守で製品稼働が可能になるまでの費用を含みます。

ただし、木造天守本体側で必要な補強等については、本市が施工することとします。その他、製品導入にあたり疑義が生じた場合は本市と協議することとします。

昇降技術導入は、木造天守復元の設計・施工者の他、関係する事業者等と調整の上で行います。

#### 6－4. 契約金の支払時期

契約金の支払時期については、本市と最優秀者の協議によるものとします。最優秀者は、日本円口座を予め開設し、本市の口座登録を行ってください。

#### 6－5. 契約の中止・取り消し

本市議会において予算の議決がされなかった場合、最優秀者が失格事由に該当した場合、その他の理由で最優秀者が昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を締結することができなくなった場合は、基本協定を解除の上、昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を締結しないことがあります。

その場合でも、公募参加に要した費用は公募参加者が負担するものとします。

申請内容に虚偽等が判明した場合、契約にあたって付された条件に基づく業務報告書の提出義務等が果たされない場合、明らかに開発の継続が困難となった場合等には、契約締結後であっても契約を解除し、既支払済金の返還請求、損害賠償請求を行うことがあります。

## 7. 公募参加者への支援体制

### 7-1. 技術相談

#### (1) 概要

提案技術をより実現可能性の高いものにするため、公募開始から審査申請書類提出期限までの期間で、本市が指名した技術相談員が公募参加者の技術に対する安全性・有用性の検証等の相談に応じる場（以下「技術相談」という。）を設けます。

技術相談の内容は、提案技術に係るものに限ります。技術公募のスケジュールや手続き等に関する質問は「3-2 質問回答」にて確認してください。

#### (2) 技術相談の具体的な流れ

##### ア 参加対象者

技術相談の参加対象者は「8-4 様式一覧」における「図表 11※2：技術相談への参加意向がある者」に示す書類を提出した者とします。

事務局において技術相談の意向を確認し、技術相談の日程調整及びオンラインツール Zoom の情報（ID・パスワード）を連絡します。技術相談は公募期間中 2 回想定しており、最大 2 回まで技術相談を受けることができます。（「2-3 事業期間」参照。）。

##### イ 提出書類

各回の技術相談について、「8-4 様式一覧」における「図表 11※2」の他に補足資料がある場合には、提出期限までに併せて「8-6 資料等の提出先」に提出してください（「2-3 事業期間」参照。）。詳しい記載・提出方法等は様式集を参照してください。

##### ウ 当日の流れ

技術相談には、公募参加者、技術相談員及び事務局が参加します。所定の日時に Zoom に接続してください。事務局による趣旨の説明の後、事前に提出された様式集「2-6-1 技術相談事項」を基に技術相談を開始してください。ただし、会社名や団体名を名乗ることは禁止します。技術相談する内容は事前に提出した様式集「2-6-1 技術相談事項」の内容に限るものとします。

また、「11-1(1) 使用言語」記載の通り、技術相談は日本語で実施します。通訳が必要となる場合は、公募参加者が準備の上参加してください。

## エ 回答の方法

技術相談では、技術相談員と直接質疑応答し、回答を得ることが可能ですが。ただし、正式な回答は後日書面にて送付する内容とします。

### (3) 技術相談員

専門分野の有識者である技術相談員によって、技術相談を行います。

図表 10 技術相談員一覧

専門分野	所属・役職	氏名
ICT 技術	AiVIEW 代表 技術士（情報工学部門）	石川 英司
総合技術管理	名古屋工業大学特任教員、 名古屋工業大学ごきそ技術士会会长	鈴木 克彦
建築史 文化財保存修理	名古屋工業大学名誉教授	麓 和善
機械安全 ロボティクス	名古屋大学大学院教授	山田 陽滋

（敬称略・50 音順）

## 7-2. 技術対話

### (1) 概要

技術対話は、提出された審査申請書類に関して、公募参加者、技術相談員及び事務局の協議を通じて、審査申請書類の内容の一部を改善することを目的とし、公募参加者に対して改善された審査申請書類の再提出を認めるものです。出席者は、公募参加者、技術相談員及び事務局とします。公募参加者は、複数名での参加も可としますが、公募参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。

### (2) 内容

#### ア 提案技術の確認と利用者等の意見・要望への対応

事務局は公募参加者から提案技術の特徴等について説明を受け、技術開発上の課題や提案技術の不明点について公募参加者と技術相談員が質疑応答を行います。提案技術が要求水準を満たしているか確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求めます。また、利用者等にとって利便性の高い、より優れた提案とするためワークショップにて利用者等から寄せられた意見・要望を公募参加者へ共有し、双方向的な対話を行います。

#### イ 事務局からの改善要請

事務局は、技術対話の結果、審査申請書類の内容に改善が見込まれる事項がある場合には、技術対話において公募参加者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、審査申請書類の再提出を求めます。要求水準を満たさないおそれがある事項があり、その改善がなされない場合には、事務局は当該提案技術の審査を実施しない場合があります。

#### ウ 審査申請書類の改善

技術対話後、「2－3事業期間」に示す期限まで、公募参加者から改善された審査申請書類の再提出を受け付けます。

#### エ 文書による改善要請事項の提示

事務局は、技術対話時又は技術対話の終了後、公募参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示します。

#### オ 技術対話の概要の公表

審査申請書類の改善に係る過程について、審査申請書類の詳細な内容や公募参加者が秘匿を望む情報を除いて、その概要を公表します。

### 7－3. 階段体験館の利用

公募参加者は階段体験館を利用して、試験機の動作試験等を行うことができます。  
(別紙1 「名古屋城木造天守閣階段体験館」の利用及び設備の仕様・諸元等について参照。技術公募ホームページにも掲載します。) 試験機の動作試験等を撮影・編集した映像資料をプレゼンテーション審査の参考となる資料等に使用することを認めます。  
(「別紙3 参考となる資料等作成の際の注意点」参照)

階段体験館の利用を望む場合は、原則、希望日の2週間前までに申し込み、本市と調整の上で、使用日時を決定します。使用できる時間は、土日祝を除く日本時間9時から17時までを原則とします。

## 8. 申請手続き等

### 8-1. 参加資格

公募参加にあたっては、次に掲げる要件を審査申請書類再提出期限の時点で全て満たしている必要があります。

必要に応じて、共同事業体の組成も認めます。共同事業体を組成する場合には、いずれかの構成員を代表者とし、全ての構成員が次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- ① 技術公募の公告の日から最優秀者選定までの間に本市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び本市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。（以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ③ 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ④ 技術公募の公告の日から最優秀者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあっては、技術公募の公告の日から最優秀者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ⑤ 次に掲げるような著しい経営不振の状態にある者でないこと。
  - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、⑥に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
  - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 令和 3 年度及び令和 4 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、審査申請書類再提出期限までに申請区分「業務委託」、申請業種「その他」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、令和 4 年 7 月 15 日午後 5 時 15 分までに資格審査の申請を行い、審査申請書類再提出期限までに当該資格を有すると認定された者であること。

- ⑦ 技術公募の支援業務委託である「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託」に関わっている者又はその者と注1に示す関係及びそれに同視し得る関係のある者でないこと。
- ⑧ 評価員及び技術相談員が属する者又は当該の者と資本若しくは人事等において注1に示す関係及びそれに同視し得る関係のある者でないこと。

注1 資本関係及び人的関係を下記に示す。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- a. 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。

- a. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## 8-2. 異なる技術での複数の提案及び複数の技術を組み合わせた提案

技術公募では複数の優れた技術を持つ公募参加者からも幅広く技術を募りたいという観点から、異なる技術での複数の提案を認めます。また、同一の公募参加者による複数の技術の組み合わせによる提案も認めます。

## 8-3. 途中辞退

公募を辞退する者は、様式集「4 辞退届」を提出することとします。最優秀者の途中辞退は認めません。

#### 8-4. 様式一覧

様式一覧は以下の通りです。下表の○印又は●印のついた書類を提出してください。各様式は技術公募ホームページからダウンロードできます。技術公募に参加する者は提出期限（「2-3事業期間」参照。）までに、参加提出書類及び審査申請書類を提出してください。「9本市から提供する情報(守秘義務対象資料)」の開示を希望する者は「2-3(1)公募期間」に示す期限までに、図表11※1の様式を提出してください。技術相談への参加意向がある者は技術相談意向表明書の提出期限（「2-3事業期間」参照。）までに図表11※2の様式を提出してください。

図表 11 様式一覧

様式番号	事項	参加提出書類	審査申請書類	質問事項のある者	※1 「9本市から提供する情報（守秘義務対象資料）」の開示を希望する者	※2 技術相談への参加意向がある者
様式 1	質問書	—	—	○	—	—
様式 2	参加提出書類（一式）の提出について	○	—	—	○	○
様式 2-1	参加表明書	○	—	—	○	○
様式 2-2	役員名簿	○	—	—	○	○
様式 2-3	公募要項等に対する同意書	○	—	—	○	○
様式 2-4	守秘義務に関する誓約書（NDA）	○	—	—	○	○
様式 2-5	第二次被開示者への資料開示通知書	●	—	—	●	●
様式 2-6	技術相談意向表明書	—	—	—	—	○
様式 2-6-1	技術相談事項	—	—	—	—	○
様式 2-7	事務局開示情報申込書	—	—	—	○	—
様式 3	審査申請書類（一式）の提出について	—	○	—	—	—
様式 3-1	審査に関する基礎事項	—	○	—	—	—
様式 3-2	技術概要	—	○	—	—	—
様式 3-3	技術概要（ワークショッピング提示用）	—	○	—	—	—
様式 3-4	最低要求水準のチェックシート	—	○	—	—	—
様式 3-5	技術の詳細内容	—	○	—	—	—
様式 3-6	木造天守側への要望事項	—	○	—	—	—
様式 3-7	技術・製品開発に要する期間・費用等	—	○	—	—	—
様式 3-8	導入後5年間にかかる維持管理費用と交換・取替費用	—	○	—	—	—
様式 3-9	関連実績	—	○	—	—	—
様式 3-10	階段体験館利用に関する同意書	—	●	—	—	—
様式 4	辞退届	—	—	—	—	—

○：該当する場合に、必ず提出するもの。

●：必要に応じて、提出するもの。

※1：「9本市から提供する情報（守秘義務対象資料）」の開示を希望する者が提出する様式（随時。ただし、7月11日（月）17時まで。書類提出から開示まで1週間程度見込むこと。）

※2：技術相談への参加意向がある者が提出する様式（「2-3事業期間」に示す「※2：技術相談への参加意向がある者」に係る書類の提出期限）

また、各書類について、以下の対象者に対し、情報を開示する予定です。「公募参加者名」、「点数・順位」「住所・連絡先」は、「4-8 審査における選定結果の通知及び公表」で示す通り、最優秀者選定後、技術公募ホームページで公開されます。

図表 12 情報開示の範囲

事項	様式番号	資料開示対象者			
		評価員及び 技術相談員	木造天守復元 設計・施工者	利用者等	技術公募 ホームページ
公募参加者名	—	—	—	—	○
点数・順位	—	—	—	—	○
住所、連絡先	—	—	—	—	○ (希望制)
質問書	様式 1	—	—	—	○
参加提出書類	様式 2 様式 2-1 ～2-7	—	—	—	—
審査に関する基礎事項	様式 3-1	○	—	—	—
技術概要	様式 3-2	○	○	○	○
技術概要(ワークショ ップ提示用)	様式 3-3	○	○	○	—
最低要求水準のチェックシート	様式 3-4	○	—	—	—
技術の詳細内容	様式 3-5	○	○	—	—
木造天守側への要望事項	様式 3-6	○	○	—	—
技術・製品開発に要する期間・費用等	様式 3-7	○	—	—	—
導入後 5 年間にかかる維持管理費用と交換・取替費用	様式 3-8	○	—	—	—
関連実績	様式 3-9	○	—	—	—

注：名古屋城天守閣整備事業の建築に係る評定機関及び地元有識者に対して昇降技術に関する本市からの情報提供が必要になる場合があります。その際には情報提供前に公募参加者の同意を得るものとします。

## 8-5. 申請方法

### (1) 参加提出書類の提出について

公募参加者は、「8-4 様式一覧」のうち、参加提出書類にあたる書類を「8-6 資料等の提出先」に提出してください。詳しい記載・提出方法等は様式集を参照してください。参加提出書類を提出せずに審査申請書類のみ提出することは認めません。

### (2) 審査申請書類の提出について

公募参加者は、「8-4 様式一覧」のうち、審査申請書類にあたる書類を「8-6 資料等の提出先」に提出してください。詳しい記載・提出方法等は様式集を参照してください。

また、審査申請書類にあわせて、参考となる資料等についても提出を認めます。詳しい記載・提出方法等は様式集及び「別紙3 参考となる資料等作成の際の注意点」を参照してください。

## 8-6. 資料等の提出先

図表 13 資料等の提出先

(住所) 〒460-0031 愛知県名古屋市中区本丸1番1号  
名古屋市 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 昇降技術公募担当

(メールアドレス) castle\_challenge@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

技術公募に関する問い合わせは、「3-2 質問回答」等、公募要項に記載の期間・方法に基づいた場合のみ受け付けます。それ以外の問い合わせは回答ができませんのでご了承ください。

## 8-7. 技術公募ホームページ

技術公募 HP の URL は以下の通りです。

技術公募ホームページ <https://www.castle-challenge.city.nagoya.jp/>

## 9. 本市から提供する情報（守秘義務対象資料）

本市は、技術開発の参考となるよう、技術公募への参加を検討する者が「8-4様式一覧」に示す「図表 11※1：「9 本市から提供する情報（守秘義務対象資料）」の開示を希望する者」に示す書類を提出した場合、以下の情報を個別に開示します。ただし、提出者に対して、事務局より公募参加者の技術開発実績等について照会する場合があります。事務局が技術開発実績等を確認できず、技術公募への参加意向を確認できない場合、情報を開示しない場合があります。

提案技術の検討のために第三者への開示を望む場合は、様式集「2-5 第二次被開示者への資料開示通知書」を提出すること。

図表 14 本市から提供する情報

- ・名古屋城天守閣整備事業における木造天守一般図抜粋（木造階段詳細図を含む）
- ・階段体験館の図面抜粋

※現段階での情報であり、設計の進捗と共に部分的に変更される可能性があります。

## 10. 禁止事項等

### 10-1. 審査申請書類の虚偽記載の禁止

公募参加者の参加提出書類及び審査申請書類において虚偽の記載が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

### 10-2. 評価員及び技術相談員との接触の禁止

公募参加者は、審査に有利になることを目的として評価員及び技術相談員と接触することを固く禁じます。接触が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

### 10-3. 木造天守復元設計・施工者及び発注者支援業務締結者との接触の禁止

公募参加者は、公募期間中に審査に有利になることを目的として木造天守復元設計・施工者及び発注者支援業務締結者との接触することを固く禁じます。接触が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

### 10-4. 第三者への情報提供の禁止

公募参加者は、「9本市から提供する情報（守秘義務対象資料）」を含む技術公募に参加することによって知り得た情報について、様式集「2-5第二次被開示者への資料開示通知書」に定めのある場合を除き、第三者への情報提供を固く禁止します。第三者への情報提供が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

## 11. その他

### 11-1. 使用言語、通貨、時間、使用単位

#### (1) 使用言語

参加提出書類及び審査申請書類等、技術公募で本市に提出する資料は全て日本語で作成してください。その他、技術対話やプレゼンテーション審査も日本語で実施します。また、最優秀者が「5協議」等で作成する書類も日本語で作成してください。なお、本市が提供する資料、情報（口頭を含む）等も原則日本語とします。

上記を踏まえ、公募参加者は、必要に応じて日本語通訳者を用意してください。

#### (2) 通貨

契約金の支払いは日本円で行います。

また、費用の見積書等において、金額は日本円で記載してください。

#### (3) 時間

技術公募における日時は、日本時間を基準とします。「年度」とは、各年の4月から翌年3月までの1年間を指します。

（例：「2022年度」…2022年4月1日から2023年3月31日までの1年間）

#### (4) 使用単位

使用する単位は原則として、国際単位系（SI単位系）を用いてください。ただし、温度については、セルシウス温度（℃）を用いてください。詳細については、事務局と協議してください。

### 11-2. 遵守すべき基準、法令等

技術公募の実施に当たっては、関連の各種法令等を遵守してください。関連各種法令等のうち、主なものは以下の通りです。

- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）

- ・名古屋市都市景観条例（昭和 59 年条例第 17 号）
- ・名古屋市都市景観条例施行細則（昭和 59 年 3 月 31 日規則第 46 号）
- ・名古屋市景観計画（平成 30 年 3 月）

#### 11-3. 知的財産権等

知的財産権は、全て公募参加者に帰属することとします。公募参加者は、提案の際に第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しないことを保証し、公募参加者の提案技術に関して第三者との間で著作権その他の知的財産権に関する紛争が発生した場合、公募参加者は自らの費用と責任においてこれを解決するものとします。

#### 11-4. 情報管理

##### (1) 情報管理体制

本市は、「名古屋市情報あんしん条例」、「名古屋市情報公開条例」を始めとする条例に基づき、情報の管理を行います。ただし、下記以外の情報については、管理の責を負いません。

- ・公募参加者が技術公募に際して提出した参加提出書類及び審査申請書類、参考となる資料等
- ・公募参加者が秘匿を望む情報

情報管理体制の一環として、評価員及び技術相談員は技術公募事務に関して守秘義務を負っております。

##### (2) 情報取扱いにおける責任の所在

公募参加者間での情報漏えいが生じた場合、本市は責任を負いません。

##### (3) 参加提出書類及び審査申請書類等の取扱い

公募参加者が技術公募に際して提出した参加提出書類及び審査申請書類、参考となる資料等については、事務局にて管理します。

#### 11-5. 応募に係る費用の負担

技術公募への応募に係る費用は全て公募参加者の負担とします。

#### 11-6. 技術開発に係る事故の責任

本市は技術公募に係る技術開発の一切の事故について責任は負いません。

#### 11-7. 失格事由

以下の事項に該当する場合は技術公募への参加資格を失うこととします。その際、選定結果の取り消しを行う場合があります。

- ① 提出期限内に必要書類等が提出されなかった場合
- ② 著作権等知的財産権の侵害であることが明確となった場合
- ③ その他、公募要項等の内容に明らかに違反した場合

#### 11-8. 名古屋城天守閣整備事業の進捗状況の考慮

技術公募は、名古屋城天守閣整備事業が前提であり、その進捗状況によっては技術公募の内容等が変更になることがあります。

#### 11-9. 日本語の優先

本市が提示する資料において、日本語による記載内容と、英語による記載内容に齟齬があった場合、日本語の記載内容を優先することとします。

#### 別紙一覧

- 別紙1 「名古屋城木造天守閣階段体験館」の利用及び設備の仕様・諸元等について
- 別紙2 名古屋城木造天守の復元に係る仕様・諸元等
- 別紙3 参考となる資料等作成の際の注意点
- 別紙4 名古屋城郭の諸条件

## 02\_要求水準書の修正

01\_要求水準書（案）【当初】

02\_要求水準書（案）【12月公募開始版】

03\_要求水準書（案）【4月公募開始版】

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募

“NAGOYA CASTLE CHALLENGE”

**要求水準書（案）**

2021 年○月

名古屋市観光文化交流局

## 1. 要求水準

この要求水準書は、名古屋市が「名古屋城天守閣の昇降に関する新技術の公募」への参加者に対して、要求水準を示すものであり、公募要項と一体のものとして位置付けるものです。

参加者は、公募要項を踏まえた上で、以下の要求水準に対応する技術提案をしてください。

---

但し、以下の要求水準は、最終的な導入時に求められる水準とは異なり、あくまでも審査の時点で求められる水準です。

最低要求水準とは、審査にあたって参加者が全て充足していることを求められる要求水準を指します。最低要求水準を充足していない参加者は審査対象外となります。

加点対象要求水準とは、審査にあたって参加者が充足していれば、審査基準に従い、加点評価を行う要求水準を指します。

なお、この要求水準書において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによります。

## 1-1. 最低要求水準

区分	内容
実現性	<p>1 提案に実現性があること</p> <p>2 導入後も日本国内に5年間サポートし続けられる体制に関する提案があること</p> <p>3 ライフサイクルコスト（10年程度）の抑制が図られていること</p>
法令関係	<p>4 必要な許認可が得られる見込みがあること</p>
安全性	<p>5 自社試験等により安全性が確保される見込みがあること</p> <p>6 停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災発生時等に発生する煙を閉鎖すべく各階層に設置される設備に順応した技術であること</li> <li>・ 部材等における可燃物の使用が最小限となる見込みがあること（例：直火を利用する設備は設置しないこと）</li> <li>・ 稼動させるにあたって原動機を用いる場合、内燃機関及び外燃機関を使用する必要がないこと</li> <li>・ 機材運搬時や稼動時の対策が講じられる見込みがあること（例：緊急停止装置 等）</li> <li>・ 漏電・ショートによる出火の防止策が講じられていること</li> <li>・ 災害発生時に観覧客の避難を妨げない工夫が提案されていること（ただし、昇降技術については避難用としての用途は求めない）</li> <li>・ 昇降に際して、利用者を収納する形式を採る場合は、閉じ込められないようにする対策が講じられていること</li> <li>・ 非常に外部に知らせる手段があること</li> </ul> <p>7 転倒等することなく昇降できること</p>

区分	内容
価格	8 契約金額が指定する金額以下であること
バリアフリー (有用性)	9 1階までの昇降ができること
史実に忠実	<p>10 柱や梁などの主架構を変更しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床開口の寸法については、主たる梁（2,140mm 角スパン）に鑑み、1,500×1,600(梁の内法有効)を基本とし、変更は原則行わないこと</li> <li>・ 建造物の傷みを著しく進めないこと。天守閣の床・柱に使用されている木材を保護するカバー等、建造物を傷めない工夫が提案されていること</li> <li>・ 柱や梁などを損なうものでない限り、垂直昇降機等の設置も可とする（例：天守閣床部分の開口部への設置、レールの支えとなる柱の設置、ボルト・ねじやハーネス等を設定する保護材・補強材等の柱への設置 等）</li> </ul> <p>11 取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の設置は参加者からの提案がある場合は可とする 例：階段上に着脱可能な段差を解消するための補強材の設置、階段に階段昇降機などが移動するためのレールの設置等）</li> </ul>

## 1-2. 加点要求水準

区分	内容
新技術	12 技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること
安全性	13 外部評価等により安全性が確認できる見込みがあること (例：ISO14971、JISマーク取得、JASPEC、型式適合認定等) 14 総合的に安全性が確実であると認められること
価格	15 契約金額の抑制が工夫されていること 16 維持管理費用の抑制が工夫されていること
実現性	17 体制及びスケジュールにより期限内に昇降技術開発、製造、設置等導入が可能であると見込めること
バリアフリー (有用性)	18 利用対象者の範囲が広いこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いすの障害者に限らない全ての人（健常者も含む。） (例：内部障害者（人工関節利用など）、膝を痛めている人、高齢者（杖をついているような人）、妊婦、小さな子ども、ストレッチャーを利用している人 等)</li> <li>・ 開発に当たって、利用者のニーズの把握等に努めており、その内容を技術に丁寧に反映していること</li> </ul> 19 誰もが簡単に使えること (例：操作方法は既知かそれに準ずるものであること、感覚的に操作が行えること、音声操作等、手を使わずに操作できること、視力の弱い人向けに色や文字の配慮がされていること等) 20 健常者の移動と同じような時間で移動できること 21 多人数による反復した利用が可能であること (例：一度に数十名来場した場合でも対応できること、待ち時間は最小限とすること 等)

区分	内容
	<p>22 健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること</p> <p>23 天守閣の最上階まで上がれること</p> <p>24 怖い思いをしないで乗れること (例: 落下・転落や、急発進・急停車の恐れがないこと、動き出しの際に何らか合図等があること、機械の動きに体が慣れまでの配慮があること等)</p> <p>25 他の人の助けを借りることなく昇降ができること</p>
史実に忠実	<p>26 可能な限り外観や内観をそこなわないこと (例: 景色と溶け込むような技術が用いられていること。)</p>
運用	<p>27 導入後の維持管理、サポート体制について、運用と製品改善の仕組みが設けられていること</p> <p>28 運営時にオペレーターが必要な場合、自動制御モードや安全運転制御等の仕組みが設けられていること</p>
汎用性	<p>29 他の文化財にも転用できること</p> <p>30 一般の建物にも転用できること</p>
総合	<p>31 各評価項目を総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること</p>

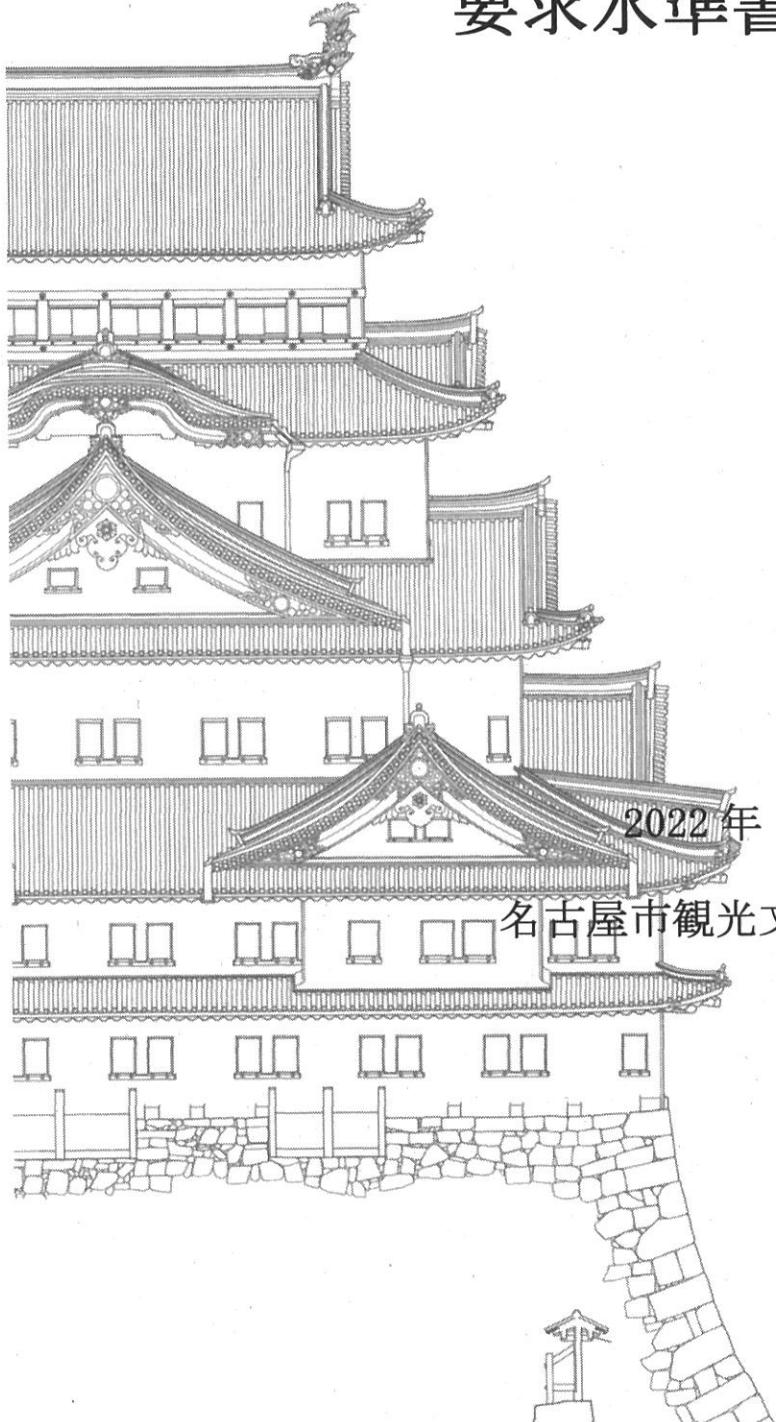
R031116 版  
名古屋市修正

## 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

### 要求水準書（案）

2022年1月

名古屋市観光文化交流局



## 1. 要求水準

この要求水準書は、名古屋市が「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」への公募参加者に対して、要求水準を示すものであり、公募要項と一体のものとして位置付けるものです。

公募参加者は、公募要項を踏まえた上で、以下の要求水準に対応する審査申請書類を提出してください。

但し、以下の要求水準は、最終的な導入時に求められる水準とは異なり、あくまで審査の時点で求められる水準です。

最低要求水準とは、審査にあたって公募参加者が全て充足していることを求められる要求水準を指します。最低要求水準を充足していない公募参加者は審査対象外となります。

加点要求水準とは、審査にあたって公募参加者が充足していれば、審査基準に従い、加点評価を行う要求水準を指します。

また、各要求水準は番号で示しており、補足的な要求事項については「・」で、例示についてはその旨を記載しております。

なお、この要求水準書において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによります。

## 1-1. 最低要求水準

区分	内容
実現性	<p>1 提案に実現性があること</p> <p>2 必要な許認可を把握していること</p>
安全性	<p>3 自社検査等により安全性が確保される見込みがあること</p> <p>4 停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災発生時等に発生する煙を閉鎖すべく各階層に設置される設備に順応した技術であること</li> <li>・ 部材等における可燃物の使用が最小限となる見込みがあること（例：直火を利用する設備は設置しないこと）</li> <li>・ 稼動させるにあたって原動機を用いる場合、内燃機関及び外燃機関を使用する必要がないこと</li> <li>・ 機材運搬時や稼動時の対策が講じられる見込みがあること（例：緊急停止装置 等）</li> <li>・ 漏電・ショートによる出火の防止策が講じられていること</li> <li>・ 災害発生時に観覧客の避難を妨げない工夫が提案されていること（ただし、昇降技術については避難用としての用途は求めない）</li> <li>・ 昇降に際して、利用者等を収納する形式を採る場合は、閉じ込められないようにする対策が講じられていること</li> <li>・ 非常に外部に知らせる手段があること</li> </ul> <p>5 利用時のいかなる場合でも利用者等の安全が確保されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転倒等することなく昇降できること</li> <li>・ 利用時に利用者のすぐ傍に介助者を配置できること</li> <li>・ 利用時に利用者、介助者および周囲の観覧者等（以下、利用者等）の安全が確保できること</li> </ul>

区分	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 故障などが発生した際に、利用者等の安全が確保できること</li> </ul>
価格	6 見積金額が指定する金額以下であること
バリアフリー (有用性)	7 大天守の1階までの昇降ができること
史実に忠実	<p>8 柱や梁などの主架構を変更しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床開口の寸法については、主たる梁（2,140mm 角スパン）に鑑み、1,500mm×1,600mm(梁の内法有効)を基本とし、変更は行わないこと</li> <li>・ 柱や梁などを損なうものでない限り、垂直昇降装置等の設置も可とする（例：木造復元天守床部分の開口部への設置、レールの支えとなる柱の設置、ボルト・ねじやハーネス等を設定する保護材・補強材等の柱への設置 等）</li> </ul> <p>9 昇降技術を取り外すことにより、取り付け前の状態に戻すことができる設置手法とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の設置は参加者からの提案がある場合は可とする 例：階段上に着脱可能な段差を解消するための補強材の設置、階段に階段昇降機などが移動するためのレールの設置等)</li> </ul>
運用	<p>10 導入後も日本国内に5年以上サポートし続けられる体制に関する提案があること</p> <p>11 耐用年数が示されていること</p>

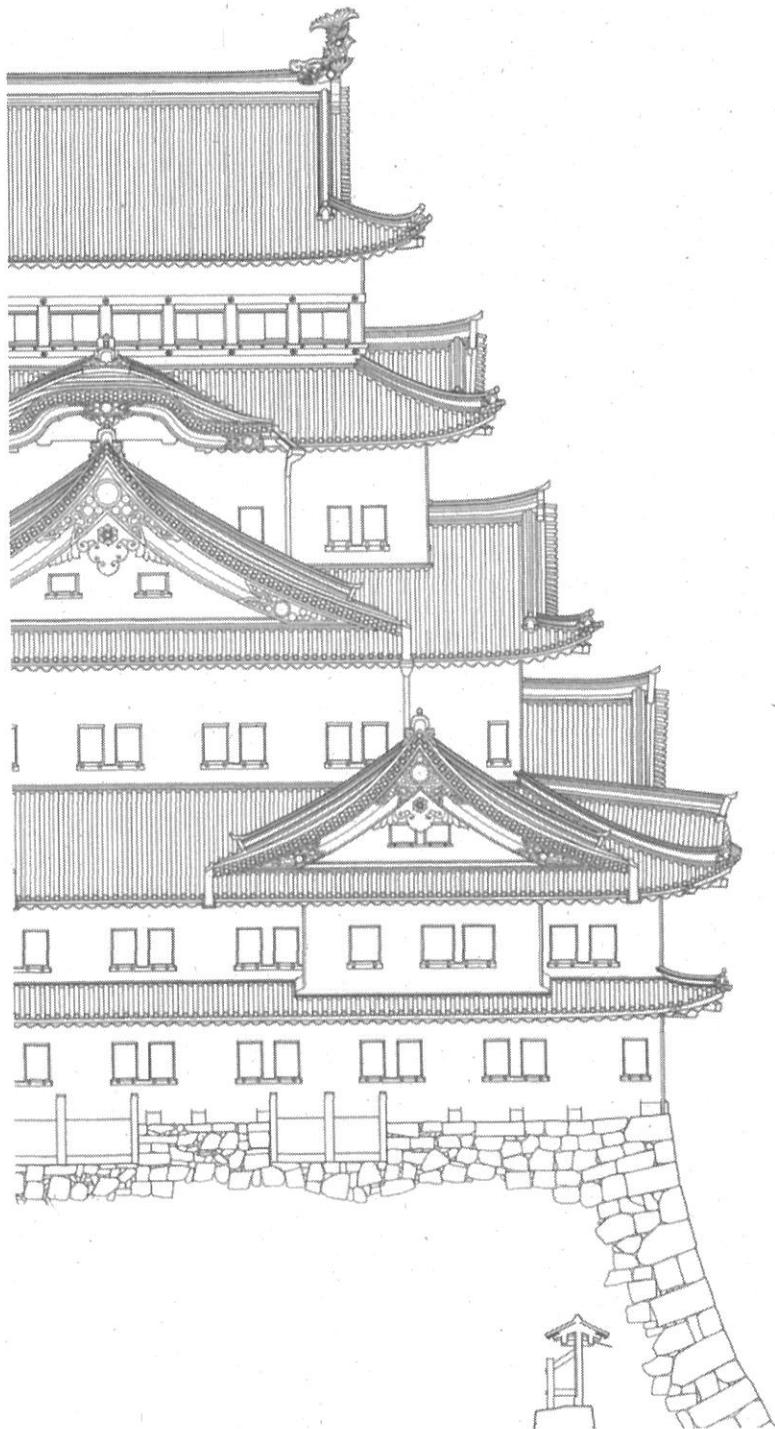
## 1-2. 加点要求水準

区分	内容
新技術	<p>12 技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること</p> <p>13 利用することにより新たな価値を提供できること</p>
実現性	<p>14 体制及び開発・導入スケジュールにより昇降技術開発、製造、設置等導入が可能であると見込める</p> <p>15 必要な許認可が得られる見込みがあること (例: ISO、JIS、JASPEC、型式適合認定等)</p>
安全性	<p>16 利用時の安全性確保のための対策が秀でていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動制御モードや安全運転制御等の仕組みにより、事故や怪我を未然に防いだりする工夫がなされていること。ただし、手動による操作があった場合にはそちらが優先されること。</li> </ul> <p>17 木造復元天守自体の防災・安全性に支障を与えない工夫がされていること</p>
価格	<p>18 見積金額が抑制されていること</p> <p>19 見積金額の抑制が工夫されていること</p> <p>20 維持管理費用が抑制されていること</p> <p>21 維持管理費用の抑制が工夫されていること</p>
バリアフリー (有用性)	<p>22 利用対象者の範囲が広いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす利用者に限らない全ての人(健常者も含む。) (例: 内部障害者(人工関節利用など)、膝を痛めている人、高齢者(杖についているような人)、妊婦、小さな子ども、ストレッチャーを利用している人等)</li> <li>開発に当たって、利用者のニーズの把握等に努めており、そ</li> </ul>

区分	内容
	<p>の内容を技術に丁寧に反映していること</p> <p>23 誰もが簡単に使えること          (例:操作方法は既知かそれに準ずるものであること、感覚的に操作が行えること、音声操作等、手を使わずに操作できること、視力の弱い人向けに色や文字の配慮がされていること等)</p> <p>24 健常者の移動と同じような時間で移動できること</p> <p>25 多人数による反復した利用が可能であること          (例:一度に数十名来場した場合でも対応できること、待ち時間は最小限とすること 等)</p> <p>26 健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること</p> <p>27 大天守のより上層階まで上がれること</p> <p>28 怖い思い(不快な思い)をしないで利用できること          (例:落下・転落や、急発進・急停車の恐れがないこと、動き出しの際に何らか合図等があること、機械の動きに体が慣れるまでの配慮があること等)</p> <p>29 他の人の助けを借りることなく昇降ができること</p>
史実に忠実	<p>30 可能な限り木造天守の外観や内観をそこなわないこと          (例:床・壁等に使用されている木材を可能な限り取り外さないようすること。)</p> <p>31 木造復元天守の床・柱等に使用されている木材を保護すること          • 建造物の傷みを著しく進めないこと。木造復元天守の床・柱に使用されている木材を保護するカバー等、建造物を傷めない工夫が提案されていること</p>
運用	32 導入後の維持管理、サポート体制について、運用と製品改善の仕組みが設けられていること

区分	内 容
	33 導入後の製品改善・運用改善の仕組みが設けられていること
汎用性	34 他の文化財にも転用できる見込みがあること 35 一般の建物にも転用できる見込みがあること
総合	36 各評価項目を総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること

# 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募 要求水準書（案）



2022年4月  
名古屋市観光文化交流局

## 1. 要求水準

この要求水準書は、本市が「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」への公募参加者に対して、要求水準を示すものであり、公募要項と一体のものとして位置付けるものです。

公募参加者は、公募要項を踏まえた上で、以下の要求水準に対応する審査申請書類を提出してください。

ただし、以下の要求水準は、最終的な導入時に求められる水準とは異なり、審査の時点で求められる水準です。

最低要求水準とは、審査にあたって公募参加者が全て充足していることを求められる要求水準を指します。最低要求水準を充足していない公募参加者は審査対象外となります。

加点要求水準とは、審査にあたって公募参加者が充足していれば、審査基準に従い、加点評価を行う要求水準を指します。

また、各要求水準は番号で示しており、補足的な要求事項については「・」で、例示についてはその旨を記載しています。

なお、この要求水準書において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによります。

## 1-1. 最低要求水準

区分	内容
実現性	<p>1 提案に実現性があること</p> <p>2 必要な許認可を把握していること</p>
安全性	<p>3 自社検査等により安全性が確保される見込みがあること</p> <p>4 停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災発生時等に発生する煙を閉鎖すべく各階層に設置される設備に順応した技術であること</li> <li>・ 部材等における可燃物の使用が最小限となる見込みがあること（例：直火を利用する設備は導入しない 等）</li> <li>・ 稼動させるにあたって原動機を用いる場合、内燃機関及び外燃機関を使用する必要がないこと</li> <li>・ 機材運搬時や稼動時の対策が講じられる見込みがあること（例：緊急停止装置 等）</li> <li>・ 漏電・ショートによる出火の防止策が講じられていること</li> <li>・ 災害発生時に観覧客の避難を妨げない工夫が提案されていること（ただし、昇降技術については避難用としての用途は求めない）</li> <li>・ 昇降に際して、利用者、介助者等（以下「利用者等」という。）を収納する形式を採る場合は、閉じ込められないようにする対策が講じられていること</li> <li>・ 非常に外部に知らせる手段があること</li> </ul> <p>5 利用時のいかなる場合でも利用者等の安全が確保されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転倒等することなく昇降できること</li> <li>・ 利用時に利用者のすぐ傍に介助者を配置できること</li> <li>・ 利用時に利用者等及び周囲の観覧者の安全が確保できること</li> </ul>

区分	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 故障などが発生した際に、利用者等の安全が確保できること</li> </ul>
価格	6 見積金額が指定する契約金額の上限以下であること
バリアフリー (有用性)	7 少なくとも大天守1階に昇降ができること
史実に忠実	<p>8 柱や梁などの主架構を変更しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床開口の寸法については、主たる梁（2,140mm 角スパン）に鑑み、1,500mm×1,600mm（梁の内法有効）を基本とし、変更は行わないこと</li> <li>・ 柱や梁などを損なうものでない限り、垂直昇降装置等の設置も可とする (例：木造天守床部分の開口部への設置、レールの支えとなる柱の設置、ボルト・ねじやハーネス等を設定する保護材・補強材等の柱への設置 等)</li> </ul> <p>9 取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の設置は公募参加者からの提案がある場合は可とする (例：階段上に着脱可能な段差を解消するための補強材の設置、階段に階段昇降機などが移動するためのレールの設置 等)</li> </ul>
運用	<p>10 導入後も日本国内に5年以上サポートし続けられる体制を確保できる見込みがあること</p> <p>11 耐用年数が示されていること</p>

## 1-2. 加点要求水準

区分	内 容
新技術	<p>12 技術そのものに革新性がある、又は既存技術であっても導入のための改良に革新性があること</p> <p>13 利用することにより新たな価値を提供できること</p>
実現性	<p>14 体制及び開発・導入スケジュールにより昇降技術開発、製造、導入が可能であると見込めるこ</p> <p>15 必要な許認可が得られる見込みがあること (例：ISO、JIS、JASPEC、型式適合認定 等)</p>
安全性	<p>16 利用時の安全性確保のための対策が講じられていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動制御モードや安全運転制御等の仕組みにより、事故や怪我を未然に防いだりする工夫がなされていること。ただし、利用者の安全を確保するために手動による操作があった場合にはそちらが優先されること。</li> </ul> <p>17 木造天守自体の防災・安全性に支障を与えない工夫がされていること</p>
価格	<p>18 導入費用等が抑制されていること</p> <p>19 導入費用等の抑制が工夫されていること</p> <p>20 維持管理費用が抑制されていること</p> <p>21 維持管理費用の抑制が工夫されていること</p>
バリアフリー (有用性)	<p>22 利用対象者の範囲が広いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす利用者に限らない全ての人（健常者も含む。） (例：内部障害者（人工関節利用など）、膝を痛めている人、高齢者（杖についているような人）、妊婦、小さな子ども、ストレッチャーを利用している人 等)</li> <li>開発に当たって、利用者のニーズの把握等に努めており、そ</li> </ul>

区分	内容
	<p>の内容を技術に丁寧に反映していること</p> <p>23 誰もが簡単に使えること            (例:操作方法は既知かそれに準ずるものであること、感覚的に操作が行えること、音声操作等、手を使わずに操作できること、視力の弱い人向けに色や文字の配慮がされている等)</p> <p>24 可能な限り健常者の移動と同じような時間で移動できること</p> <p>25 多人数による反復した利用が可能であること            (例:待ち時間は最小限とする 等)</p> <p>26 可能な限り健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること</p> <p>27 大天守のより上層階まで上がれること</p> <p>28 怖い思いをしないで利用できること            (例:落下・転落や、急発進・急停車の恐れがない、動き出しおの際に何らか合図等がある、機械の動きに体が慣れるまでの配慮がある 等)</p> <p>29 他人の助けを借りることなく昇降ができること</p>
史実に忠実	<p>30 可能な限り木造天守の外観や内観をそなわないこと            (例:床・壁等に使用されている木材を可能な限り取り外さないようにする 等)</p> <p>31 木造天守に使用されている木材を保護すること            • 建造物の傷みを著しく進めないこと。木造天守に使用されている木材を保護するカバー等、建造物を傷めない工夫が提案されていること</p>
運用	32 導入後の維持管理、サポート体制が設けられていること

区分	内 容
	33 導入後の製品改善・運用改善の仕組みが設けられていること
汎用性	34 他の文化財にも転用できる見込みがあること 35 一般の建物にも転用できる見込みがあること
総合	36 総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること

## 03\_審査基準の修正

01\_審査基準（案）【当初】

02\_審査基準（案）【12月公募開始版】

03\_審査基準（案）【4月公募開始版】

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募

“NAGOYA CASTLE CHALLENGE”

審査基準（案）

202〇年〇月

名古屋市観光文化交流局

## 1. 審査基準の位置付け

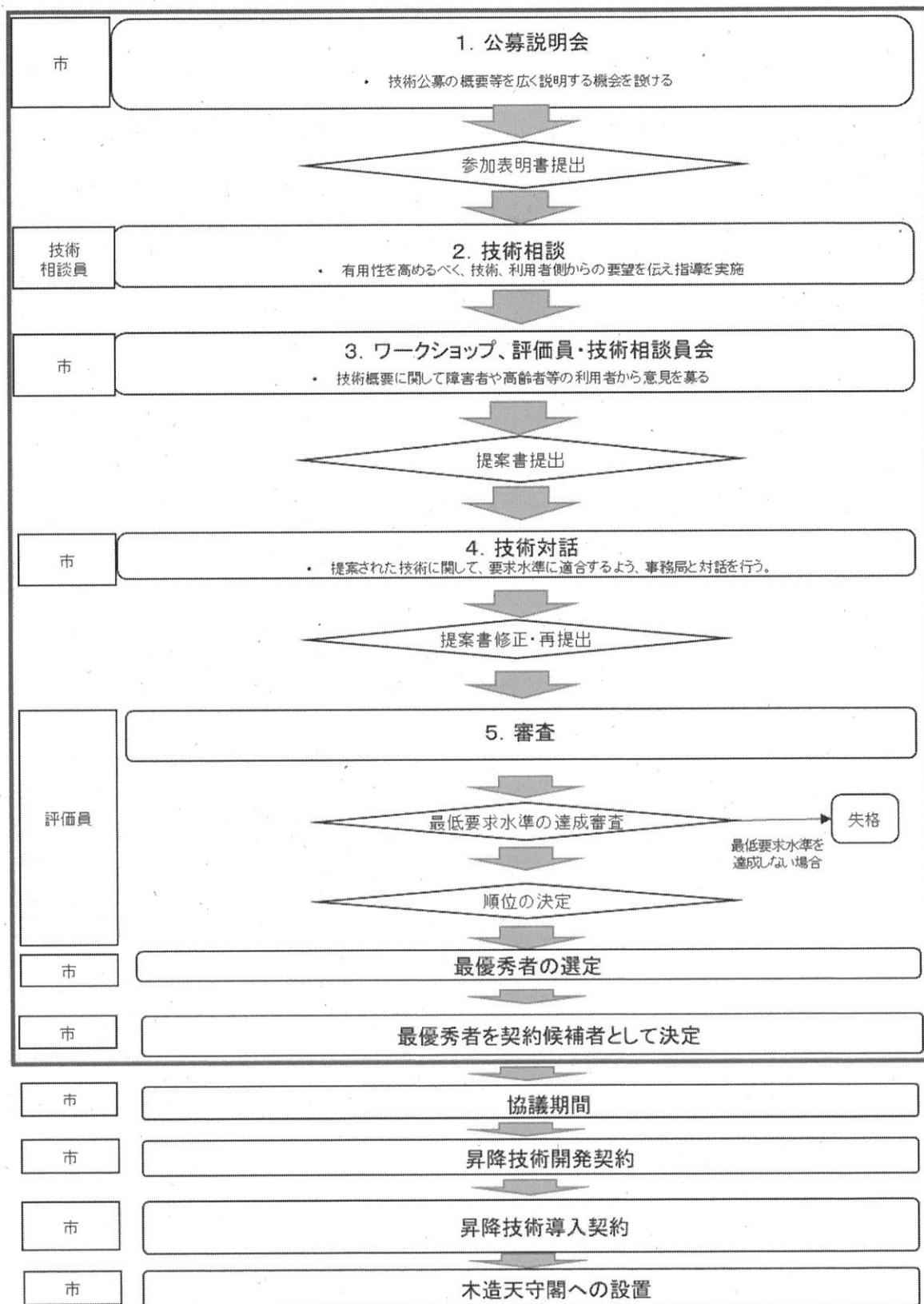
この審査基準は、名古屋市（以下「市」という。）が「名古屋城天守閣の昇降に関する新技術の公募」への参加者の提案を評価し、最優秀者を選定するための方法、審査基準等を示したものであり、公募要項と一体のものです。

なお、この審査基準において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによります。

## 2. 審査の手順

審査の手順は次頁の「全体フローチャート」のとおりです。これは、技術公募期間から実用化期間までの手順を示したものであり、図表中の左囲みの「市」、「評価員」又は「技術相談員」は、手続の実施者を示します。

## 全体フローチャート (※点線枠内が審査にかかる手順)



### 3. 審査の項目及び基準

審査基準には最低要求水準と加点要求水準があります。最低要求水準は審査の過程で1項目でも満たされないと評価された場合には、加点要求水準の評価は行いません。加点要求水準については各評価員が項目ごとに5段階で評価し合計点を参加者の点数とします。

#### 3-1. 審査基準

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	配点	審査の観点	評価対象	様式
最低要求水準	実現性	1	提案に実現性があること	△	・技術の内容、関連する実績、事業計画、開発スケジュールが実現性をもった提案となっているか	書類 ・プレゼン	3-3
		2	導入後も日本国内に5年間サポートし続けられる体制に関する提案があること	△	・導入後も日本国内で5年間サポートし続けられる体制が具体的に記載されているか	書類	3-3
		3	ライフサイクルコスト(10年程度)の抑制が図られていること	△	・技術の耐用年数が示され、10年間程度の期間において、ライフサイクルコストの抑制が意識された提案が具体的に記載されているか	書類	3-3
	法令関係	4	必要な許認可が得られる見込みがあること	△	・必要な許認可について整理されており、実現可能な許認可取得のスケジュールが記載されているか	書類	3-3
		5	自社検査等により安全性が確保されていること	△	・自社検査等により如何に安全性が確保されているか	書類	3-3
	安全性	6	停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること	△	・停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が具体的に記載されているか	書類 ・プレゼン	3-3
		7	転倒等することなく安全でスムーズに昇降できること	△	・転倒等することなく安全でスムーズな昇降移動が可能であるか	書類 ・	3-3

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	配点	審査の観点	評価対象	様式
加点要求水準						プレゼン	
		8	契約金額が指定する金額以下であること	△	・契約金額が指定する金額以下であること	書類	3-3
		9	1階までの昇降ができること	△	・1階まで昇降可能であるか。	書類 ・ プレゼン	3-3
		10	柱や梁などの主架構を変更しないこと	△	・天守閣の床・柱に使用されている木材を保護するカバー等、構造物の痛みを著しく進めない工夫や柱、梁を切り欠かない	書類 ・ プレゼン	3-3
		11	取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること	△	・対象機材の取り外しにより、史実に忠実な状態に戻すことが可能か	書類 ・ プレゼン	3-3
		12	技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること	30点	・革新的な箇所があるか ・その革新性は利用者の利点となるか	書類 ・ プレゼン	3-2
		13	外部評価等により安全性が確認できる見込みがあること	40点	・外部評価等により如何に安全性を確保できる見込みがあるか	書類	3-4-1
		14	総合的に安全性が確実であると認められること	70点	・機械、材料（発がん性物質等）の安全性や構造安全性など総合的に確実であることを確認できるか ・従来の昇降技術に留まらない新たな体験価値を提供できるか	書類 ・ プレゼン	3-4-1

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	配点	審査の観点	評価対象	様式
価格 (計 200 点)	15	契約金額の抑制が工夫されていること	100 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額の抑制が如何に工夫されているか</li> <li>・市況との比較検証等により定量的に抑制額が証明されているか</li> <li>・提案数及び見積金額を基に相対評価を行う。</li> </ul>	書類	3-4-2 4-1	
	16	維持管理費用の抑制が工夫されていること	100 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費用の抑制が如何に工夫されているか</li> <li>・市況との比較検証等により定量的に抑制額が証明されているか</li> <li>・提案数及び見積金額を基に相対評価を行う。</li> </ul>	書類	3-4-2 4-2	
実現性 (計 100 点)	17	体制及びスケジュールにより期限内に実用品開発、製造、設置等導入が可能であると見込めること	100 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入期限を守る開発体制となっているか</li> <li>・期限内に開発、製造、導入が実現可能であることが読み取れるか</li> <li>・納入後、さらに製品改良の余地が期待される場合は、その旨の記載が実現可能性の論証しつつ記載されているか</li> <li>・事業計画、体制、資金計画等が示され、事業の継続性への信頼を期待できるか</li> </ul>	書類	3-4-3	
バリアフリー (有用性) (計 200 点)	18	利用対象者の範囲が広いこと	20 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用対象者の範囲が広い技術であるか</li> <li>・開発に当たって利用者のニーズの把握等に努めており、その内容を技術に丁寧に反映しているか</li> </ul>	書類 ・ プレゼン	3-4-4	
	19	誰もが簡単に使えること	20 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独りで簡単に使うことができるか</li> <li>・簡単な説明を聞くことで使うことができるか</li> </ul>	書類 ・	3-4-4	

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	配点	審査の観点	評価対象	様式
						プレゼン	
		20	健常者の移動と同じような時間で移動できること	20点	・一般歩行者の歩行速度(0.3m/s)と比較し、同等程度で移動できるものか	書類 ・ プレゼン	3-4-4
		21	多人数による反復した利用が可能であること	20点	・多人数による反復した利用が可能か	書類 ・ プレゼン	3-4-4
		22	健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること	20点	・一般的な移動を妨げないと判断できるか、その改善の見込みがあるか	書類 ・ プレゼン	3-4-4
		23	天守閣の最上階まで上がるこ	60点	・最上階まで登れる見込みがあるか(例:階段体験館の踊り場をスムーズに移動できるか、最も高い階層(約7.5m)以上の階段を昇降することができるか)	書類 ・ プレゼン	3-4-4
		24	怖い思いをしないで乗れること	20点	・安心感を得られる工夫はされているか	書類 ・ プレゼン	3-4-4
		25	他の人の助けを借りることなく昇降ができること	20点	・他の人の助けを借りることなく昇降できるか。	書類 ・ プレゼン	3-4-4
史実に忠実 (計150点)		26	可能な限り外観や内観をそこなわないこと	150点	・付加的な機材を装着する場合、木造天守閣への影響が極力抑えられているか	書類 ・ プレゼン	3-4-5

要求水準	審査区分	No	審査基準(最終審査)	配点	審査の観点	評価対象	様式
					付加的な機材を取り外すことによって原状回復できる見込みがあるか		
運用 (計 100 点)	27	導入後の維持管理、サポート体制について、運用と製品改善の仕組みが設けられていること	50 点		・維持管理業務の内容、継続的なサポート体制、製品改善の仕組み等が具体的に記載されているか	書類	3-4-6
	28	運営時にオペレーターが必要な場合、自動制御モードや安全運転制御等の仕組みが設けられていること			・自動制御モードや安全運転制御等の仕組みにより、より効率的な運転としたり、事故や怪我を未然に防いだりする工夫がなされているか		
汎用性 (計 40 点)	29	他の文化財にも転用できること	20 点		・他の文化財への転用が可能か	書類 ・ プレゼン	3-2
	30	一般の建物にも転用できること			・一般の建物への転用は可能か		
総合 (計 70 点)	31	各評価項目を総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること	70 点		・総合的に評価すべき点があるか	書類 ・ プレゼン	全体
合計			1000 点				

なお、審査における加点対象項目について、具体的な配点の基準の記載がない審査基準の得点は、それぞれの基準ごとに5段階で評価を行うものとし、審査基準ごとに定められる配点に、評価に従う係数を乗じて評価点とします。  
(端数は小数第2位で四捨五入し小数点第1位までとする。)

評価	評価の考え方	評価点
A	基準を大きく超えて優秀である	配点×1.0
B	基準を超えて優秀である	配点×0.8
C	望ましい基準に達している	配点×0.6
D	最低限の基準には達している	配点×0.4
E	加点評価レベルに達しない	配点×0.0

R031118 版

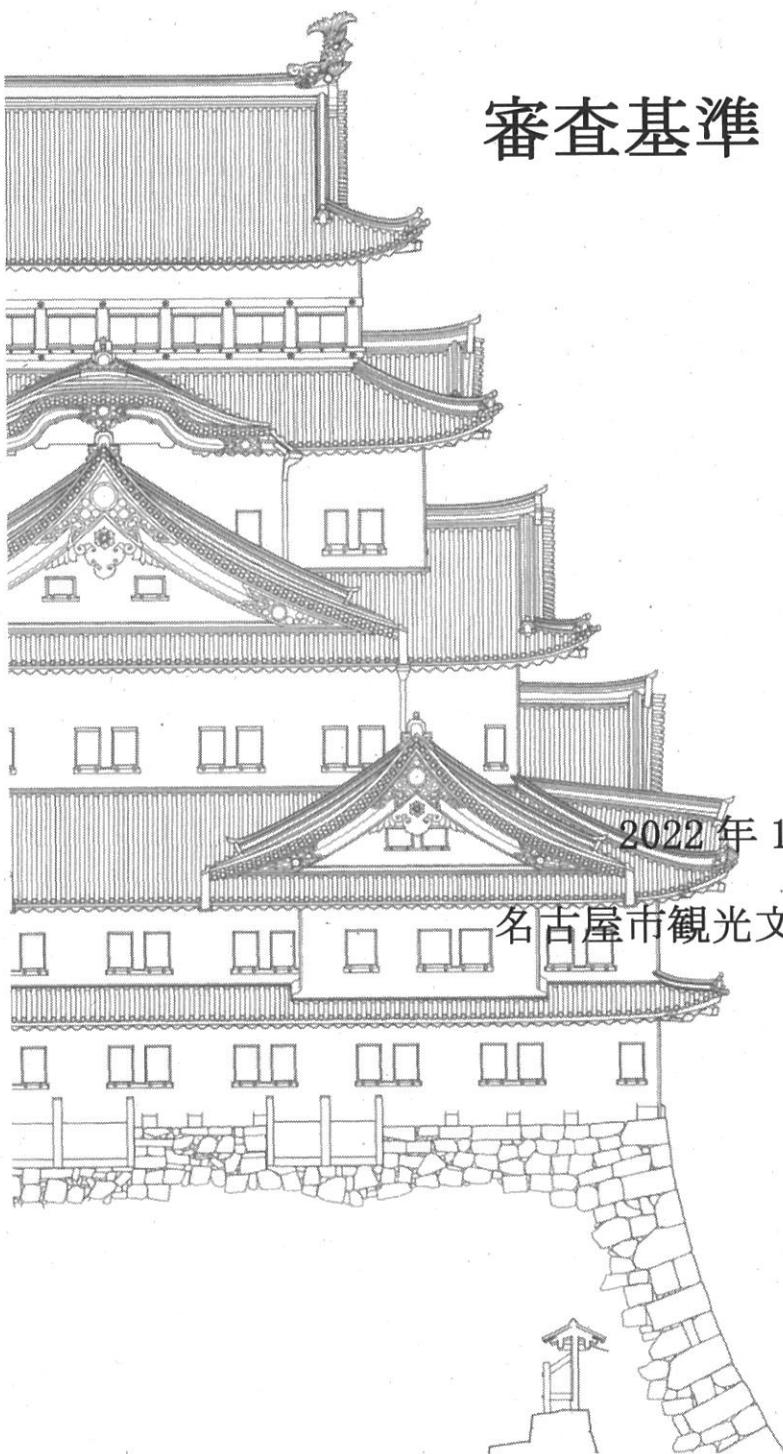
J R I 修正

## 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

### 審査基準（案）

2022年1月

名古屋市観光文化交流局



## 1. 審査基準の位置付け

この審査基準は、名古屋市（以下「本市」という。）が「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」への公募参加者の審査申請書類を審査し、最優秀者を選定するための方法、審査基準等を示したものであり、公募要項と一体のものです。

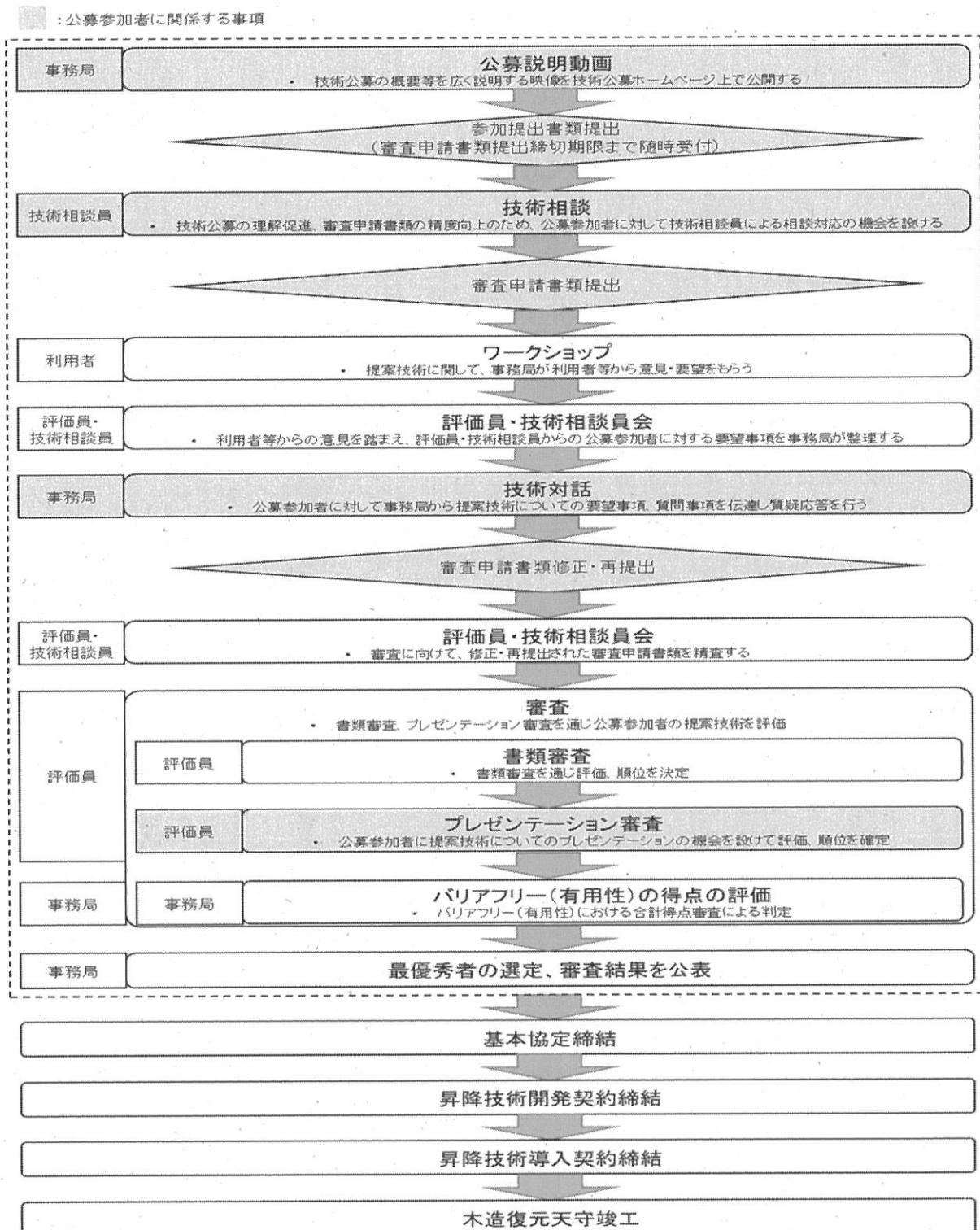
なお、この審査基準において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによります。

## 2. 審査の手順

審査の手順は次頁の「全体フローチャート」のとおりです。これは、技術公募期間から実用化期間までの手順を示したものであり、図表中の左囲みの「事務局」、「利用者」、「評価員」又は「技術相談員」は、手続の実施者を示します。

なお、審査時において書類審査及びプレゼンテーション審査を経た採点の結果、3-1. 審査基準における加点要求水準の審査区分「バリアフリー（有用性）」における審査基準8項目の得点の合計点が、配点400点中240点（=400×0.6）未満の公募参加者は、最優秀者として選定されません。

## 全体フローチャート (※点線枠内が審査にかかる手順)



### 3. 審査の項目及び基準

審査基準には最低要求水準と加点要求水準があります。最低要求水準は審査の過程で1項目でも満たされないと評価された場合には、参加者は審査対象外となります。加点要求水準については各評価員が項目ごとに5段階で評価し合計点を公募参加者の点数とします。

#### 3-1. 審査基準

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
最低要求水準	実現性	1	提案に実現性があること	△	・技術の内容、関連する実績、事業計画、開発・導入スケジュールが実現性をもった提案となっているか	3-2、 3-4-2
		2	必要な許認可を把握していること	△	・必要な許認可について整理されているか	3-2、 3-4-2
	安全性	3	自社検査等により安全性が確保される見込みがあること	△	・自社検査等により如何に安全性が確保されているか	3-2、 3-4-3
		4	停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること	△	・停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が具体的に記載されているか	3-2、 3-4-3
		5	利用時のいかなる場合でも利用者等の安全が確保されていること	△	・利用者等が転倒等することなく安全でスムーズな昇降移動が可能であるか ・利用時に利用者のすぐ傍に介助者を配置することが可能か ・利用時に利用者等、介助者および周囲の観覧者等の安全が確保できるか ・故障などが発生した際に、利用者等の安全が確保できる構造になっているか	3-2、 3-4-3

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
実現性	価格	6	見積金額が指定する金額以下であること	△	・見積金額が指定する金額以下であるか	3-2、 3-4-4、 3-5、 3-6
	バリアフリー(有用性)	7	大天守の1階までの昇降ができること	△	・提案された技術を用いて、大天守地階又は地上から大天守の1階までの昇降が可能であるか。	3-2、 3-4-5
	史実に忠実	8	柱や梁などの主架構を変更しないこと	△	・木造復元天守の柱・梁を傷めない対策がなされているか	3-2、 3-4-6
		9	取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること	△	・対象機材の取り外しにより、史実に忠実な状態に戻すことが可能か	3-2、 3-4-6
	運用	10	導入後も日本国内に5年以上サポートし続けられる体制に関する提案があること	△	・導入後も日本国内で5年以上サポートし続けられる体制が具体的に記載されているか	3-2、 3-4-7
		11	耐用年数が示されていること	△	・技術の耐用年数が示されていること	3-2、 3-4-7

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
加点要求水準	新技術	12	技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・革新的な箇所があるか</li> <li>・その革新性は利用者の利点となるか</li> </ul>	3-4-1、 3-7
		13	利用することにより新たな価値を提供できること	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の昇降技術に留まらない新たな価値を提供できるか</li> </ul>	3-4-1、 3-7
	実現性	14	体制及び開発・導入スケジュールにより昇降技術開発、製造、設置等導入が可能であると見込めるこ	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発、製造、導入が実現可能である開発体制となっているか</li> <li>・納入後、さらに製品改良の余地が期待される場合は、その旨の記載が実現可能性の論証しつつ記載されているか</li> <li>・事業計画、体制、資金計画等が示され、事業の継続性への信頼を期待できるか</li> </ul>	3-4-2
		15	必要な許認可が得られる見込みがあること	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な許認可について、許認可取得のスケジュールが記載されているか</li> </ul>	3-4-2
	安全性	16	利用時の安全性確保のための対策が秀でていること	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動制御モードや安全運転制御等の仕組みにより、事故や怪我を未然に防いだりする工夫がなされているか。ただし、手動による操作があった場合にはそちらが優先されること。</li> </ul>	3-4-3
		17	木造復元天守自体の防災・安全性に支障を与えない工夫がされていること	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械、材料（発がん性物質等）の安全性や構造安全性など総合的に確実であることを確認できるか</li> <li>・漏電・ショート等による出火の防止策が講じられているか</li> </ul>	3-4-3

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
価格					・災害発生時に観覧客の避難を妨げない工夫が提案されているか	
		18	見積金額が抑制されていること	20	・提案数及び見積金額を基に相対評価を行う	3-4-4、 3-5
		19	見積金額の抑制が工夫されていること	30	・見積金額の抑制が如何に工夫されているか ・市況との比較検証等により定量的に抑制額が証明されているか	3-4-4、 3-5
		20	維持管理費用が抑制されていること	20	・提案数及び見積金額を基に相対評価を行う	3-4-4、 3-6
	バリアフリー(有用性)	21	維持管理費用の抑制が工夫されていること	30	・維持管理費用の抑制が如何に工夫されているか ・市況との比較検証等により定量的に抑制額が証明されているか	3-4-4、 3-6
		22	利用対象者の範囲が広いこと	50	・利用対象者の範囲が広い技術であるか ・開発に当たって利用者のニーズの把握等に努めており、その内容を技術に丁寧に反映しているか	3-4-5
		23	誰もが簡単に使えること	50	・独りで簡単に使うことができるか ・簡単な説明を聞くことで使うことができるか	3-4-5
		24	健常者の移動と同じような時間で移動できること	50	・一般歩行者の歩行速度（0.3m/s）と比較し、同等程度で移動できるものか	3-4-5
		25	多人数による反復した利用が可能であること	50	・多人数による反復した利用が可能か	3-4-5

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
機能性		26	健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること	50	・一般の移動を妨げないと判断できるか、その改善の見込みがあるか	3－4－5
		27	大天守のより上層階まで上がれること	50	・どれだけ上層階まで登れる見込みがあるか（例：階段体験館の踊り場をスムーズに移動できるか、最も高い階層（約7.5m）以上の昇降ができるか）	3－4－5
		28	怖い思い（不快な思い）をしないで利用できること	50	・安心感を得られる工夫はされているか	3－4－5
		29	他の人の助けを借りることなく昇降ができること	50	・介助者がすぐ傍にいる状態であっても、極力、介助者等の助けを借りることなく利用者自らの操作で昇降できるか。	3－4－5
史実に忠実		30	可能な限り木造天守の外観や内観をそなわないこと	20	・付加的な機材を装着する場合、床・柱等に使用されている木材を取り外すなどの木造復元天守への影響が極力抑えられているか ・付加的な機材を取り外すことによって原状回復できる見込みがあるか ・木造復元天守の雰囲気を損なわない意匠になっているか	3－4－6
		31	木造復元天守の床・柱等に使用されている木材を保護すること	20	・床・柱等に使用されている木材を保護しきる見込みがあるか ・床・柱に使用されている木材を保護するカバー等、構造物の痛みを著しく進めない工夫があるか	3－4－6
運用		32	導入後の維持管理、サポート体制が設けられていること	50	・維持管理業務の内容、継続的なサポート体制が具体的に記載されているか	3－4－7

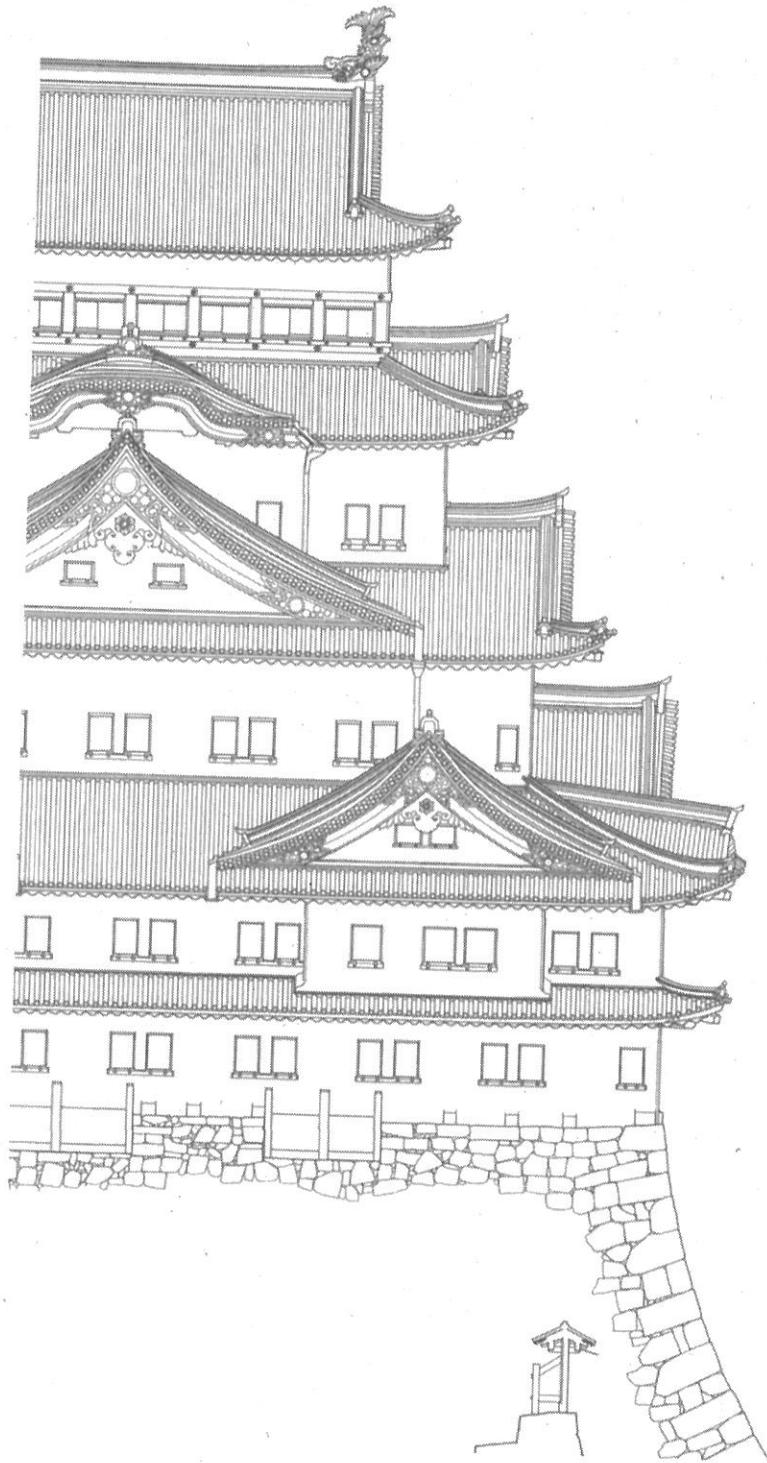
要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
汎用性		33	導入後の製品改善・運用改善の仕組みが設けられていること	50	・導入後、さらに製品改良・運用改善の余地があり、それを実現化する仕組みが具体的に記載されているか	3-4-7
		34	他の文化財にも転用できる見込みがあること	30	・転用可能な他の文化財について具体的な提示がなされているか ・転用可能な他の文化財について実現性のある提示がなされているか	3-4-8
		35	一般の建物にも転用できる見込みがあること	20	・転用可能な一般の建物について具体的な提示がなされているか ・転用可能な一般の建物について実現性のある提示がなされているか	3-4-8
	総合	36	各評価項目を総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること	60	・総合的に評価すべき点があるか	—
	合計			1,000		

なお、審査における加点項目について、具体的な配点の基準の記載がない審査基準の得点は、それぞれの基準ごとに5段階で評価を行うものとし、審査基準ごとに定められる配点に、評価に従う係数を乗じて評価点とします。（端数は小数第2位で四捨五入し小数点第1位までとする。）

評価	評価の考え方	評価点
A	基準を大きく超えて優秀である	配点×1.0
B	基準を超えて優秀である	配点×0.8
C	望ましい基準に達している	配点×0.6
D	最低限の基準には達している	配点×0.4
E	加点評価レベルに達しない	配点×0.0

名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

審査基準（案）



2022年4月  
名古屋市観光文化交流局

## 1. 審査基準の位置付け

この審査基準は、名古屋市が「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」への公募参加者の審査申請書類を審査し、最優秀者を選定するための方法、審査基準等を示したものであり、公募要項と一体のものです。

なお、この審査基準において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによります。

## 2. 審査の手順

審査の手順は次頁の「全体フローチャート」のとおりです。これは、事業期間の手順を示したものであり、図表中の左囲みの「事務局」、「利用者」、「評価員」又は「技術相談員」は、手続の実施者を示します。

なお、審査時において書類審査及びプレゼンテーション審査を経た採点の結果、「3. 審査の項目及び基準」における加点要求水準の審査区分「バリアフリー」(有用性)における審査基準8項目の得点の合計点が、配点400点中240点 (=400×0.6) 未満の公募参加者は、最優秀者として選定されません。

## 全体フローチャート (※点線枠内が審査にかかる手順)



### 3. 審査の項目及び基準

審査基準には最低要求水準と加点要求水準があります。最低要求水準は審査の過程で1項目でも満たされないと評価された場合には、公募参加者は審査対象外となります。加点要求水準については各評価員が項目ごとに5段階で評価し、合計点を公募参加者の点数とします。

要求水準	審査区分	No	審査基準	審査の観点	様式
最低要求水準	実現性	1	提案に実現性があること	・技術の内容、開発・導入の筋道が見えているか	3-5-2
		2	必要な許認可を把握していること	・必要な許認可について整理されているか	
		3	自社検査等により安全性が確保される見込みがあること	・自社検査等により如何に安全性が確保されているか	3-5-3
		4	停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること	・停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が具体的に記載されているか	
	安全性	5	利用時のいかなる場合でも利用者等の安全が確保されていること	・利用者等が転倒等することなく安全でスムーズな昇降移動が可能であるか ・利用時に利用者のすぐ傍に介助者を配置することが可能か ・利用時に利用者等、介助者および周囲の観覧者等の安全が確保できるか ・故障などが発生した際に、利用者等の安全が確保できる構造になっているか	3-5-3

要求水準	審査区分	No	審査基準	審査の観点	様式
最低要求水準	価格	6	見積金額が指定する契約金額の上限以下であること	・見積金額が指定する契約金額の上限以下であるか	3-5-4
		7	少なくとも大天守1階に昇降ができること	・提案された技術を用いて、大天守地階又は地上から少な くとも大天守1階に昇降が可能であるか	3-5-5
	史実に忠実	8	柱や梁などの主架構を変更しないこと	・木造天守の柱・梁を傷めない対策がなされているか	3-5-6
		9	取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること	・対象機材の取り外しにより、史実に忠実な状態に戻すこ とが可能か	3-5-6
	運用	10	導入後も日本国内に5年以上サポートし続けられる体制を確保できる見込みがあること	・導入後も日本国内で5年以上サポートし続けられる体 制が具体的に記載されているか	3-5-7
		11	耐用年数が示されていること	・技術の耐用年数が示されていること	3-5-7

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
加点要求水準	新技術	12	技術そのものに革新性がある、又は既存技術であっても導入のための改良に革新性があること	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・革新的な箇所があるか</li> <li>・その革新性は利用者の利点となるか</li> </ul>	3-5-1、 3-9
		13	利用することにより新たな価値を提供できること	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の昇降技術に留まらない新たな価値を提供できるか</li> </ul>	3-5-1、 3-9
	実現性	14	体制及び開発・導入スケジュールにより昇降技術開発、製造、導入が可能であると見込めるこ	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発、製造、導入が実現可能である開発体制となっているか</li> <li>・納入後、さらに製品改良の余地が期待される場合は、その旨の記載が実現可能性の論証しつつ記載されているか</li> <li>・事業計画、体制、資金計画等が示され、事業の継続性への信頼を期待できるか</li> </ul>	3-5-2
		15	必要な許認可が得られる見込みがあること	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な許認可について、許認可取得のスケジュールが記載されているか</li> </ul>	3-5-2
	安全性	16	利用時の安全性確保のための対策が講じられていること	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動制御モードや安全運転制御等の仕組みにより、事故や怪我を未然に防いだりする工夫がなされているか。ただし、利用者の安全を確保するために手動による操作があった場合にはそちらが優先されること</li> </ul>	3-5-3

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
加点要求水準	安全性	17	木造天守自体の防災・安全性に支障を与えない工夫がされていること	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械、材料（発がん性物質等）の安全性や構造安全性など総合的に確実であることを確認できるか</li> <li>漏電・ショート等による出火の防止策が講じられているか</li> <li>災害発生時に観覧客の避難を妨げない工夫が提案されているか</li> </ul>	3-5-3
		18	導入費用等が抑制されていること	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案数及び見積金額を基に相対評価を行う</li> </ul>	3-5-4、 3-7
	価格	19	導入費用等の抑制が工夫されていること	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積金額の抑制が如何に工夫されているか</li> <li>市況との比較検証等により定量的に抑制額が示されているか</li> </ul>	3-5-4、 3-7
		20	維持管理費用が抑制されていること	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案数及び見積金額を基に相対評価を行う</li> </ul>	3-5-4、 3-8
		21	維持管理費用の抑制が工夫されていること	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理費用の抑制が如何に工夫されているか</li> <li>市況との比較検証等により定量的に抑制額が示されているか</li> </ul>	3-5-4、 3-8
	バリアフリー(有用性)	22	利用対象者の範囲が広いこと	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用対象者の範囲が広い技術であるか</li> <li>開発に当たって利用者のニーズの把握等に努めており、その内容を技術に丁寧に反映しているか</li> </ul>	3-5-5
		23	誰もが簡単に使えること	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡単な説明を聞くことで使うことができるか</li> </ul>	3-5-5

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
加重要求水準	バリアフリー (有用性)	24	可能な限り健常者の移動と同じような時間で移動できること	50	・一般歩行者の歩行速度(0.3m/s)と比較し、同等程度で移動できるものか	3-5-5
		25	多人数による反復した利用が可能であること	50	・多人数による反復した利用が可能か	3-5-5
		26	可能な限り健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること	50	・一般的な移動を妨げないと判断できるか、その改善の見込みがあるか	3-5-5
		27	大天守のより上層階まで上がれること	50	・どれだけ上層階まで登れる見込みがあるか(例:階段体験館の踊り場をスムーズに移動できるか、最も高い階層(約7.5m)以上の昇降ができるか)	3-5-5
		28	怖い思いをしないで利用できること	50	・安心感を得られる工夫はされているか	3-5-5
		29	他人の助けを借りることなく昇降ができること	50	・介助者がすぐ傍にいる状態であっても、極力、介助者等の助けを借りることなく利用者自らの操作で昇降できるか	3-5-5
	史実に忠実	30	可能な限り木造天守の外観や内観をそこなわないこと	20	・付加的な機材を装着する場合、木造天守に使用されている木材を取り外すなどの木造天守への影響が極力抑えられているか ・付加的な機材を取り外すことによって原状回復できる見込みがあるか ・木造天守の雰囲気を損なわない意匠になっているか	3-5-6

要求水準	審査区分	No	審査基準	配点	審査の観点	様式
加点要求水準	史実に忠実	31	木造天守に使用されている木材を保護すること	20	・木造天守に使用されている木材を保護するカバー等、構造物の痛みを著しく進めない工夫があるか	3-5-6
		32	導入後の維持管理、サポート体制が設けられていること	50	・維持管理業務の内容、継続的なサポート体制が具体的に記載されているか	3-5-7
	運用	33	導入後の製品改善・運用改善の仕組みが設けられていること	50	・導入後、さらに製品改良・運用改善の余地があり、それを実現化する仕組みが具体的に記載されているか	3-5-7
		34	他の文化財にも転用できる見込みがあること	30	・転用可能な他の文化財について具体的な提示がなされているか ・転用可能な他の文化財について実現性のある提示がなされているか	3-5-8
	汎用性	35	一般の建物にも転用できる見込みがあること	20	・転用可能な一般の建物について具体的な提示がなされているか ・転用可能な一般の建物について実現性のある提示がなされているか	3-5-8
		36	総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること	60	・総合的に評価すべき点があるか	-
	合計			1,000		

なお、審査における加点要求水準について、具体的な配点の基準の記載がない審査基準の得点は、それぞれの基準ごとに5段階で評価を行うものとし、審査基準ごとに定められる配点に、評価に従う係数を乗じて評価点とします。  
(端数は小数第2位で四捨五入し小数点第1位までとする。)

評価	評価の考え方	評価点
A	基準を大きく超えて優秀である	配点×1.0
B	基準を超えて優秀である	配点×0.8
C	望ましい基準に達している	配点×0.6
D	最低限の基準には達している	配点×0.4
E	加点評価レベルに達しない	配点×0.0